

平成30年6月定例会

環境生活委員会

予算決算委員会（環境生活分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	3
4、付託事件	3
5、経過	
《分科会(土木部)》	
土木部長予算議案及び報告議案説明	4
監理課長補足説明	5
予算議案及び報告議案に対する質疑	6
予算議案及び報告議案に対する討論	6
《委員会(土木部)》	
土木部長総括説明	6
都市政策課長補足説明	7
港湾課長補足説明	8
議案に対する質疑	9
議案に対する討論	16
決議に基づく提出資料の説明	16
政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明	17
陳情審査	17
議案外所管事項に対する質問	21

(第2日目)

1、開催日時・場所	41
2、出席者	41
3、経過	
《分科会(環境部)》	
環境部長予算議案及び報告議案説明	41
予算議案及び報告議案に対する質疑	42
予算議案及び報告議案に対する討論	44
《委員会(環境部)》	
環境部長所管事項説明	45
決議に基づく提出資料の説明	45
政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明	46

陳 情 審 査	4 6
議案外所管事項に対する質問	4 7
(第 3 日 目)	
1、開催日時・場所	6 1
2、出席者	6 1
3、経過	
《分科会（県民生活部）》	
県民生活部長報告議案説明	6 1
報告議案に対する質疑	6 2
報告議案に対する討論	6 2
《委員会（県民生活部）》	
県民生活部長総括説明	6 3
決議に基づく提出資料の説明	6 3
政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明	6 4
議案外所管事項に対する質問	6 4
《分科会（交通局）》	
交通局長報告議案説明	8 2
報告議案に対する質疑	8 2
報告議案に対する討論	8 5
《委員会（交通局）》	
交通局長所管事項説明	8 5
決議に基づく提出資料の説明	8 6
議案外所管事項に対する質問	8 6
《委員会》	
分科会長報告等に関する委員間討議（協議）	9 7
審査結果報告書	9 9

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年 6月13日

自 午前11時03分

至 午前11時09分

於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

委員 長 里脇 清隆 君

副委員 長 山本 由夫 君

委員 田中 愛国 君

〃 渡辺 敏勝 君

〃 瀬川 光之 君

〃 徳永 達也 君

〃 外間 雅広 君

〃 川崎 祥司 君

〃 坂本 浩 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

— 午前11時03分 開会 —

【里脇委員長】ただいまから環境生活委員会を開会いたします。

まず、議事に入ります前に、松島委員が、去る6月10日に行われました南島原市長選挙の立候補に伴い、6月3日付けで議員辞職となっております。

それに伴う委員席の変更につきましては、お手元に配付いたしております委員配席表のとおり

決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、八江委員、外間委員の2人をお願いいたします。

本日の委員会は、平成30年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時05分 休憩 —

— 午前11時08分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないようですので、これをもって本日の環境生活委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

— 午前11時09分 散会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年6月26日

自 午前10時 2分
至 午後 2時32分
於 委員会室 3

道路維持課長	馬場 一孝 君
港湾課長	近藤 薫 君
河川課長	浦瀬 俊郎 君
河川課企画監	松本 憲明 君
砂防課長	田中 比月 君
建築課長	三原 真治 君
営繕課長	平松 彰 君
住宅課長	高屋 誠 君
住宅課企画監	崎野 義人 君
用地課長	佐々木健二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	里脇 清隆 君
副委員長(副会長)	山本 由夫 君
委員	田中 愛国 君
〃	渡辺 敏勝 君
〃	瀬川 光之 君
〃	徳永 達也 君
〃	外間 雅広 君
〃	川崎 祥司 君
〃	坂本 浩 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（環境生活分科会）

第95号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）
（関係分）

報告第2号

平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）
（関係分）

報告第11号

平成29年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第3号）

報告第12号

平成29年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第3号）

報告第14号

平成29年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）

報告第15号

平成29年度長崎県交通事業会計補正予算（第3号）

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土木部長	岩見 洋一 君
土木部技監	藤田 雅雄 君
土木部次長	天野 俊男 君
土木部参事監 (街づくり推進担当)	高宮 茂隆 君
監理課長	井上 和広 君
建設企画課長	佐々 典明 君
建設企画課企画監	川添 正寿 君
新幹線事業対策室長	鈴田 健 君
都市政策課長	植村 公彦 君
道路建設課長	大塚 正道 君

7、付託事件の件名

○環境生活委員会

(1) 議案

第100号議案

長崎県都市計画審議会条例の一部を改正する条例

第101号議案

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

(2) 請 願

な し

(3) 陳 情

- ・ 壱岐海域における海砂採取に関する陳情書
- ・ 平成31年度 県の施策等に関する重点要望事項
- ・ 要望書（松浦魚市場再整備への財政支援について 他）

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 2分 開会 —

【里脇委員長】 おはようございます。

ただいまから、環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第100号議案「長崎県都市計画審議会条例の一部を改正する条例」ほか1件であります。そのほか陳情3件の送付を受けております。

なお、予算及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を、環境生活分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分ほか5件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順で行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたい

と存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動に伴う新任幹部職員について、5月の委員会の際に出席していなかった職員の紹介がありますので、これを受けることにいたします。

【岩見土木部長】 土木部の新任幹部職員をご紹介します。

（各新任幹部職員紹介）

以上でございます。

【里脇委員長】 ありがとうございます。

なお、本日は、港湾課、井手企画監より、欠席する旨の届出が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより審査に入ります。

これより、土木部関係の審査を行います。

【里脇分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び予算に係る報告議案を議題といたします。

土木部長より、予算及び予算に係る報告議案について、説明をお願いいたします。

【岩見土木部長】 土木部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第2号知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、報告第11号知事専決事項報告「平成29年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第3号）」、報告第14

号知事専決事項報告「平成29年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち土木部関係の歳入・歳出予算は、それぞれ記載のとおりであります。

補正予算は、公共事業に対する国の内示に伴い、海岸高潮対策費4,221万円の増、港湾改修費9億4,972万8,000円の増、火山砂防費1億6,222万5,000円の増、緊急情報基盤整備費4,189万2,000円の増、地滑り対策費9,761万1,000円の増、砂防基礎調査費3億755万5,000円の増を計上いたしております。

次に、知事専決事項報告についてご説明いたします。

本件は、さきの3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております平成29年度予算の補正を、3月30日付で知事専決処分させていただいたものであります。

このうち、報告第2号知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」の主な内容は、事業費の変更に伴う減等で、広域河川改修費6,689万6,000円の減、平成29年災害復旧費6,200万円の減、道路維持費5,145万3,000円の減などを補正いたしております。

また、報告第11号知事専決事項報告「平成29年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第3号）」、報告第14号知事専決事項報告「平成29年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」については、それぞれ記載のとおりであります。

このほか、繰越計算書報告についても記載のとおりであります。

なお、繰越計算書報告については補足説明資

料を配付させていただいております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇分科会長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【井上監理課長】土木部関係の繰越計算書報告について、補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております課長補足説明資料の1ページ、繰越額理由別調書をご覧ください。

表の縦の部分が款項目の予算科目、横の区分が繰越額の理由別内訳となっております。表の左端の欄を上から見ていただきますと、総務費、土木費、災害復旧費、その下が一般会計合計、平成29年度であります。

平成29年度の一般会計の合計は①の欄になりますが、393件333億5,749万5,000円、このうち3月の経済対策補正予算に係る繰越が②の欄になりますが、138件121億4,652万3,000円、一般会計合計からこの分を除いた通常分が③の欄になりますが、255件212億1,097万2,000円となっております。

今回の繰越額の特殊要因としまして、新幹線整備事業、石木ダム建設事業、JR長崎本線連続立体交差事業及び災害復旧事業がございますが、特殊要因に係る繰越額を一般会計の通常分③から除きますと④の欄になりますが、236件80億3,802万4,000円となっております。

平成29年度の繰越額を平成28年度の繰越額と比較しますと、一般会計合計では①－⑤の欄になりますが、件数は133件の減、繰越金額は69億8,082万6,000円の増となっており、ここから経済対策を除いた通常分、③－⑦の欄になり

ますが、件数は110件の減、繰越金額は35億1,465万2,000円の増となっており、特殊要因を除きますと④－⑧の欄になりますが、件数は38件の減、繰越金額は32億477万9,000円の減となります。

次に、港湾施設整備特別会計の繰越額が⑨の欄になりますが、2件1億560万円となっており、一般会計と合わせた土木部合計は⑩の欄になりますが、395件334億6,309万5,000円となっております。

次に、一般会計合計①の欄の繰越額を理由別にご説明いたします。表の右の方に、繰越理由を6つに区分して整理をしております。

まず、地元調整に係る繰越額は146件88億2,852万円。具体的には、関係機関や関係者との調整、工事施工に伴い発生する騒音や振動などの地元調整などに日数を要したため繰越しとなるものでございます。

次に、用地補償額に対する不満や代替地の要求、家屋移転に日数を要したものなど用地補償に係る繰越額が48件20億7,823万2,000円。

工法の検討や当初想定していなかった諸条件の変更に伴う設計変更の日数を要したものなど、設計、工法等に係る繰越額が38件17億1,389万6,000円。

事業決定の遅れ・補正にかかる繰越額には経済対策補正に係る繰越額も含んでおりますが、152件123億407万円。

資機材や人材のひっ迫、入札の不落・不調に係る繰越額が8件9,579万円、その他として新幹線整備事業の負担金に係る繰越額が1件83億3,698万7,000円となっております。

予算については本来、年度内に執行すべきものであり、事業効果の早期発現のため引き続き事業の早期執行に努力するとともに、できる限り

繰越額を縮減するよう努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

【里脇分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第95号議案のうち関係部分、報告第2号のうち関係部分、報告第11号及び報告第14号は、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【里脇委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

土木部長より総括説明をお願いいたします。

【岩見土木部長】 土木部関係の議案についてご説明いたします。

環境生活委員会関係議案説明資料、土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第100号議案「長崎県都市計画審議会条例の一部を改正する条例」、第101号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」で、その内容は記載のとおりであります。

なお、これらの議案については、補足説明資料を配付させていただいております。

次に、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、和解及び損害賠償の額の決定について、公共用地の取得状況についてで、その内容は記載のとおりであります。

次に、土木部関係の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご説明いたしますのは、幹線道路の整備について、石木ダムの推進について、九州新幹線西九州ルート建設推進について、長崎県行財政改革推進プランに基づく取り組みについてで、その内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇委員長】次に、都市政策課長より補足説明を求めます。

【植村都市政策課長】第100号議案「長崎県都市計画審議会条例の一部を改正する条例」について、補足して説明いたします。

課長補足説明資料の1ページをご覧ください。

長崎県都市計画審議会は、都市計画決定にかかる事項等を審議するため、都市計画法の規定に基づき設置する附属機関でありまして、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は条例で定めることとされております。

また、審議会を組織する委員につきましては、

国の政令により、学識経験のある者、関係行政機関の職員、市町村長を代表する者、都道府県議会の議員及び市町村議会の議長を代表する者を任命することと規定されております。

今回の改正は、人口減少や少子高齢化の進展など社会情勢の変化に応じた様々な新たな課題に対応しまして、賑わいのある都市づくりを推進するため、委員定数の上限を変更するなど所要の改正を行うものでございます。

具体的な改正の内容についてご説明いたしません。

学識経験のある者の委員定数の上限を、さらなる多分野の観点や民間の視点を取り入れられるよう、現在の7人以内から3人増員しまして10人以内に改めたいと考えております。現在の都市計画、建築、農業、法律、経済、商工業、環境衛生、この7つの分野の方々に加え、新たに防災、公共交通、景観の分野の方々に就任いただくことを予定しております。

一方、関係行政機関の職員の委員定数の上限は、現在の任命状況が建設や運輸など都市計画と密接に関係のある行政機関に限定しております状況を踏まえ、現在の8人以内から3人減員し5人以内に改めたいと考えております。

また、組織改正によりまして都市計画課が都市政策課に変更されたことに伴い、審議会等の庶務を担当する部署を、「内部組織の設置に関する条例」に規定されております組織名に合わせ、「土木部都市計画課」から「土木部」に変更しようとするものでございます。

なお、この条例の改正は、公布の日から施行することとしております。

以上で第100号議案の補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【里脇委員長】次に、港湾課長より補足説明を

求めます。

【近藤港湾課長】 第101号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」について、補足してご説明いたします。

環境生活委員会課長補足説明資料の2ページをご覧ください。

今回の条例改正につきましては、長崎港の県営常盤南駐車場の使用料の設定と、後に同駐車場及びドラゴンプロムナードなどを指定管理者制度導入施設に追加するため、長崎県港湾管理条例の一部改正を行うものでございます。

まず、1の県営常盤南駐車場の使用料の設定（第1条関係）についてご説明いたします。

長崎港につきましては、東アジアのクルーズ需要の拡大によりクルーズ船の寄港が急増するとともに、船舶の大型化が進んでいます。

そうした中、長崎港に寄港するクルーズ船のうち、中国系乗船客の多くはツアーバスで観光していますけれども、松が枝国際ターミナル周辺に駐車場がないことから、県では、県営常盤駐車場の南側部分につきましてツアーバスの乗降場所として無料で開放しております。

当該駐車場につきましては、これまで簡易な舗装しか施していなかったことから、待機車両の増加によりまして沈下やわだちが多く発生しておりまして、バスの走行や乗客の方々の乗降に支障を来していました。

このため、昨年度、アスファルト舗装を行うとともに区画割を見直しまして、最大130台のバスが駐車できるようにいたしました。

また、従来からクルーズ船の寄港時には、駐車場やその出入口周辺に警備員を配置し、ツアーバスや乗客の安全かつ円滑な誘導も行っています。

以上のことから、今後の維持・修繕の費用も

含め適正な負担を利用者に求めるため、今回、クルーズ船ツアーバスの使用料を新設する目的で条例を改正するものでございます。

なお、徴収した使用料につきましては、施設整備や維持管理の費用に充て、さらなる利便性の向上を図ることとしております。

また、昼間の観光中の駐車場所としてもツアーバスを受け入れることで、市内交通混雑の緩和を図るとともに、観光地や商店街へ足を運ぶ機会を増やし、観光消費の拡大につなげたいと考えております。

(3)の改正内容でございますが、先ほど改正理由で説明しました県営常盤駐車場を利用するツアーバスから使用料の徴収を行うため、資料3ページの図-1にありますように、条例に記載されている料金表に県営常盤駐車場の南側部分を県営常盤南駐車場とする新たな区分を設け、ツアーバスの使用料も新たに設定いたします。使用料は1台につき1日当たり2,000円とし、1日何回でも出し入れが自由にできるようにいたします。

条例施行日につきましては、平成30年9月1日を予定しております。

参考までに(4)に九州他港の状況をつけておりますが、博多港におきましても平成28年4月からツアーバスの使用料を徴収しており、使用料は同額の2,000円となっております。

(5)使用料の考え方でございますが、アスファルト舗装等の工事改良費、出入口ゲートの保守点検やバス誘導の警備員の配置等の維持管理費を基本に、博多港の事例も参考にしながら算定をしています。

続きまして、2の指定管理者制度導入施設の追加でございます。5ページをご覧ください。

今回新たに指定管理者制度を導入する施設に

つきましてご説明いたします。図-2「指定管理者制度導入施設の追加」のうち、斜線でハッチングをしている部分となりますが、上の図面の元船地区におきましては、中央のドラゴンプロムナード及びその右側のプラタナス広場の2施設、下の図面の常盤・出島地区につきましては、先ほどツアーバスの使用料を設定する場所としてご説明いたしました左側の県営常盤南駐車場、及びその右側の三角広場の2施設、合わせて4施設となります。

4ページをご覧ください。

元船地区、常盤・出島地区の長崎港ベイエリアにおきましては、現在、(3)に記載している表の左側、改正前の欄にある港湾施設について指定管理者制度を導入してはいますが、本年度、現在の指定管理期間が終了するため、同施設にかかる平成31年度からの指定管理者の公募を行う必要がございます。

次期指定管理者の更新に当たりましては、民間のノウハウを活用することで、さらなる県民サービスの向上と県の人件費など経費の節減を図るため、一体的に活用することが望ましい、先ほどの4施設を追加したいと考えています。

これに伴う条例改正の内容は、(3)の表に記載しているとおりでございます。

4ページの3、一番下にありますが、今後の具体的な流れをお示ししています。本議会承認が得られれば、(1)のとおり、公布の日から周知期間をとった平成30年9月1日から、県が直営で県営常盤南駐車場のツアーバスの使用料を徴収することとなります。

その後、(2)のとおり、公布の日から起算して1年を超えない範囲で規則に定める日となっておりますが、予定では平成31年4月1日を想定しています。長崎港ベイエリアの指定管理者の

更新に合わせ、県営常盤南駐車場など4施設を指定管理者導入施設として追加することとなります。

これに伴いまして、(3)のとおり施設の管理業務が県から指定管理者に移行いたしますので、これをもちまして、港湾管理条例のうち県営常盤南駐車場の使用料にかかる部分と長崎港プロムナード管理条例を廃止することとなります。

以上で補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願います。

【里脇委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【坂本(浩)委員】今の条例議案について、質問を幾つかさせていただきます。

まず、県営常盤南駐車場の使用料の設定ですが、観光バスは従来どおりということで、ツアーバスを今度新たにということですか。

ここの近くに松が枝駐車場というんですかね、グラバー園を下ったところに市営と県営としかあったと思うんですけれども、ここにツアーバスは普段は入らないんですか。

【近藤港湾課長】松が枝駐車場と旧香港上海銀行の脇にある松が枝第2駐車場は長崎市営の駐車場で、今までは常盤駐車場からあふれた部分についてクルーズ用のツアーバスを受け入れていただきましたけれども、先ほどご説明いたしましたとおり、区画を見直しまして最大130台停められるようになりました。なおかつ松が枝ターミナルの脇にも10数台、16台ですかね、停めるスペースがございますので、この中でクルーズ船のツアーバスについては全て受け入れることが可能になっています。

【坂本(浩)委員】そうしたら、前提として松が

枝の市営駐車場には、もうツアーバスは基本的に入らないということだと思えますけれども、もし仮にあふれて入った場合に、その時の料金はどういうふうになるんですか。

【近藤港湾課長】クルーズ船用のツアーバスにつきましては、今回有料化することによってターミナルビルで手続を行いまして、そこで無料のプレートみたいなものをツアーガイドさんが持って行ってバスに掲げていただくことによって無料の処理をするんですけれども、基本、そのツアーバスについては、今は長崎港湾漁港事務所が手続を行っていますけれども、前日までに申し込みをしていただいて、そこで割当てをしておりますので、あふれるということは今のところ考えておりません。

【坂本(浩)委員】わかりました。

それと、随分先の話になるかもしれないんですけど、いわゆる2バース化になった時に、今はほぼ1隻ですよ、1隻が入って130台ということなんですけれども、それが2バース化になって16万トンとか10万トンが2隻同時に入ってきた場合に、ツアーバスもかなりあふれてくるんじゃないかというふうに思えますけれども、そこら辺はどう認識されていますか。

【近藤港湾課長】2バース化になった時のツアーバスの配置というんでしょうか、駐車場所ということでしょうか、今現在考えておりますのは、2バースになった時のターミナルの敷地にツアーバス用の駐車場も計画しております。それと、従来ある常盤駐車場並びに松が枝ターミナル裏の駐車場、あわせて3カ所になります。それで対応していきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】了解しました。

それと、第101号議案の指定管理者制度の説

明がありました。県営常盤南駐車場と3カ所の広場、ドラゴンプロムナードとプラタナス広場と三角広場ですけれども、改正理由のところに、指定管理者に移って民間のノウハウを活用することで、さらなる県民サービスの向上、経費節減ということです。

ドラゴンプロムナードと三角広場とプラタナス広場は、言えば単なる広場で、今、どんな活用をしているのかなということがあられるんですけれども、いかがですか。そこら辺の今の活用の中身というんですかね。

【近藤港湾課長】ドラゴンプロムナード、プラタナス広場、三角広場の活用についてのご質問でございます。

三角広場につきましては、皆さんご存じかと思えますけど、いろんなイベント事での活用が図られております。出島ワープとか水辺の森公園で行われるイベントのサブステージみたいな形をとってみたいとかですね。あと、おくんち用の石畳もつくっておりますので、周辺のだしの練習場所にも活用されております。

ドラゴンプロムナードにつきましては、前回議会の時にもご説明いたしましたけれども、修学旅行生の龍踊り体験をやったりとか、写真撮影会に活用されたりとか、若者が上がって行って展望してみたりとか。この間の議会で少し知名度も上がりまして、それによって展望してみたいという方も多少増えているみたいで、そういった長崎港を展望できる場所としても活用されているという状況でございます。

プラタナス広場につきましては、基本的に緑地なものですから、どちらかというと活用という意味ではあまり使われていないのかもしれませんが、その前面の岸壁に軍艦島用のクルーズ船が発着してございまして、この方々の休憩場所

とか、結婚式の写真撮影とかにも使われているみたいですよ。

【坂本(浩)委員】今からまた民間のノウハウを活用するという事で、港周辺の元船、常盤・出島のさらなる活用で、人がたくさん来ることはぜひしてもらいたいですけれども。

その場合に、ドラゴンpromenadeに私も何回か行ったことがあるんですが、例えば階段の手すりが少しさびていたり、そういう補修とかが必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、それは基本的に指定管理者の責任において、県の施設ですけども、やるという理解でいいんですか。

【近藤港湾課長】従来の指定管理者と同様に、小規模なといいますか、250万円ぐらいの維持補修につきましては指定管理の範囲の中でやっていただきたいというふうに思っています。

【坂本(浩)委員】小規模なものは指定管理者の責任でやって、非常に大規模な部分については、改めて県の方で支出するという理解でいいんですか。わかりました。

それで、ここは海に面しています。ドラゴンpromenadeは柵もあって2階ですから、そうないと思うんですけど、プラタナス広場、三角広場はまさに海に直接面しているということで、いわゆる安全面ですよ。別に民間になるから安全面がおろそかになるということは考えないんですけども、今ざっと見ただけで、例えば救命のための浮き輪というんですか、あれも幾つかありますし、そこら辺の点検もきちんとやらないと救命用として役に立たないということも出てきますので、安全面の対策についてはきちんとしていただきたいというふうに思っているんですけども、そこら辺の認識はいかがですか。

【近藤港湾課長】ドラゴンpromenadeとかプラタナス広場を指定管理者にゆだねることによって、県庁舎がこちらに移ってくる、並びに元船周辺にオフィスビルが建ったりということでもかなり人の流れが変わりつつある中で、この両施設の利活用というのはかなり、過去にも増して増えてくるんだろうと思っていますので、そういった人の流れに対しても、きちんと安全が確保できるように、指定管理者も含め我々も、そういった安全面には十分に配慮しながら運営してもらいたいと考えております。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

【川崎委員】第101号議案について、2点お尋ねいたします。

指定管理者に出されるということ、民間の活力を活用して利用されるということについては大賛成でございますので、賑わいをもたらせていただければと思っているんですが。

まず、常盤南駐車場の料金の件ですけども、これはいずれ管理条例が廃止をされるということからすると、2,000円の設定については、今後、指定管理者が判断をするということによろしいんですか。

【近藤港湾課長】使用料の設定につきましては、指定管理者に移行したと同時に指定管理者の判断になるかと思っておりますけれども、2,000円の設定に当たっては警備費用とか維持管理費用も当然見込んでおります。そのうち警備費用が結構かかっておりますので、その分で指定管理者自ら警備員を雇ったりとかということで対応していくんだと思いますが、それに見合う金額であれば2,000円以下でも構わないのかもしれませんが、ただし、一度こういった形で設定した以上、それを大幅に変えるということについては、やはり県との相談が必要になってまいりますので、

2,000円の範囲の中で協議をしながら検討していくことになろうかと思えます。

【川崎委員】 逆に上ぶれといいますか、2,000円を上げるということも一つは考えられますので、ぜひそこは調整をしながら安定的にやっていただきたいと思えます。

もう1点は三角広場ですけれども、一般質問とか委員会でも質疑させていただいているんですが、大型のクルーザーといいますか、メガヨットと通称言うみたいですが、停泊をしたことが過去にあったかと思えます。そういった停泊に関する管理も、この指定管理の中に入りますか。

【近藤港湾課長】 三角広場の中で指定管理者にゆだねる部分は、岸壁の背後のアスファルト舗装をした、いわゆる野積み場的な扱いをしているところがございますので、前面の係船許可等については、従来どおり県の方で管理していきたいと思っております。

【川崎委員】 そうしますと、停泊に関しては県の方に申請、許可を得るようになります。一方で陸地側は指定管理者が何かイベントを考えたりするということであると、そこもやっぱり調整をしながらということになってくるわけですね。

【近藤港湾課長】 そもそも三角広場を有効活用せんがための指定管理者でございますので、前面に係船する船舶であるとか、そういった利活用等については、県と指定管理者としっかり連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

【川崎委員】 最後は提案といいますか、もういっそのこと一体的に指定管理で出されて、海の部分も有効活用したらどうかなと思えますが、いかがでしょうか。

【近藤港湾課長】 私個人的にはそれも十分ある

かと思うんですが、基本的に岸壁等については国有施設であったり公共施設でございますので、そこは指定管理にはゆだねられないというふうになっていきますので、そこはしっかり官の方で管理をしていきたいと思っております。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

【渡辺委員】 まず、第100号議案で上限の定数を変更しようと提案されておりますけれども、これは九州各県と比べて、大体妥当な線の定員の上限の設定なのかどうなのか、その辺をお示しいただけますか。

【植村都市政策課長】 都市計画審議会の委員構成、九州他県との比較についてのお尋ねでございますが、学識経験者の人数のことでよろしいですかね。学識経験者の人数について、九州他県の状況を申し上げますと、福岡県が8名、それ以外の県は、現在の本県と同じく7名でございます。ただ、都市計画審議会の委員数全体に占める学識経験者の割合で申しますと、本県が現在35%なのに対しまして、他県は概ね40%前後ということでございますので、学識経験者の割合が長崎県は他県に比べると若干低いということでございます。

【渡辺委員】 わかりました。

そうしたら、今度は定員を減らそうとしております関係行政機関の職員の数です。変更前は8人以内であったのが、現在の委員数は4人と半分ですよ。これはなぜ、定員の8人の半分しか人選していなかったんですか。

【植村都市政策課長】 長崎県の都市計画審議会条例を制定いたしました当初、昭和44年時点では、国からの通達に基づきまして、財務関係の職員と農政関係の職員、通産関係の職員、運輸関係、建設関係、それから国鉄の職員、警察の職員、それに県の幹部職員ということで基本的

に8名になりますが、この中から選ぶということになっておりました。

長崎県におきましても、当時は8名の行政機関の職員に委員を委嘱しておりましたけれども、その後、省庁の再編とか国鉄の民営化、あるいは地方分権の流れの中で、都市計画を決定する際にやり取りをするような密接な関係のある機関というのが少なくなってまいりまして、現在のところ、農政局、運輸局、地方整備局、警察本部、この4機関のみ委嘱をさせていただいている状況でございます。

【渡辺委員】都市計画の審議をする上で、関係行政機関の職員の意見というのは非常に重要だと思いますので、これを減らすことによって支障がないように、よろしくお願ひしたいと思います。

それと第101号議案でお尋ねします。

今、水辺の森公園に100円パーキングがありますよね。県営常盤駐車場は指定管理の中に入っていないんでしょう。県立美術館の駐車場の駐車料金の関係は指定管理に入っていないんでしょう。

知りたいのは、常盤町100円パーキングの関係が今、県の直営になっているのかどうなのか、別の会社に指定管理されているのか。

そして、クレーンハーバー長崎ビルができましたね。あそこの1階も駐車場でしょう。あれはどうなっているのか。前は県営駐車場だったもんやけん、その辺の駐車料金の管理はどうされているのか、直営なのか、その辺を示してください。

【近藤港湾課長】まず、課長補足説明資料3ページの図面を見ていただいて、「改正前」の図の真ん中付近にあります県営常盤駐車場の左側を県営常盤南駐車場として、ツアーバスも有料

化し、将来的には指定管理者にゆだねるものですが、北側の土地については県の直営の駐車場になっています。

これにつきましては、出島ワープは違いますが、県立美術館の附置義務駐車場となっていますので、ある程度の駐車台数を確保しなければいけないという観点もありますし、この土地については基本的に売却しなければいけない土地ということで、県営常盤駐車場の南側はAIGに売ったりしていますから、北側については将来的には売却をするというような土地でもございますので、ここについては県の直営で確保しておきたいということで残しております。

おっしゃった水辺の森公園の駐車場については、指定管理者の管理になっています。

それとクレーンハーバー長崎ビルが建っている敷地については、もともと県の持ち物でございましたけれども、産業労働部、産業振興財団に売却をしてビルが建っております。それによって駐車場は県の管理から外れまして、産業振興財団が直接運営する、港湾管理者ではなくて違う方が運営している駐車場になっております。

【渡辺委員】わかりました。今のところは、そういうものも含めて指定管理に移管するという考えはないんですね、北側は。

北側は将来売却用地として県が管理していくと港湾課長は答弁されたんですけど、これは将来的に売却の方向なんですか。

【近藤港湾課長】将来的といえますか、もともとそういった目的で造成をした土地でございますので、今後の状況を見ながら、売却に向けた動きになってくるのかと思っています。

【渡辺委員】あそこは今、美術館の駐車場として利用しているものですから、美術館の駐車場の対策上も私は必要かと思っているので、売却は

どうかと意見だけは言うておきたいと思いません。

それと、プラタナス広場も今度は指定管理に入れますね。プラタナス広場でイベントというか、あるいは民間が借りたいと言った時に貸し出すことはできるんですか。

【近藤港湾課長】今現在は、結婚式の写真撮影であるとか、前面にある軍艦島クルーズのお客様方の休憩場所であったりとか、おくんちの時には緑地を使ってあそこで皆様が食事をしたりとか休憩してもらったりというような、どちらかという公園的な場所ではございますけれども、真ん中に緑地がございまして、これを適正に管理していただきたいというのが主目的でございます。

それと岸壁の間に幾らか余剰地がありまして、そこを活用した何がしかのイベントは可能になっておりますので、そこを使って、民間の力を使って、県庁前の広場であるとか、プラタナス広場であるとか、ドラゴンプロムナードであるとか、そういった連携したイベント等があれば活用も十分できるかと思っています。

【渡辺委員】わかりました。

そうしたら、元船広場も含めて同じ指定管理者が管理すると理解しておっていいんですか。新たに追加される3カ所を含めて。

【近藤港湾課長】今現在、元船広場、元船ターミナル並びに元船駐車場を指定管理者にゆだねていますが、今回の公募でドラゴンプロムナード、プラタナス広場も追加することで、同じ指定管理者の守備範囲の中で活用していただきたいというふうに思っています。

【渡辺委員】もう一点確認したいんですが、ドラゴンプロムナードの上に乗っていく道が閉鎖されておったんですけど、あれはどうなっていま

すか。前は上の方まで行かれよったろ、先の方からまた階段を上って。（発言する者あり）じゃなくて、港の出口の方に。球形がある方さ、玉がある方に行かれよったやかね。あれは今、どうなっていますか。

【近藤港湾課長】ドラゴンプロムナードまで上がった先の、球体のところに行ける道ですね。そこはきちんと今、行けます。階段もきちんと修理しました。

【渡辺委員】わかりました。

その場所も含めて指定管理者が管理すると理解しておっていいんですか。

【近藤港湾課長】指定管理者の中で、ドラゴンプロムナードの玉の展望所も十分活用していただきたいと思っています。

【里脇委員長】ほかにございせんか。

【外間委員】第100号議案の都市計画審議会の定数の改正の件で、渡辺委員に関連して質問をさせていただきます。

ただいまは都市政策課、都市計画課ですとなれてきたものですから。

都市計画審議会は、長きにわたって長崎県内のまちづくりに大変寄与してきた権威ある会議というふうに理解しておりまして、その委員定数の内容について都市政策課長から事前にご説明をいただいて、学識経験者が7名から10名へ、しかしながら行政機関が逆に人数を減らすということで、全体の枠の中で学識経験者と行政機関との調整をなされたのかなというふうなことで。

まちづくりをやっていく上で非常に重要なこの審議会が、委員会構成を昭和44年から今日に至るまで、人口減少対策も含めて、どういうまちづくりを考えていくかについて審議した結果の人数というふうに理解はしておりますけれど

も、議会側、あるいは町村会側の人数構成については触れずに、学識経験者と行政機関だけではないかと聞かれています。

その辺の人数構成について、一部はわかりましたよ。他県と比べて学識経験者が、40%に対して非常にうちは弱いからということは一理解できたんですが、県議会はしっかりと5人いるし、市議会、町村会の人数は昭和44年から変わらずにいかれると。

この決定について、決定権者である企画立案提案者の都市政策課から、今回の委員の選定についての総括というか、その辺をもう一回お聞かせいただければと思います。

【植村都市政策課長】ただいまの外間委員のご質問は、審議会の委員の中で、県議会の議員とか市町村の長を代表する者、市町村の議会の議長を代表する者、こういったところにも触れるべきではないかのご趣旨だったと思います。

私どもは、今回委員定数の見直しを行うに当たりまして、当然今申し上げた議会関係の委員とか、あるいは市町村長についても検討を行いました。

議会関係につきましては、行政機関の職員として農政、運輸、建設、警察といったところを今、委嘱している状況でございますが、これらに対して県民を代表して意見を言っていたら、関係する県議会の議員の皆様にもぜひご意見をいただきたいと思っております。各常任委員会の委員長、それと環境生活委員会、こちらは土木部の行政を所管される委員会でございますので、そこについては委員長、副委員長に入っていたらいいという趣旨でございますが、これにつきましては今後も維持していきたいというふうに思っております。

実際、最近の都市計画審議会の中で、議会の

代表として来ていただいている委員の皆様は非常に活発で、適切なお意見をたくさんいただいております。できましたら今の定数を維持したいと思っておりますが、先ほどの委員のご指摘を踏まえまして、今後また考えてまいりたいと思っております。

また、市町村の長を代表する者、それから市町村の議会の議長を代表する者につきましては、やはりまちづくりの主体である市及び町の主体的な意見を反映させる必要があるのではないかということで委嘱をしておりますが、市の規模とかによって、抱える課題とか、それに対応していくための考え方が異なってくるものというふうに考えておりましたが、それぞれ市の代表、町の代表というようなことで2名ずつの委員を委嘱させていただいております。これについては今のところは当面維持するつもりでございますが、これにつきましても、委員のご指摘を踏まえて今後の課題として検討してまいりたいと存じます。

【外間委員】ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

昭和44年から50年近くたって、国からの通達によってできた財務とか国鉄とか警察とか、そういうふうなことがまちづくりにとって必要かどうかということを検討した結果、行政機関が減ったという理由であれば、なるほどなということでは一定理解ができますし、人口減少対策も含めて、これからのまちづくりのあり方についても学識経験者が必要であるということでの増員と一定理解ができますが、合併して77あった市町村が21になって、その分、議員も一気に数千人減って、議員の意見が量から質に変わっていったということで、求められるものはいろいろあると思うし、私自身も議員の役割と

して、少ない中であって県のまちづくりにどう関わっていくかということ、選ばれる側としてしっかりと意見をこういう審議会に反映してもらえるよう、ある意味、格式の高い大変重要な会議であるがゆえに、活発で適切な意見をしっかりと言うために5人の県議会議員が必要で、これからのまちづくりの審議会をより効果的にやっていくために、どうしてもこういった議員関係が必要であるというご答弁だというふうに理解をいたしましたけれども、必要であれば積極的に、決定権者である執行権者の皆様方で、この定数のあり方については、こういう場でどんどん、どんどん出していただいて、必要なものは必要として、ただいまのようなご意見は結構でございましたけれども、減らす時には思い切って減らすというご提案もしていただければと。

一定、都市計画審議会の委員についての考え方について了とすることで意見とさせていただきます。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第100号議案及び第101号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり可決すべき

ものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【井上監理課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料についてご説明いたします。

提出しております内容は、補助金内示一覧表、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告、県参与の委嘱についてとなっております。なお、今回の報告対象期間は、平成30年2月から5月までに実施したものでございます。

はじめに資料の1ページをお開きください。

県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金について記載をしております。1ページが直接補助分、2ページから5ページまでが間接補助分となっております。

次に、資料の6ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事関係の委託、建設工事、その他の3つに区分し、契約状況一覧表、入札結果一覧表を添付しております。6ページから475ページが平成29年度分で、平成30年2月から3月に契約したものです。476ページから552ページが平成30年度分で、平成30年4月から5月に契約したものとなっております。

次に、資料の553ページをお開きください。

知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

次に578ページから584ページまで、附属機関

等の会議結果を記載しております。

最後に585ページから最終ページまで、県参与の委嘱について記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【里脇委員長】次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果について、説明を求めます。

【佐々建設企画課長】平成31年度政府施策に関する提案・要望について、土木部関係の要望結果をご報告いたします。

配付しております「平成31年度政府施策に関する提案・要望について（土木部関係）」という表題の資料、1枚ものですが、これをご覧ください。

土木部関係につきましては、5月8日に当委員会でご審議いただきました、九州新幹線西九州ルート of 整備促進について、西九州自動車道の整備促進についてなど9つの重点項目について、知事と議長が6月7日に、国土交通省の牧野副大臣ほか7名に対して要望を行いました。

このうち九州新幹線西九州ルートにつきましては、新幹線事業と密接に関連するJR長崎本線連続立体交差事業に関して、平成31年度末の高架への切り替えに向けて必要となる予算の確保を要望したところ、牧野副大臣より、「連続立体交差事業の重要性については十分に把握しており、予算確保に向けて頑張りたい」とのご意見をいただきました。

西九州自動車道及び地方創生を支える幹線道路について、整備の促進と予算の確保を要望したところ、石川道路局長より、「国の事業及び県の事業で連携しながら、幹線道路のネットワークを早く形成していきたい」とのご意見をいただきました。

また、長崎港における大型クルーズ船の申し

込みや受け入れ状況を説明した上で、松が枝国際観光船埠頭における岸壁2バース目の新規事業化を要望したところ、菊池港湾局長より、「長崎港はまちと港が近く、インバウンド効果が高い。また、事業化については、クルーズ船の受け入れ体制を含め、県と相談しながら検討させていただきたい」とのご意見をいただきました。

以上が、土木部に関する要望結果の概要であります。

今回の政府施策に関する提案・要望事項の実現に向け、引き続き積極的に取り組みを進めてまいります。

以上で報告を終わります。

【里脇委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。陳情書番号は10番、15番、16番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【田中委員】陳情・要望事項対応要旨という資料をもらっています。これについてお聞きをしておきたいと思います。

まず、佐世保市から大変な量の要望がきているみたいですね。ページ数にすると何ページかな、10数ページ。これは、びっくりしているというよりも毎年のことなので、進んでいないのかなと思っているんですが、細目いろいろ言っても、今日は時間が関係しますので、3点に絞ってお聞きをいたします。

まず一つは、主要交通網関連事項として、針尾バイパスの早期完成という佐世保市からの要望が出ているんですね。

県の対応は、「現在施工中の江上交差点の立体化工事は、去る平成30年2月に、国土交通大

臣が平成31年度完成を発言されるなど、着実な事業進捗が図られています。県としても、残る区間について、一日も早い完成を国に要望しているところであり」と、着実な進捗が図られていると、これは間違いないんですかね。ちょっと聞きたいと思います。

【大塚道路建設課長】針尾バイパスの進捗につきましては、これまでも委員会、一般質問等でもご答弁させていただいているとおり、今年2月に国土交通大臣が、江上交差点の立体化工事につきまして平成31年度完成をご発言されるなど、事業の進捗としては着実に進んでいるというふうに県としては考えております。

【田中委員】もう終わりに近づいてきたということですかね。昨年の予算に比べて大幅に減らされている。3分の1以下に減らされている。それでも着実な進行と言えるのかどうかね。あとのこと等々も考えて、私は懸念しているんだけども。

わかっています、いろいろと何回も議論してきたからね。しかし、あえて議事録に残しておかないといかんのですね。本当に着実という感覚を持っているんですか。

【大塚道路建設課長】委員ご指摘のとおり、昨年度、一昨年度と比較いたしまして、今年度の予算がご指摘のとおり少ないということは事実でございます。

国の事業でございますので、予算づけにつきましては国のお考えに基づいて予算がつけられるものと思っております。県内ほかにもいろんな事業がございますし。

ただ、県といたしましては、委員ご指摘のとおり、江上の立体交差までは確かに平成31年度までにできるということでございますけれども、残る区間の4車線化の分も、まだかなり事業と

しては残っております。これにつきまして、県としては、まだまだ残りがございますし、一刻も早い完成を求めているということ、これまでも国に対して要望を続けておりますので、今後もしっかりと要望しながら、国に予算をつけていただく努力をしていただきたいというふうに考えております。

【田中委員】来年1年度でできるという確約をいただいたので、ありがたい話なんですけど、残工事がどのくらいあるのか、来年1年度の残工事が。わかればお聞きしておきたい。

次に、安全を支える整備環境ということで、2級河川の整備促進、日野川、早岐川、相浦川とあるんですが、早岐川についてお聞きをしておきたいと思います。

平成26年度に事業採択となって、今後も頑張っていくというのはありがたい話なんですけれども、もう30年、40年来の懸案事項が平成26年に事業採択となった。これはこれでいいんですけども、平成26、27、28、29、30、もう5年かかっているんですね。まだ事業には着手できない。直接の事業ですよ、用地関係はやっていただいているけれどもね。

40数件の用地買収をやらなきゃいかんので、家屋補償をしなければいかんので、地元の該当する皆さん方が、「工事をやってくれ」じゃないんだ、早く用地、家屋の補償をしてくださいと。自分たちは何も反対していないんですよと、できるだけ早く用地、家屋の補償を進めてくださいと。

今の状況でいくと、まだ数年かかるだろうね。全体が20年事業か30年事業かだけれども、段階を追って用地交渉をやってもらったって、待っている人は大変だ。事業も採択され、関係者も賛成というか了解をしているわけだから、用地

関係をできるだけ急いでほしいということなんですが、何か妙案はないでしょうかね。

【浦瀬河川課長】早岐川につきましては、平成26年から平成45年までの長い工期を取って、全体1,840メートルの事業について推進をしております。

その中で1期工事としまして、もともとの川を切り替えて工事を行うんですけど、その区間が河口から340メートルございますので、まずは1工区としまして、その工事を1日も早く着工するというので、今現在、そこの用地補償に努めているところでございます。

県としましては、早岐川については近年の洪水等の実績もございますので、予算についても集中投資をして行うということで、大型物件の病院については平成28年度から着工して、もう移転も見込んでおりますし、予算については今年度当初予算で4億3,000万円を確保して、新たに9戸の家屋移転等の契約も見込んでおります。

県としましては、当初予算が限られていますので、補正予算も含めて早岐川については集中投資をして、市とともに引き続き用地の取得、確保に努めていきたいと思っております。

【田中委員】あえて言わせてもらっても、県から計画書の提示を受けて、一応もう平成31年度から工事に入るような感じもあるんだけど、まだ用地が半分も解決していないわけだからね。だから、年度計画。

それは1,840メートルは言いませんよ。340メートルも言いませんよ。県道から下、200メートルぐらいでしょうか、これについてはやっぱりある程度めどを立てて、年次計画があれば年次計画を提示して進めていただかないと。20年単位的な話をしてもらおうと、待っている人は生活設計ができない。あえてお願いをしておきた

いと思います。

もう1点は、交通渋滞対策で一般県道平瀬佐世保線、広田工区の整備促進。

これも、私の記憶では14件ほど用地を確保しなきゃいかん。家屋の補償をしなきゃいかん。平成28年度から平成30年度だから、まだ3年目といっても、これも想定されていた事業なのでね。瀬戸中央橋の工事からいうと、1工区、2工区、3工区みたいな感じで進んでいる事業なので、待っている人が多いのよ、早く用地の交渉をやってもらいたい。反対じゃないんですよ。もう了解しているから早くやってほしいと、生活設計ができないと、いつ家屋を交渉に来られるのか、いつ締結してもらえるのか。

ぜひ、用地の問題について部として検討してもらわないと。早岐川で40数件、ここでも14件、早岐地区だけでも、どうでしょうか、50件ではもちろんきかないね、60件でもきかないぐらい用地交渉が残っているわけだから。

ぜひ、用地課長の見解も求めて終わりたいと思います。

【佐々木用地課長】先ほどから答弁がありますように、限られた予算の中でいかに用地の取得を促進していくかということで、これまでも債務負担行為を活用しまして、限られた予算を有効に使うようにしてきております。

今後につきましては、用地先行取得のための制度で用地基金というものもありまして、これまで土地だけについて活用してきておりましたけれども、建物移転が年度内に終わるものにつきましては、その用地については基金を活用して、なるべく用地の先行取得が促進していくように頑張っていきたいというふうに考えております。

【田中委員】ようやく用地基金を家屋にも使い

たいという話があったけれども、間違いない話かな。用地基金は家屋には使えないということで困っていた。数年前からというより10年単位の前から話をしていた経緯もあるんだけどね。本当に検討して進んでいるのかどうか、用地基金の問題については。

【佐々木用地課長】今お話ししたのは、家屋に対する用地基金の適用は、前回2月の委員会でも同じようなお話をいただきましたけれども、年度を越えた場合、建物がなくなっておりますので、公共予算での買い戻しが困難になると考えておまして、建物の補償に関して基金の適用というのは考えておりません。先ほどの答弁は、建物があるもので建物が年度内に移転完了するものについては、建物に関しては公共予算を使わせていただいて、その底地、土地代については基金を活用していきたいということを考えておまして、建物等の補償に関しては通常予算を適用していきたいというふうに考えております。

【田中委員】限られた予算、限られた予算と言うけれども、基金については予算はあまり関係なく、そのための基金なんだから。基金を積み立てて先行投資できるようにしておかなければ。

反対じゃないんですよ、該当する人たちは。できるだけ早く解結してもらえませんか、逆に我々は要望されるわけでね。そういう意味からは、20年の事業採択とか、30年の事業採択というのはおかしいよ、いくら川にしたって。

だから、年度、年度、目標を定めて、ちゃんと押さえてやってもらわないと、賛成したくても賛成できないような人が出てきますよ。あえて言わせていただいて終わります。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

【外間委員】私も佐世保市選出の議員として、

佐世保市から上がっているたくさんの要望事項の中で、最重点事項である石木ダム建設促進に関する強い要望が上がっておりますので、この点について1点だけお尋ねをしたいと思います。

佐世保市にはダムが6つあって、大きな下野原ダムというのが全体の半分ぐらいの水がめであると思います。そのほか5つのダムが佐世保、県北、中央部に位置しているんです。一番古い山の田ダムは110年、次が90年というふうに、戦前につくられたダムが4つほどあって、耐用年数を大幅に超えているダムが6つあります。

先般の一般質問で同僚議員から、石木ダムについて、佐世保市民の節水の量については、土木部長からもご答弁があったとおり、非常に水を大切にしているという数値から、足りているというよりもむしろ、辛抱しながら水に対する節水を行っているということで。

それと同時に、この耐用年数を考えていった時に、ダムの必要性が浮上していくわけでありまして。

土木部としては、道路もトンネルも橋も長寿命化対策を一生懸命やってこられて、県内における県が抱えるさまざまな公共のそういうものを長持ちさせようということで、さまざまな技術を駆使して対応しているわけですが、どうなのでしょう、このダムに関しての考え方について。再度こういう見地からもダムの必要性を訴えたいと思うんですけれども、ご見解をいただきたいと思っております。

【浦瀬河川課長】外間委員から、佐世保市内の水道専用ダムの話だったと思うんですけど、佐世保市内には山の田ダムほか6つのダムがございまして。

ダムの耐用年数については、一般的に大蔵省

令の中で、例えばコンクリートダムであれば80年というのがございます。ただ、全国的にダムを見ると、それ以上経過したダムがございまして、110年以上たっているダムがございまして、県内でも、長崎市の本河内の低部ダムが115年ということで、大蔵省令で言うダムの耐用年数よりも伸びております。

佐世保市の広報等でダムの老朽化の話が掲載されておりますけど、実際にダムのどこが老朽化しているかといいますと、ダムの堤体とか、特に金物でつくっているバルブ関係がさびて非常に状況が悪いと。それとダムに土砂がたまりまして、それによって容量が減ることがございまして、そのあたりが課題だということと佐世保市の方からも。そういう問題があるということは認識しております。

ダムにつきましては、全国的に長寿命化計画というものを立てておきまして、県におきましても県管理河川、河川課で所管しています国土交通省のダムにおきましては35ダムありますが、これについては全て長寿命化計画を立てております。

佐世保市におきましても、今現在、平成28年から平成31年にかけて4年間で長寿命化計画を立てるということで、今後、ダムの寿命以上に長くもつように、計画を立てて維持管理をしていくものと思っております。

【外間委員】 35のダムについて長寿命化対策を、平成28年から平成31年までの4年間かけてしっかりやっていかれるというご答弁をいただいたので、一定了としますが、指摘があったように、放水管、送水管の腐食であるとか、あるいは水底土砂がダム全体の2割以上たまっているので、しゅんせつとかいろんな方法で耐用について対策を考えていくんだということ、あ

りとあらゆる方法でダムを長寿命化させる必要性があるという考えでご答弁をいただいたので一定了としたいと思いますが、陳情の最重点項目として、いずれにしてもそういったことも含めて石木ダムの建設については最重要課題であるんだと、今までいろんなことをやっても、市民が水を節水しても、そうやっていろんな腐食管も直し、しゅんせつも行い、あらゆることをやって、それでも生活用水を確保していく上で石木ダムが必要であるということをご理解した上で、今回の陳情について受けていただければと思います。

【浦瀬河川課長】 先ほどの私の説明で、ちょっと誤解があったかもしれませんので、補足説明をもう一回、ちょっと修正という意味でさせていただきます。

長寿命化計画については、県の35ダムにつきましては、平成27年から平成29年までの3年間で策定をしております。佐世保市の水道専用の6ダムについては、平成28年から平成31年までの4年間で策定をするという聞いております。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくこととします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果について、質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 次に、議案外所管事務一般につ

いて、ご質問はございませんか。

【川崎委員】住宅行政についてお尋ねをいたします。

前議会で、新たな住宅セーフティネットについて、概要、そして県が担う責務をお尋ねいたしました。住宅供給促進計画を県が策定をしないといけない。登録目標戸数を2,500戸と定め進めていくということでもございました。法律は昨年10月に制定されましたが、市町との連携不足、関係部局との調整が間に合わず、今年度当初予算の計上ができなかったというのが前回の答弁でもございました。

その後の進捗について、いかがでしょうか。

【高屋住宅課長】住宅セーフティネット制度の進捗状況についてのご質問でございます。

まず、昨年の末に予算を計上できなかったということでもございますが、現在、この制度につきましては、市町等と協議を進めながら活用の検討を進めているところでございます。

今回の議会には補正予算は出せておりませんが、現在先行して検討しておりますのが定住促進の施策であるとか産業振興の施策、こういった主要な施策につきまして、例えば移住者向けの住宅であるとか、外国人労働者向けの住宅であるとか、そういった住宅の確保をする際に民間の空き家等を活用できないかということを検討しているところでございます。そういった際に住宅セーフティネット制度を活用できるのではないかとということで、県の関係部局であるとか地元市町と協議をしながら検討を進めているという状況でございます。

一方で、低所得者向けであるとか高齢者向け、障がい者向けといった、いわゆる住宅確保要配慮者向けのセーフティネット住宅の登録がなかなか全国的に進んでいないというような状況が

ございます。こういった住宅の登録につきましては、不動産団体とか市町を含めた居住支援協議会の中で意見交換をしながら、どうすればこういった住宅の登録が進むかを今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

【川崎委員】前回、高齢者と障がい者の方の県営住宅への応募状況についてお尋ねをいたしました。112戸の募集に対して685世帯が応募をし、競争率が6.12倍と。子育てについては16戸の募集に対して28世帯の応募、1.75倍と。つまり、住宅確保要配慮者ということで言うと、まさに待たなしの状況であるというふうに考えています。先ほど、全国的になかなか進まないというお話がありましたが、だからやっぱり県がイニシアチブをとって、率先垂範してやるべきことかというふうに思っております。

期待をされている方がたくさんいらっしゃるって、先ほどの倍率からいってもこれだけの方がいらっしゃるわけですから、速やかに入居できるように、市町と調整を進めていただきたいというふうに思います。

次に、県営住宅の連帯保証人のことでお尋ねをいたします。

本年3月30日に国土交通省から、公営住宅への入居に際しての取扱いについてというものが発出をされました。資料を見ましたので簡単にご紹介しますが、「今般、民法改正によって個人根保証契約において極度額の設定が必要となったことや、近年、身寄りのない単身高齢者などが増加していることなどを踏まえると、今後、公営住宅への入居に際し保証人を確保することがより一層困難となることが懸念をされている。住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じ

ないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考え。このため、標準条例を改正し保証人に関する規定を削除することとした」というふうに国土交通省から出されています。

私も、保証人の確保がなかなか難しいということでご相談をいただく県民の方が多くいらっしゃったのも事実であります。

県の対応について、お尋ねいたします。

【高屋住宅課長】公営住宅入居時に際しての連帯保証人の取扱いについてのご質問でございます。

委員ご指摘のとおり、入居に当たって保証人を確保できないということを理由に入居できない、応募できないという事態が生じないようにしなければいけないということは我々も重々承知しておりますが、一方で、保証人がいることによって、例えば緊急時の連絡先であるとか、あるいは滞納が発生しかけた時には連帯保証人の方から一言言っていただくことで、うまくその辺が回っていくとか、保証人がいることによって良いこともたくさんございます。

一方で、どうしても保証人を見つけきれないという方も中にはいらっしゃるということで、そういった場合にどうするかということ、他県の状況であるとか政令市等の状況を踏まえまして、今後十分に検討していきたいと考えております。

【川崎委員】保証人を確保できないという一般的な課題と、加えて民法が改正をされて極度額の設定が必要となると。つまり幾らまでは保証をしていただきますよと具体的な数字を盛り込まないといけない。もしくは家賃の数か月分相当とか、具体的な額がわかるようなことを求め

ないといけないということになっています。やはり保証人になれる方は、非常に血縁関係が近ければスムーズに行くのかもわかりませんが、そうじゃない場合はかなりハードルが高くなってこようと思います。

先ほども申し上げた競争倍率がある中において、さらにこういった課題もあると。例えば、当選をしたけれども、いざ契約となると、なかなかそういったところがスムーズにいかないと、本当に大変な状況にあるということをよくよく考えていただいて、他県の事例もというふうに申されましたけれども、それはやはりリーダーシップをとってやっていくべきなんだろうというふうに思います。

保証人を仮に求める場合も、これは国土交通省の発出文書ですけれども、保証人の免除などの配慮を行うとか、保証人が見つからない場合の対応を募集案内に記載するというような特段の配慮もやらないといけないと、ここまで突っ込んで国が求めているわけですので、十分その要請について応えていただきたいというふうに思っております。次の議会にも条例改正が出るように期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、個別具体的な物件で恐縮でございますが、長崎市の川口県営住宅、川口アパートの耐震化についてお尋ねをいたします。

これは1階の部分が店舗になっていまして、既に耐震工事を行うことが当該の皆様には周知されていると私も伺っております。あそこは全体が7階まであって、2階から上は一般の方が入居をされているわけですが、こういったところを含めて、全体の工事計画がどのようになっているか、まずお尋ねをいたします。

【高屋住宅課長】川口アパートの耐震化について

てのご質問でございますが、1階の店舗部分につきましては、今年度から耐震改修の工事を始めるということで、既に準備を進めているところでございます。

2階から上の住宅部分は、入居者の方がいる状態でそのまま工事をするのは難しいので、今、団地の入居者の募集を停止しております。空き住戸を順次確保しているところでございます。そのあたりの工事をするに当たって必要な空き住戸の数と実際の空き住戸の数がまだまだ合っていないところがございますので、今後、空き住戸の数がそろいのを待って順次、住宅側につきましても耐震改修工事を進めていこうと考えております。

【川崎委員】今の説明については、そうなんだろうと思いますが、空きを待つという待ちの姿勢であります。

極めて利便性が高いところに建物が建っています。大変不謹慎であります。例えば入居者が死亡して継承者が誰もいらっしゃらないというようなこと以外は、ずっと住んでいたいと思うような非常に便利なところにある低額の住居であります。

そう考えますと、現実的にスムーズに工事をするための空きを待つということになると、果たしてどのくらい期間がかかるのでしょうか、これは素人が考えてもわかるわけで、果たして安心・安全なものを提供するという県の責務において、耐震化がなされていない建物を長期間そのままの状態にしておかざるを得ないようなことにしか、今のは聞こえないわけで。

もう少し現実的な形で耐震化を前に進めていく、そしてそれをきちんとお住いの方にお伝えをしていく、それが県の責務かと思いますが、いかがでしょうか。

【高屋住宅課長】現在、住宅は20戸ほど空き家があるわけでございます。順次、下の階から工事をしていきたいと思っておりますけれども、耐震改修工事は建物、躯体を扱う工事になりまして、躯体を研ったりとか穴をあけたりと、振動なり騒音なりが非常に大きな工事でございます。

ですから、団地の中で移転をしていただきながら、住みながら工事をするということが一番早いやり方ではございますけれども、住みながらはなかなか入居者の方は耐えられないというようなこともございます。

その場合には、例えば全員の方、あるいは一番工事に影響のある方に団地外に一旦出て仮住まいをしていただくという方法もあるかと思えます。入居者の方たちが一旦外に出るのは、それなりに高齢者の方も多いため負担が大きくなるということもございます。そのあたりも含めて、今後どういうやり方が一番いいのか検討していきたいと考えております。

【川崎委員】皆さんが非常に不安に持っておられるのは事実でございます。果たしてなんだろうと、今後私たちは安心・安全に暮らしていけるのだろうかということは多くの皆様から耳に入っているところでございますので、速やかに現実的な計画を策定してお伝えをしていただくようお願いしたいと思います。

今、私たち公明党は全国3,000名の議員がいますが、今月いっぱいまで100万人訪問調査という取り組みをやっているんです。中小企業、介護、子育て、そして防災、減災という4つのテーマで取り組んでいまして、土木部ですから防災、減災ということに関して皆さんのお声をお伝えしようと思っているんです。私も頑張っただけ皆様にお尋ねをしまして、200名ぐらいの方が

ら、このようなアンケート用紙にお答えをいただいているところでは、

この中で、急傾斜地のこと、空き家のことに関してさまざまな課題が地域に介在をしていると多くお答えをいただいていることがお伝えをしたい1点であります。

それと、この中でちょっと私も意外だなと思ったのが、河川にガードレールが、当然落下しないようにということであるんでしょうけれども、子どもさんが、例えば雨が降って水かさが上がった時に、そこをついつい好奇心でのぞいて落下をしてしまうとか、ボールが転がって行って落ちるとかですね。そういったことを幾つか、10件ぐらいのお声を、共通した形でいただいているんです。ある1カ所のところを10人の人がおっしゃっているわけではなくて、いろんな地域の方が同じような指摘をされているんです。

子どもを取り巻く環境ということでは、痛い交通事故が起こった時に歩道の整備ということでは一定やられたことはありましたが、河川に落下といったことについて改めて課題が生じているなというふうに思ったところです。

現在、県として何かそういったところの対策、防災、お考えがあればお尋ねしたいと思います。

【浦瀬河川課長】河川沿いの堤防の防護柵等の設置に関するご質問だと思うんですけど、まず、河川の堤防については、河川の管理用通路でございます。場合によっては、市町村及び県の道路と一体となって整備する兼用道路となっております。そういう道路指定の場合は、基本的に道路管理者の方でガードレールとか防護柵等を設置してもらっているのが現状でございます。

また、河川の管理用道路につきましても、遊歩道として自由使用の範囲内で散策とかウォー

キングとかに利用されている場所におきましては、場合によっては河川管理者の方でも必要なところについては防護柵の設置等を行っているのが現状でございます。基本的にまちなかについてはほぼ行っているんですけど、郡部、田舎の方の田園地帯の堤防におきましては、そういうものを設置していないところが多数ございます。現状としての報告でございます。

【川崎委員】今、まちなかとそうじゃないところと区分けしておっしゃいましたが、確かにいろんなものに柵をつくったりネットをつくったりすると、景観の問題とかも出てきようかと思えます。後々のメンテナンスもそうかと思えますが。

ここはやっぱり知恵出しなんでしょうね。やろうと思えば、変な話、何メートルもの高さの壁をつくって一切入らないようにしたら、前も見えなくなって景観どころじゃないよというようなことが一方であるわけで、やはり知恵出しをしていながら、子どもの落下とか物を落としたといったことに関するさまざまな危険について、しっかりとお応えをいただきたいというふうに思いますので、これは、今すぐ何かやてくださいと答弁を必要としているわけではなく、知恵を絞って、今後、子どもさんを取り巻く環境を全体でお考えいただきたいというふうに思います。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

【坂本(浩)委員】所管事項の中で、部長説明資料の3ページに石木ダムの推進について書かれています。川棚川の抜本的な治水対策及び佐世保市の慢性的な水源不足解消ということなのですが、川棚川の治水、いわゆる改修とか、そこら辺の進捗状況について教えてください。

【浦瀬河川課長】川棚川の整備についてのご質

間でございますけど、川棚川につきましては、昭和33年から川棚河口部の方から波佐見町にかけて整備を行っております。

今現在、ダムと河川の最適な組み合わせによって治水対策を行うということで、川棚川の河川と石木ダム、それと上流に野々川ダムがございますけど、これらの組み合わせによって、流域全体を100分の1の雨が降った時にも洪水を安全に河口まで流せるように整備をするということで、延長はかなりあるということで、まず石木川合流点までから下流につきましては100分の1、それから上流については当面30分の1という整備を進めております。

今現在、江川橋という橋が役場の近くにございますけど、その前後がまだ山切り等一部工事が残っております、そこ以外についてはほぼ終わっているという状況でございます、河川の整備だけでいきますと、あと数年かかるのではないかと考えております。

【坂本(浩)委員】 河川の部分だけでいうと、具体的に例えば何十パーセントとか、そこら辺は言えるんですか。

【浦瀬河川課長】 予算ベースでございますけど、約99%程度は終わっていると思っております。

【坂本(浩)委員】 そうすると、川棚川の部分だけのことでいえば、あとはもうほぼめどが立っているということですか。

それで、今回の繰越計算書を見ていくと河川費で33億円ぐらい繰越しているんですけども、川棚川の工事が99%ぐらいいっているということであれば、今年度ぐらいで大至急やるべきじゃないかというふうに考えているんですけども、残り1%の見通しというんですか、そこら辺はどうなんですかね。

【浦瀬河川課長】 川棚川につきましては、昨年

度、補正予算で約3,000万円、今年度当初の内示で3,000万円の予算をいただいております、今現在、河道の整備としましては、河道の断面を広げるための山すそを切るような工事が残っております。それについて昨年度、地質調査、設計が終わりまして、今年度の予算の中で一部整備を進めていこうと思っております。

ただ、先ほど繰越しの話をちょっと言われましたけど、ダムの予算と河川の予算というのは全く別物でございますので、河川改修については全国的に非常に厳しい予算でございます、その中で配分をしておりますので、今のところ、予算の配分の中で進めていきたいと思っております。

【坂本(浩)委員】 私の質問の趣旨は、たしか平成26年だったと思うんですけど、知事が現地に行かれまして反対地権者の皆さんと対話をしました。その時に、川棚川の河川改修が終了すると、過去の災害規模の洪水が起こっても十分、あふれずに流すことができるというふうなことなんですよね。抜本的という中にはその部分もあるでしょうし、石木ダムをつくることによって、いわゆる100年に1回の過去にないようなところがあるというふうな理解を私はしているんですけれども、知事の発言を含めて、そういう認識でよろしいんですか。

【浦瀬河川課長】 平成26年度に川原公民館に知事等が出向いて説明をした時に、地権者等からのご質問の中で知事が、「ダムの完成までに河川改修も完了します」とお約束をしております。ダムの完成につきましては平成34年までです、それまでに何とか完成をさせていきたいと思っております。

【坂本(浩)委員】 いきなり100%ですね、抜本的ということにはならないんじゃないか。平成

34年度が今のところダムの完成年度でありまして、今年が平成30年度ですから、あと3年、4年ですよ。

最近は特に集中豪雨とかあるということですから、ダムの完成に合わせて河川改修じゃなくて、少なくとも川棚川の河川改修を、今の計画どおりで99%ですから、これが100%終わると少なくとも過去の最大規模の洪水には対応できるということですから、平成34年度に合わせなくても、もう99%いつているんだったら、早くその分をすることも防災面から必要じゃないかなというふうに思うんですけど、そこら辺の認識はいかがなんでしょうか。

【浦瀬河川課長】 2点ございまして、まず、知事がお約束しているのはダムの完成までということですけど、そこについては、予算の配分等もございまして、なるべく早く完了したいと思っております。

それと、川棚川の治水対策については、過去の洪水対応じゃなくて、100年に1回の雨に耐え得る洪水の目標としています。そこは古い河川改修の時期、昭和の初めごろは実績対応ということで本県もやっていたんですけど、近年の計画は、県におきましては川の試算によって30分の1、50分の1、100分の1ということで決めていますので、目標については100分の1でございます。過去の洪水対応ではございません。

【坂本(浩)委員】 それはわかっています。ダムを含めた抜本的というのがそういうことだという認識はしているんですけども、しかし、そうは言っても100年に1度じゃなくて、100分の1じゃなくて、過去の最大規模というのを当初想定していたと思いますので、しかももう99%ですから、それは平成34年度におしりを合わせるんじゃないかと、早くやっていただきたいという

ことを改めて要望させていただきます。

それから部長説明資料の3ページ、石木ダムの推進についての下の方に、知事選挙の時に知事が面会を約束したということで、3月定例会でも、調整というんですか、会うための環境の整備について調整していますというふうなことだったんですけど。

ここに「県としましては、第三者が入らない静穏な環境で膝を交えてさまざまなお話を聞かせていただきたいと思いますと考えており」ということですけど、この「第三者」の基準はどういうふうに考えられていますか。

【浦瀬河川課長】 今、委員が言われました、第三者を交えず静穏な環境での面会をお願いしたいということは、知事が定例会、定例記者会見等でもいつも説明させてもらっている言葉ですけど、ここについては今、地権者の方と直接、土木部が調整をしております、そこについてはまだ協議の途中でございまして、これ以上の発言は控えさせていただければと思っております。

【里脇委員長】 よろしいですか。

しばらく休憩し、午後1時半から再開したいと思います。

しばらく休憩します。

— 午前 11時53分 休憩 —

— 午後 1時32分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんか。

【渡辺委員】 九州新幹線の西九州ルート建設推進ということで、今、22のトンネルのうち17のトンネルが貫通ということになっていますね。この工事に関わる長崎県の負担金は幾らぐらい

なんですか。佐賀県は負担金のことで県民の理解が得られないということですけど、長崎県としての九州新幹線に対する事業費地元負担というのはどれぐらいなんですか。

【鈴田新幹線事業対策室長】長崎県の負担金につきましては、平成30年度の予算まで含めまして、今までの合計が770億円となっております。

残った平成31年度以降の負担は、まだ貸付料という財源が幾ら配分されるかわかっておりませんので、それを見込まない状況では今後350億円程度と見込んでおまして、合計して1,100億円と少しぐらいの負担になるかと考えております。

【渡辺委員】今年度までで770億円、今後、何かを除けば350億円と言われたですけど、そこをもう一回、詳しく説明してもらえませんか。

【鈴田新幹線事業対策室長】新幹線の整備につきましては、基本的には国が3分の2、県が3分の1を負担することになっておりますけれども、その国、県の予算とは別に、施設の使用料みたいな形でJRから鉄道・運輸機構にお金が入ってきますので、その分が貸付料という形で、前倒して、新幹線の整備について財源として配分されることになっております。このお金につきましては、年度当初では国の方からはっきり公表されておられません。年度途中で言うてくるものですから、今のところ、平成30年度貸付料が幾ら配分されるとか、わかっておりません。平成31年以降もわかっておりませんので、貸付料の配分を考えずに単純に県が3分の1負担するとしたら、先ほど申し上げたような今後の負担になるということでございます。

【渡辺委員】そうしたら、貸付料の関係でいけば、これより少なくなる可能性が十分にあると理解しておっていいですか。

【鈴田新幹線事業対策室長】平成29年度まで配分された貸付料からしますと、委員おっしゃるとおり、今後の予定についてもその分の県の負担が軽減されるものと考えております。

【渡辺委員】ここから見えるごと、新駅が今、建設されておりますね。そして、JRの高架化事業が進んできて、平成32年にJR高架が完成するんじゃないかと聞いているんですけど、その辺はいつごろの完成見込なんですか。

【植村都市政策課長】JR長崎本線の連続立体交差事業につきましては、平成31年度末に高架線路への切り替えと新駅の供用開始を予定しております。

【渡辺委員】平成32年4月ぐらいには、新しい駅舎で在来線が乗り入れできるという形になるわけですね。

そうしたら、駅の表玄関というのは浦上川の方になるんですか。要するに、JRで長崎駅に到着した人たちはどちら側に降りるんですか。その辺の計画があれば教えてください。

【植村都市政策課長】新しい長崎駅につきましては、浦上川沿いの西側が在来線、国道側、東側の方が新幹線というふうに線路が入ってまいります。駅舎自体は一体のものとして建設予定でございます。

在来線が新駅に切り替わります平成31年度末におきましては、西側の駅前広場が長崎市によって整備がほぼ完了する予定でございますので、当面はそちらの方から出入りすることがメインになるかと思えます。

将来的には、在来線を新駅に切り替えた後、今の鉄道施設を撤去いたしまして、東側に新しい駅前広場が建設される予定になっておまして、今、長崎市が計画しているところによれば、新幹線が開業する平成34年度には一定の機能

を確保できるように整備をしたいというふうに言われていますので、その時点では東口の駅前広場がメインのエントランスになってこようかというふうに考えております。

【渡辺委員】平成32年4月に新しい在来線の駅舎が完成して、その後には国道側にある今の在来線を撤去して、新しく東口の広場をつくっていくと。

そこを進めていくに当たって、主体性はどこが握っているんですか。県ですか、市ですか、JRですか。

【植村都市政策課長】在来線を新駅に切り替えました後、現在の鉄道施設を撤去するところまでは、県の連立事業の中で主体的に取り組んでまいります。撤去後の駅前広場の整備につきましては、長崎市が施行いたします土地区画整理事業で実施することになっております。

【渡辺委員】在来線の撤去までは県が責任をもって撤去しますよと、その後は長崎市が中心になるんですよということ。

これは、県ももちろん関わりは持っているんでしょう。要するに、新しい長崎駅に向けて、新幹線に向けて、長崎らしさを残す駅前にしてもらいたいんですよ。そういう意味では、長崎市ももちろん長崎らしさという。

今までの長崎の駅舎は、三角屋根で時計があってという一つのイメージがあったんですけど、そういう長崎駅のシンボリックなものが何かできるんですか。

【植村都市政策課長】委員ご指摘のように、新しい長崎駅につきましては、交流拠点都市長崎の玄関口にふさわしい、質の高い駅舎としたいというふうに県も市も考えておまして、平成26年から平成27年にかけて、駅舎、その前の駅前広場等も含めたデザインの検討をしておりま

す。

平成27年度末に取りまとめましたデザインの基本計画におきましては、駅舎については、港に開かれた頭端駅という特徴を生かしまして、ホームから港や街並みや山々が見えるような工夫、それから、周囲のまちからも駅舎の中の列車が発着するような状況が見えるような工夫とか、あるいは、夜になると駅舎の屋根全体が明るく浮かび上がって夜のランドマークになるような、そういった配慮をするように計画をしているところでございます。

【渡辺委員】私の個人的な意見としては、今度、世界遺産に登録されるだろうと思いますので、長崎らしく教会、チャペルの関係とか、そういうひとつの長崎らしさをイメージするようなこともぜひ考慮していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

そうしますと、今、JRが持っておりますアミュプラザとか、この辺の関係は今のままあるんですか。JRホテルを含めてですね。

【植村都市政策課長】現在、JR九州からお聞きしておりますお話ですと、現在のアミュプラザは残した形で、その西側に新たにJR九州の換地が生まれますので、そちらの方に新しい駅ビルを建設するというふうに伺っております。計画の内容については、現時点では公にされておりませんので私どもも把握できておりません。

【渡辺委員】アミュプラザの西側の方にJRがビルを建設する予定なんですね、今の予定ではね、中身についてはよくわからないと。わかりました。

それと、ぜひ長崎らしい駅前広場にさせていただきたいと思っておりますし、この工事の期間中の安全ですね。在来線で来た人たちは、東側には全然降りられんごとするとですか。要するに撤去

工事が入るわけでしょう。その間のお客さんの動線ですよ。タクシーの乗り場とか含めまして、その辺は西口に整備されるんですか。

【植村都市政策課長】 在来線が新駅に切り替わってから新幹線の開業までの間は、車の寄り付きにつきましては、西口の駅前広場はほぼ完成の状態になりますので、タクシー、バス、自家用車、それぞれ入構することができます。

東側につきましては、現在の在来線の施設を撤去した後に工事をしますので、その期間中は当然車は駅の直近まで来ることができません。今の駅前広場のエリアで車からの乗降をしていただいて、そこから駅舎までの間につきましては、工事の段階ごとに仮設の歩行者通路を切り回しながら確保していきたいというふうに考えております。

【渡辺委員】 バリアフリー化もぜひ考慮していただいて、障がい者の皆さんに支障がないように対応していただきたいと思いますので、これは要望しておきたいと思います。

それから、4ページにあります行財政改革推進プランの取組について、地方公社の経営健全化について、「土地開発公社、住宅供給公社、道路公社の3社の業務を統合し効率的な組織体制の強化を図っております」となっているんですけど、これはいつからこういう形にされているんですか。部長説明資料の4ページに書いてあることを質問しよるとよ。

【大塚道路建設課長】 長崎県行財政改革推進プランの推進状況についてのお尋ねでございますけど、これにつきましては、平成28年度から平成32年度までの5年間の見直し期間で設定しております。

【渡辺委員】 そういうプランの中で、4ページには「効率的な組織体制の強化を図っておりま

す」という表現になっているものだから、この3公社の業務を統合したのはいつからですかと聞きよると。5年間でそういう方向性が出ておるとですけど、この文章でいけば、もう既にしている表現になっているから、いつからかと聞いているんですよ。

【佐々木用地課長】 平成23年2月に、3公社あり方検討委員会が土木部に設置されておりまして、その際、統合を含めた今後のあり方の検討を進めるという方針が出されております。

その後、検討が進められまして、平成25年10月に、3公社の総務部門が統合をされております。

【渡辺委員】 平成25年の10月から総務部門を統合して、公社そのものはまだ残っているわけやろう。3公社そのものは残っているんですか、どうなんですか。

【天野土木部次長】 住宅供給公社、道路公社、都市開発公社は、いずれもそれぞれ設置に関して根拠法令がございまして、法令に基づきます公社は現在も残っております。

今、用地課長から答弁がありましたとおり、総務部ほか各部門を平成25年10月に統合しまして、これを愛称的な格好で「地域づくり公社」と3公社まとめた名前と呼んでおります。

【渡辺委員】 もう一ぺん、何公社と。

【天野土木部次長】 現在、通称として言っておりますのは「長崎県地域づくり公社」でございます。

3公社は、基本的にはそれぞれ法律に基づきまして設置されたものでございますので、それぞれ残っております。今回の議会に提出いたしております経営状況報告書も、それぞれ作成をいたしまして提出をいたしているところでございます。

【渡辺委員】 3社は今、地域づくり公社という形で、総務部門あたりの統合できるところは統合して運営しているということですね。

完全に公社がなくなるのは平成32年ですか。

【佐々木用地課長】 用地課は長崎県土地開発公社を所管しております。開発公社につきましては、現在、自主事業であります時津10工区の埋立事業をやっておりまして、これを平成33年度を目標に完売をしまして、その後、解散を検討するというように進めております。

【天野土木部次長】 今、土地開発公社に関する答えがございましたが、その他の2公社に関しては現在も引き続き事業を行っておりまして、道路公社につきましては、基本的に有料道路事業がある限りは存続するという格好になりますし、住宅供給公社につきましては、平成16年、17年の特定調停成立の時に将来の債務の弁済計画を立てまして、平成39年の段階で住宅金融支援機構に対する債務以外の債務が全部完済する予定となっております。住宅金融支援機構の債務だけが残った段階で、一応それは平成39年を見込んでおりますが、その段階で解散するかどうかを検討すると。

住宅供給公社は、諫早西部団地をはじめとしまして分譲事業、新たな開発事業はしないとなっておりますが、現在は賃貸事業が収益の柱になっておりまして賃貸資産がたくさんございますので、直ちに廃止できるかどうか、それはその段階で検討するというようになっております。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

【田中委員】 今、新幹線の予算の関係が出たので、ちょっと確認をさせてもらおうと思うんだけども。

770億円と350億円で1,120億円というようなくくりだったんだけども、ちょっと詳しく説

明してください。

【鈴木新幹線事業対策室長】 770億円につきましては、平成30年度まで入れました工事とかをする事業費が全体で2,730億円程度でございます。そのうち長崎県の負担金が約770億円となっております。

全体事業費が、ルート全体で5,009億円と言われておりまして、そこから計算しました長崎県の事業費の残額が1,040億円程度ありますので、これから長崎県の負担額を計算して、約3分の1で約350億円と申したところでございます。

【田中委員】 770億円は、平成30年度を入れて貸付料を差し引いた残りの額ということなのかな、予算額ということなんだろうね。

350億円に関しては、まだ貸付料等がはっきりしていないので、1,040億円の残高に対して計上したという理解でいいんですかね。

【鈴木新幹線事業対策室長】 ちょっと説明が足りずに申し訳ございません。平成29年度、昨年度までは貸付料がもう確定しておりますので、貸付料を考慮して県の負担が若干低減された分で集計しておりますけれども、平成30年度分につきましてはまだ貸付料がきておりませんので、平成30年度分につきましては貸付料がないため、単純に3分の1で負担額を計算して、平成30年度まで合計した額が770億円と申し上げたところでございます。

【田中委員】 理解しました。

そうすると、新幹線に関しては複雑なんだけれども、方程式は地方3分の1でわかる。それに対して交付税措置等々があって、実質は18.3だったかな、18.4だったかな、になるというふうに我々は理解しているわけ。

しかし、その前の段階で、総事業費から貸付料を引いた残りに18.3を掛けると、また違った

数字が出てくるわけね。貸付料は最初から事業費から引いちゃうから、残りに対しての負担が幾らという感じになるんだけどね。

次に、350億円は1,040億円の事業費の関係だという話なんだけど、平成31年、32年ぐらいで新幹線は進みそうだと思うんだけどね、大きな事業は。平成33年は、平成34年の開業に向けての準備もしなきゃいかんから、試運転等々もあるだろうから、この時に工事をやっていると思えない。だから、平成30年、31年、2年間ぐらいの予算であとは済むのかなという感じがしているんだけどね。

今年度で事業費として予算を組んでいるのは220億円かな。これが、あなたたちはどういう感覚なのか、総務費の交通政策費と出てくるものだからね。新幹線と書いてあればわかりやすいんだけど、土木の中で総務費、2の企画費、その2の交通政策費220億円、これが新幹線の真水の感じだと思うんだけどね。

そういうことからして、あと2年でどのくらい予算を組むのかなというのを想定すればわかるんだけど、要は、こういう情報を持っているのかなと。これはマスコミだけでも、総事業費の5,009億円が6,000億円台になるんじゃないかと言われているわけね。その話は鉄道・運輸機構からまだ全然ないのか、聞かせてください。

【鈴田新幹線事業対策室長】委員おっしゃったような事業費の増額のお話は、私どもも報道とかの関係で聞いておりますけれども、正式に鉄道・運輸機構なり国土交通省なりから、そういうご説明とかお話はあっておりません。

【田中委員】最終的に精算払いみたいな形で決着するんだろうけれども、5,000億円と言っていたのが、武雄駅の関係で9億円ほどプラスに

なって、5,009億円と言われている。

しかし、新鳥栖のアプローチ線などは要らないわけだからね。最初に想定された5,000億円の中には、新鳥栖駅のアプローチ線も入っていたわけです。それはもう要らないはずだ。全然仕事をしていないからね。複線化はやっているよ、肥前山口から武雄間の複線化は、この中に入っていると思う。だから、まだ先の話なんだけど、6,000億円はいかないんじゃないかと。アプローチ線だけでも200～300億円は、素人考えでも少なくなるんじゃないかと思っているんだけどね。最終的には精算払い。

しかし、実態から言うと、事業費の大体15%で終わっているよね、今までの計算をすると。貸付料等々もあるので。3分の1であって、交付税措置があって18.3になって、ここで終わっていると思ったら、貸付料の関係もあるものだから、総事業費の15%が真水の県の負担だなというような感じがするんだけどね。

数字で上げているものと実際の真水のものちょっと違うものだから、新幹線に関して言うなら。だから特別会計でやるべきだと私はしょっちゅう言うんだけどね。

真水で言うと15%ぐらいになるなという感覚はわかりますか。

【鈴田新幹線事業対策室長】委員おっしゃるのは、単純に3分の1の負担に対しては、交付税措置とかを考えると、3分の1の55%負担ぐらいになります。それに合わせて、もともとの事業費に対して、先ほどから出ております貸付料とかで、今までの貸付料のつきぐあいからしますと、例えば2割弱とか、そのくらいが貸付料で配分されたりしておりますので、そこら辺を計算すると15%とか16%、そういう計算になるかと、おっしゃっていることについては理解いたして

おります。

【田中委員】貸付料が若干安定しないんだけど、考え方はプラスになると思うんだけどね、貸付料は。現実の営業益が入ってくるわけだからね。しかし、架空の話をいくらしても何なので、平成31年、平成32年程度で県の大きな負担は一段落するのかなど。

土木予算の中で222億円というのは大きいからね。976億円の中でも222億円というのは大きな負担なので、新幹線が終わると、この負担分は純粹に土木部の公共事業として復活するのかなと前の技監に聞いたら、「それはありませんでしょう」というふうな話をしていたけれども、それはちょっと困るんだな、そういうことではね。

先に進むけれども、せっかくもらったので、この資料でいく。平成30年度の土木部予算が、一般会計の中で10.6%なのよね。この推移としてはあなたたちはわかっているはずだけれども、土木費は1割、10.6%。どうなんですかね、その推移は。一般会計の中で土木費が10.6%。他県に比べて少ないんじゃないかと私は思うんだけど、そこら辺の分析はしていると思うので、お聞かせ願いたい。

【天野土木部次長】先ほど、田中委員から10.6%という数字がございました。

基本的に土木部の予算は、公共事業の量に大きく左右されるところもございます。ここ10年の推移で見ますと、平成21年の一般会計総額に対する土木部の割合は14.5%でございまして、それから年を追うごとに若干ずつではございますが低下をしてきているという状況でございます。他県との比較につきましては、今、把握しておりません。

【田中委員】まとめますけれども、皆さん方は、

我々がいろいろ話すと、予算がありませんからという話がすぐに出てくるんだけど、一般会計の中で土木部の占める予算がこんなに減らされていて、あなたたちは納得しているのかと、パイがこんなに減らされてね。私は不思議なんだ。これだけいろいろな要望があって、一生懸命頑張って、そして結果としてはずっと減らされている。この辺はぜひ復活してもらわなきゃいかん。復活する努力をしてもらわなきゃいかん。

しかし、その際たるものが新幹線かと思ったら、新幹線を入れての話ですからね。ぜひ、ここはお願いしておきたいと思います。

それから、土木部の中で補助事業47%、単独事業35.7%、これの考え方を聞かせてもらおうと思う。補助事業でいっぱいやった方が大きくなるんですね、公共事業は。県単はもったいない、もったいないと言うんだけど、現実、補助事業47%、単独で35.7%という率的なものについての見解を聞いて終わります。

【天野土木部次長】ここで言う補助事業につきましては、基本的に公共事業の分でございます。実はこの率も、平成21年度と比べますと若干低下をしていると。平成30年度は47%でございますが、平成21年度は58.5%ございました。

公共事業につきましては、基本的に私たちもできるだけ頑張って取ってまいりたいと考えております。これは予算の仕組み云々の問題ではございませんで、できるだけ頑張ろうとしておりますが、現在、国の公共事業予算も毎年度6兆円から全然変わっておりませんで、そういった中では大幅に増やすのは厳しい状況でございますが、本県は今年度、公共事業の予算は新幹線を除きまして2%増えたところでございます、一定の成果は出たと思っておりますので、

そこは引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

それから、単独事業の35.7%につきましては、財政課の性質別分析に基づく区分でございます、いわゆる単独事業の分と、先ほどから話に出ております新幹線の負担金が220億円ございます。そういったものを合わせたところで348億円、35%と大きく見える格好になっておりますが、これも新幹線の負担金がいづれなくなると、これは新幹線の負担金がいづれなくなると、今は一時的に性質別分析の上では増えてきているという格好でございます。

単独事業費につきましては、むしろ新幹線の負担金よりも、通常のシーリング枠にかかる単独事業費に関して大きな問題があると考えておりますので、今年度も90%シーリングということもございましたし、そこにつきましては毎年、財政当局とも協議をしながら、なかなか市町村からの要望につきましても十分対応できていないといった実態もございますので、できる限り単独事業につきましても、平成21年度からしますと6割を切る水準まで落ちてきている実態もございまして、そこは頑張ってもらいたいと考えております。

【田中委員】 皆さん方はよくわかっておられるので、ぜひ頑張ってくださいと。

もう一つお願いしたいのは、長崎県はIRに立候補しているわけだから、若干先行投資も出てくるけれども、結果が出れば相当な融通のきく、単独で使える、財政的に余裕ができるような内容になるわけですので、IRについてはぜひお願いをしておきたいと思っております。

【八江委員】 新幹線の負担については、今お話があったとおり、我々も危惧しているものがありますが、5,009億円という話が、我々も6,000

億円が全体の事業量だと聞いておりますので、長崎県の負担も相当大きくなって、大変厳しい状況になるのかなと思って心配もいたしております。

数字がいまだに明確に出てこない鉄道・運輸機構等の積算のあり方といいますか、提示のあり方というのが、どうも見えないところが我々にとっては不安な点であります。それだけはちょっと申し上げて、もう少しはっきりしておきたいなと思っておりますし。

また、武雄―鳥栖間の問題も、5,000億円と言われておったのが6,000億円くらいになるんじゃないかとも言われているし、その出し方がですね、国の出し方が明確じゃないものですから、それに踊らされているというのも現状の問題じゃないかと。

佐賀県の問題等もいろいろありますけど、やっぱりそのあたりはしっかり、国の定理を確認していただきたいと、これは私として要望しておきたいと、このように思います。新幹線はまたいずれ、今のお話をさせていただきますけど。

久しぶりに環境生活委員会に入りましたので、諫早地区の、あるいは県央地区の道路網の整備についてはしっかりやっただいているのか、そのことについてとやかくということじゃないんですけど、結果的にはいろいろ申し上げる点もありますけど、ありがたく思っております。

直轄道路であります国道34号の本野、大村の与崎間の問題も着工できる運びになりましたし、そして森山拡幅と言われた30年来のものがようやく、外に見えるような状況で進んでいることも事実です。その点は、島原道路による時間短縮効果がようやく発揮されるのではないかなと期待をしながらも、森山拡幅はいまだ明確な

完成時期が見えないというところに地元としては不安な点があります。

そのことをもう少し地元に対して、いつぐらいまでにどういうことがありますよということ、国土交通省の中で出にくいのかもわかりませんが、今までもひたすら隠してきたわけじゃないかもしれんけど、見えなかった部分をもうそろそろ、何年ぐらいまでには確実にでき上がりますとやらなければならぬと思いたすけど、そのことは土木部としてまだまだ答弁ができるような状況にはないのかどうか、それをまず確認しておきたい。

国道57号の森山拡幅についてと、島原の方へ行く、有明町方面を含めて、それがいかになっているのか確認しておきたいと思いたすのですが、いかがですか。

【大塚道路建設課長】島原道路に関するご質問でございますけれども、森山拡幅につきましては、国の直轄事業として事業を進めていただいております。これにつきましては、県といたしましても国に、機会があるごとに完成めどについてお尋ねしているところでございますけれども、国の方からはまだ明解な回答は出てきておりません。

事業については、かなり見えてきたというふうなお話もございましたけれども、地盤改良工事を中心に進めてきておられまして、それが概ね見えてきたという状況の中で、見える工事、橋りょうの下部工工事とか上部工工事等に移行してきておりますので、今後は、工事の進捗については現場の方で見える形で顕著にあらわれてくるのかなと思っておりますが、お尋ねするところでは、まだ用地が解決していない箇所もあるということでございますので、国の方からまだ、明確な完成時期はご提示いただいております。

ません。

【八江委員】そういう話は今まで何十年と聞いてきたんですけど、橋脚等が進んできておりますので、地盤改良もある程度目鼻がついたんじゃないかと。そして、下部工もできる状況にあるから、何年に完成できますよというぐらいのシミュレーションはできて当たり前じゃないかと思うんですけど、その点は先ほどの答弁のとおりなんですか、もう少しわからないんですか。

【大塚道路建設課長】先ほど申し述べたとおりです。シミュレーションとおっしゃいましたけれども、国でなさっている事業でございますし、どれぐらいの残事業があるかということについても、県の方ではなかなか把握がしづらいという部分もございますし、今後の国の財政状況等も踏まえて、どういったペースで予算がつくのかということのもなかなか見えない部分もございますので、現時点ではまだ明確になっていないというのが正直なところでございます。

【八江委員】見えないから、見えるようにしていただきたいと。工事そのものは見えるような状況になってきているから、その際は予算の問題でできないという問題ももちろんありますけど、その辺ははっきりしていただきたい。

その一つの理由は、私は長野町に住んでおります。外環状線の長野インターをつくっている、すぐそばにあります。いよいよトンネルができてきつつあって、平成32年には完成するということです。ところが、長野インターから尾崎のインター、森山側になります尾崎のインターまで約2キロメートル、それはできていると。平面交差で道路工事ができていますけど、島原から走ってきた高規格道路、高架道路が、そこで一旦平面に落ちてくる。そして長野までの2キロ区間は平面交差で交差点が7つか8つか

あるはずで、そうすると、スピードが80キロで来ても、そこではトータルすると20キロぐらいのスピードしか出せないとなれば、新幹線が武雄―新鳥栖間の在来線を走ると、300キロ近くで走れる列車がそこでは130キロでしか走らないと同じように、島原道路もそういうことになってくる。

よく地元がいろんなことで手伝ってくれないとか、用地買収に協力しないとかなんとも言われますが、我々のところはそんなことは全くありません。買ってさえいただければできるような状況にあるはずで、それも含めないと島原までの時間短縮効果は、でき上がった後に、またそれを始めるとなれば大変だなと思ってですね。そのあたりが早く見えないと次のところに進んでいかなければ、私はお尋ねしているわけです。その点は十分理解していただきたいと思えます。

それから、外環状線で諫早インターから小船越インター、栗面インター、長野インターと来るわけですが、3月に小船越インターから栗面インターを供用開始して、開通式もさせていただきました。

ところが、あそこの看板に、出て国道と一緒にになるところで渋滞しますよと書いてあるように、全く渋滞ばかりで、のりたくもないと言う方ばかりでありますので、このあたりはもう少し改良する。今の交差点の右折線の拡張等を含めてやっておくべきというのが一つと、早く長野側につながれば、それも解消できると思えますから、それもやっぱり早くしておかなきゃならない。そういうこともありますので、しっかりその対応はしていく。もう先は見えてきているんですけど、その間の2年間ぐらいはまだまだ続くんじゃないかと思えますので、対応策を考えていただきたいということを申し上げておき

たいと。

それと併せて、私の仕事柄と言えればおかしいんですけど、インターはそれぞれのところにたくさんつくっていただいている。諫早インターのところは、橋りょう等も含めて大きく変わろうとしております。そして、小船越のインターは西諫早駅の裏側になりますけど、そこも大きなインターになります。栗面もできました。そして、長野インターが大きくなればできるようになった。

そこには正直言って、緑化に対する、植栽に対してのものは全くゼロで、芝生と雑草が生えるだけのインターになってしまうんじゃないかと。まちの中にあるインターは、それなりの景観も当然必要ですし、そしてまた公園化というものも当然必要です。そういったものが改良されていないので、その点はどのようにこれから進めていこうとしているのか。インターの事業として、地元の要望に答えられるのかどうか、その点はどのように。

平成32年に全面的に開通ということになりますと、あと2年以内ですので、その点をどのように計画されているのか確認をしておきたいと思えますが、いかがですか。

【大塚道路建設課長】 委員のお話の中で4点ほどございましたけれども、まず、森山拡幅に続く長野―尾崎間につきましては、県といたしましても、当然のことながら将来島原道路の一部になるということで、現道活用のまま完成を迎えるという形では考えておりませんが、現在の4車線化が平成21年度に完成いたしておきまして、まだ10年たっていないということもございまして、ほかの未着手区間を優先するという考えのもとで、将来的にここをどうするかということは国とも協議を進めておりますので、今後

こういった方向性でいくかということについては、しかるべき時期にまた決まるといふふうに考えております。

それと諫早市内の外環状線の進捗でございますが、委員のお話にございましたとおり、3月に諫早インター工区の一部2.7キロ間が無事開通いたしましたして供用いたしております。

残りの諫早インター工区の小船越インターから諫早インターにつきましては現在、県の目標として平成31年度完成で進めております。

また、長野栗面工区につきましては、現在、トンネルを中心に建設しております、4号トンネルの掘削がもう間もなく貫通するという状況まできております。こちらにつきましても、現在、県としては平成32年度を目標に進めております。全体事業費の高騰や国の厳しい財政状況等も踏まえて、しっかりと予算要求はしてまいりますけれども、そういった兼ね合い等もございますので、予算がしっかりついてから明確な完成時期はお示ししていきたいというふうに考えております。

それと、栗面インターの出口の渋滞の件につきましては、暫定供用ということで、国道に出るまで信号が2カ所ありますので、ある程度は想定しておったんですけれども、予想以上に渋滞がひどいということで、開通当初はかなり苦情のお電話等もいただきました。

それで、先ほど委員がおっしゃったとおり、全線の長野インターの完成時期まで、そう時間もないということもございますので、抜本的なハード対策というのは現時点ではあまり考えておりませんで、信号現示の見直しといったことも視野に入れながら検討していきたいというふうに考えております。

最後に緑化の件につきましては、委員ご指摘

のとおり、コストの面とか将来的な維持管理の面、自動車専用道路の中にある部分ということ、そういったものも踏まえて現時点では考えておりませんでした、委員のご指摘もございましたので、何らかの対策、対応ができないかということは県央振興局とも協議をしているところでございますので、こういった形になるか、また決まりましたらご報告したいというふうに考えております。

【八江委員】特に長野インターについて一言つけ加えて申し上げますと、長野インターのところに、供用開始が2年後となれば、それを一つの目鼻にして、農振の水田地帯ですので、両方20～30ヘクタールの農地がありますけど、そこを農振の除外等を含めてまちづくりをやっているという大きな狙いがあります。

まちづくりの一つの大きな母体になるのはショッピングセンター。そのショッピングセンターの計画もところどころ聞いております。それは県下最大のショッピングセンターをつくと、モール街等を含めてやっていくとなれば、それがずれてくると諫早のまちづくりが大きく変わってくると、そういうこともあるものですから。今の供用開始は、地盤沈下で2年近く遅れていますので、想定しておったのと若干ずれてきたから、またそちらにも影響してくる。そうすると諫早市地域のまちづくりに大きく影響するということがあって、そのあたりも含めて検討いただきながら進めていただきたいと、それをお願いをしておきたい。

それは認識があるかどうか。それに関連して県道の付け替え、あるいは拡幅、歩道等の整備も関連をしていくことは県央振興局に対して求めていますので、確認をしながらですね。それを開店できる時には、それに対応できるよう

な状況をつくっていただきたいと思いますが、そのことを一言加えていただいて、私は終わりたいと思いますが、いかがですか。

【大塚道路建設課長】 まちづくり、ショッピングセンターのお話につきましては、そういう構想があるということはお聞きいたしておりますが、いつオープンするかとか、具体的なものは把握をしておりますが、そのあたりの計画も視野に入れながら、調整できるところは調整して、できるところはきちんとやっていくという形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

【山本(由)副委員長】 1点だけお願いします。

議案説明資料の1ページから2ページにかけて、和解及び損害賠償の額の決定についてというところで、いわゆる県の管理地と言われているところの管理のあり方なんですけれども、例えば街路樹からの枝の落下による事故に関して損害賠償が起こったりというふうなことで、いわゆる災害の危険個所ではないと思っていたり、市街地とかにある県の管理地に生えている草であったり木であったりと、こういったところの点検というんですかね。こういうのは危ないんじゃないかということで定期的な点検がなされているのかどうかというのをまずお聞きをいたします。

【馬場道路維持課長】 今回、和解及び損害賠償額の決定についてということで、道路維持課で所管しますところは4件ほどございます。その中で街路樹等からの枝の落下といったことが2件ほどございます。強風等によりまして街路樹が落ちまして、そこに通りかかった車に当たったというものでございます。車を運転される方には瑕疵といった点はございませんので、道路

管理者として、そういった損害を賠償する、補償するというふうな形になっております。

日ごろ道路巡視業務、道路パトロール等やって、そういった枝の落下とか落石とかといったものがないよう点検もしているところでございます。また、毎年、法面等の点検につきましても、OBとか道守、そういった方々の協力を得ながら実施をしております。そういったことがないよう、道路災害防除事業というものを実施しているところでございます。

【山本(由)副委員長】 地元からの要望が一番多いのは、ここは市の管理地じゃなくて県の管理地で、草が非常に生えているとか、樹木が多くて道路に覆いかぶさっているから危険であるというふうなことで、地元の方にお聞きすると、昔は年に2回ぐらい除草や剪定をしていたものが、10年ぐらい前から年に1回になりましたと。その年に1回が、去年、おとしはなされていませんというふうな情報があって、申し入れをすると、なかなか予算が厳しいと、当然そういうふうな話になってくるわけですが。

こういった管理、除草であったり剪定であったりの予算は、積み上げて持っていらっしゃるのか。それとも全体の枠として持っていらっしゃって、毎年とか2年に1回とかという定期的なものではなくて、その枠の中で何とかやりくりをしてやっていらっしゃるのか、その辺のやり方はどうなっているのでしょうか。

【馬場道路維持課長】 主に県が管理します国道、あるいは県道の除草につきましては、単独予算になりますが、道路維持補修費の中からこまめに地域の建設業の皆様方に発注をしまして対策を講じているところでございます。

単独予算ということになりますので、年に決まった額がございまして、それを各地方機関に

配当しまして、その中でやりくりしながら実施をしているところでございます。

以前は2回ほどというお話でございますけれども、交通量等を見ながら、あるいは市街地等あまりにもみっともないところは年に2回、その他のところは1回というふうなことで、少しめりはりをつけた対策等も行っているところでございます。

【山本(由)副委員長】 今のは多分、道路の関係の法面であったり、道路の周りの土手であったりといった話だと思うんですけども、例えば県の公園的な広場といったものについてはいかがですか。同じような形でしょうか。

【馬場道路維持課長】 県が管理します公園は、総合運動公園、西海橋公園、百花台公園、平戸田平公園になります。これらの公園につきましても、指定管理者制度によりまして、その中で除草等はさせていただいております。一定の予算の範囲内ということになっております。指定管理者制度でございますので、その中で効率的な除草対策を業者が工夫をしながらやっております。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 ほかに質問がないようですので、土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

— 午後 2時31分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時32分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年6月27日

自 午後 1時31分
至 午後 3時 8分
於 委員会室3

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	里脇 清隆 君
副委員長(副会長)	山本 由夫 君
委 員	田中 愛国 君
〃	渡辺 敏勝 君
〃	瀬川 光之 君
〃	徳永 達也 君
〃	外間 雅広 君
〃	川崎 祥司 君
〃	坂本 浩 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

環 境 部 長	宮崎 浩善 君
環 境 部 次 長 兼環境政策課長	山口 正広 君
地 域 環 境 課 長	吉原 直樹 君
水環境対策課長	田口 陽一 君
廃棄物対策課長	重野 哲 君
自然環境課長	田中 荘一 君

6、審査の経過次のとおり

— 午後 1時31分 開議 —

【里脇委員長】 ただいまから、委員会及び分科

会を再開いたします。

これより、環境部関係の審査を行います。

【里脇分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び予算に係る報告議案を議題といたします。

環境部長より、予算及び予算に係る報告議案の説明をお願いいたします。

【宮崎環境部長】 環境部の「予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料」の1ページをお開きください。

環境部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、報告第12号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第3号）」の3件であります。

はじめに、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

歳入歳出予算額は、1ページに記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、同じく1ページ下部に記載のとおり、生活基盤施設耐震化等交付金事業費において、国庫補助の内示に伴い市町への交付金の増額を行うための経費といたしまして329万2,000円を計上いたしております。

次に、2ページをご覧ください。

先の3月定例県議会の予算決算委員会において専決処分により措置することについて、あら

はじめご了承くださいました平成29年度予算の補正を3月30日付で専決処分させていただきましたので、関係部分について、その概要をご報告いたします。

まず、報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分につきましては、歳入予算について2,953万9,000円の減、歳出予算について9,122万3,000円の減を計上いたしております。

補正予算の主な内容につきましては、3ページに記載のとおりであります。

続きまして、4ページをご覧ください。

報告第12号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出ともに4,731万8,000円の減を計上いたしております。補正予算の内容につきましては、記載のとおりであります。

また、4ページ下部から5ページにかけての繰越明許費繰越計算書報告につきましては、記載のとおりであります。

以上をちもまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【里脇分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【渡辺委員】 3ページのところでちょっとお尋ねしたいんですが、歳入関係の基金繰入金それぞれ2つ減額になっているんですけど、産業廃棄物税基金を活用した事業費の確定に伴う基金繰入金と環境美化基金を活用した事業費の確定に伴う基金繰入金が減ってきたということは、

この基金を活用した事業が活発にされたと思うんですけど、こういうことをしていますという主な中身がわかりませんか。

【重野廃棄物対策課長】 委員ご質問の件ですけれども、まず、産業廃棄物税の方でございます。リサイクルの促進事業ということで、リサイクル製品をどうやって活用していくかということで、県民への普及、促進を図るような事業を行っております。あと、島原半島の良質堆肥広域流通促進事業として、島原半島で出ている堆肥を島原半島以外にもって行って利活用を図る事業も行っております。

その他、適正な処理の推進ということで、産業廃棄物の不適正処理対策事業といたしまして、産業廃棄物の処理事業者等に対する立ち入りを、現在、各保健所におきまして適正処理指導員の配置を進めておりますが、その配置に要する費用として使っております。

あと、政令市である長崎市、佐世保市が、同じく適正処理指導員を置いていますので、その配置に対する経費の補助ということで使っております。

あと、環境美化基金ですけれども、こちらにつきましては地球温暖化対策推進事業費、あと廃棄物関係でいいますと「エコ&ヘルシーながさき」ということで食品ロスの協議会を昨年度立ち上げましたので、そういう事業に使わせていただいております。

【渡辺委員】 大体わかりました。頑張ってください。

それと、浄化槽対策費の支出の関係です。3,547万3,000円の減額になってはいますが、これは浄化槽設置の何基の予定に対して実数どれくらいだったのか、その達成率はどれくらいでしたか。

【田口水環境対策課長】 浄化槽整備費につきま

しては、当初予算におきまして2,130基を予定しておりました。結果といたしまして1,770基ということで85%程度の執行率となっております。

【渡辺委員】この浄化槽設置の関係で申し込みがあつて基準か何か、はねるケースがあるんですか。要するに、申請されればほとんど100%、通るといふことになっているんですか。

【田口水環境対策課長】県が計上します予算につきましては、各市町が今年度の設置予定数を見込みまして、その数字を要望していただいております。県としましては、その要望に対して全て配分しているという状況でございます。

【渡辺委員】これをすることによって残りの、設置してほしいところがまだたくさんあるんですか。浄化槽を含めて下水処理場、普及されてきていると思つているんですけど、残りはまだたくさんありますか。

【田口水環境対策課長】汚水処理人口普及率で申し上げますと、本県は県平均で79.5%になっております。私どもとしましては、100%を目指していかなければならないと考えておりますので、下水道、そして浄化槽の促進を図ってきたいと考えております。

【渡辺委員】諫早湾干拓に流入する区域とか大村湾に流入する区域とか、その辺は重点的に浄化槽設置の関係で努めて頑張つて設置するように要望しておきます。よろしく申し上げます。

それと、繰越明許費の関係で4ページの生活基盤施設耐震化等交付金の事業費が1億7,000万円近くありますが、これはどういう要因でしょうか。

【田口水環境対策課長】この繰り越しにつきましては、佐世保市と対馬市で2カ所、計3カ所において繰り越しが発生しております。佐世保市の分につきましては、トンネルで送水管を設置するという作業でございましたが、思ったより

岩が硬く、その岩掘削に時間を要するというところで繰り越しをしております。

また、対馬市の2件におきましては、地元との調整に時間を要したということで繰り越している状態でございます。

【里脇分科会長】ほかにございませんか。

【山本(由)副会長】すみません。1項目だけお伺いいたします。

3ページの一番下の分ですけれども、島原半島満喫プロジェクト推進事業の中で調査委託費の減により393万8,000円の減額となっておりますが、この事業は、予算総額が744万8,000円、この中でジオパーク活用推進プロジェクトとしてのモニターツアーの実施が302万円、国立公園満喫プロジェクトとして国立公園ステップアッププログラムの策定が442万4,000円になっていたと記憶しておりますけれども、今回の減額の内容とその理由につきましてご説明をお願いします。

【田中自然環境課長】委員からお尋ねがございました島原半島満喫プロジェクト推進事業についてですが、先ほど委員がおっしゃったように、当初はステップアッププログラムの作成ということを中心に行うということで予定しておりましたが、その後、平成29年度に入りまして環境省の方針でステップアッププログラム事業を先行する8公園と同じような取り扱いで2次選定はしないということになりましたので、当初、予定していた事業内容を変えまして、国の展開事業とあわせた形で県の事業も進めるということに方針を転換しております。

その中で、国立公園雲仙における訪日外国人の意向等調査分析業務と島原半島ジオパーク留学生ジオツアー委託業務ということの2つを中心に平成29年度は実施いたしました。

その中で、この業務委託について一般競争入

札を実施しましたところ、訪日外国人の調査業務におきまして、予定価格に対しまして落札額32%という非常に低い価格での入札がございました。これにつきましては落札者からヒアリング等を行いまして実際に仕様書どおりできるのか確認をしたところ、できるという回答でございましたので、そのまま落札ということにいたしました。

その結果、入札差金が283万円発生しまして、その他の執行残と合わせまして393万円の減額という状況になったということでございます。

【山本(由)副会長】国庫支出金もこの半額になるんですか、197万円、国庫支出金も減と減っていますので、国の方針が変わったり、入札の結果、落札率といいますか、それが非常に低かったということになっているんですけれども、この事業については、今言われたように、平成30年度については国立公園における観光コンテンツの構築であったり、島原半島ジオパークシンポジウムの開催ということで予算は減っているんですけれども、510万円ぐらいの予算が計上されているということ。それから、あとの政府施策要望にも絡んでくるんですけれども、平成31年度の県の政府施策要望の中でも国立・国定公園におけるインバウンド対策の推進についてというのが本県から政府への施策要望として上げられていると。その中で国立公園満喫プロジェクトに必要なソフト支援の継続を要望しているんですけれども、これに対して国からは、「今後の支援の継続のためにも具体的な提案をいただきたいとの回答があった」というふうに報告をいただいております。

ですから、この事業は、国立公園満喫プロジェクトの展開事業ということで先行の8公園に加えて国の応募に応じて10団体、採択されたものだと理解しておりますので、こういった形で

提案をして採択されたんですけども、予算の執行が少なかったというのがどうなのかなと思いますので、関係者の方と協力をしながら着実に効果的な予算の執行をお願いしたいと思うんですけれども、この点はいかがですか。

【田中自然環境課長】委員からお尋ねがございました予算の執行という点についてですけれども、今年度も約五百数十万円、島原半島満喫プロジェクト事業に充てております。また、国の展開事業は、これとは別に約400万円予定して実施する形になっております。両方とも予定しております事業につきましては、着実に実行できるように努力してまいりたいと思っております。

また、昨年度、多額の残額が出ておりますけれども、こういった点も踏まえて入札を進めていきたいと思っておりますので、今後もぜひ島原半島の活性化に向けた事業になりますように努力してまいりたいと思っております。

【山本(由)副会長】ありがとうございます。ジオパークに関しては、県でいうと文化観光国際部も企画振興部も、それから環境部も関わっていただいているんですけれども、観光といいますか、そういった面においてジオパークの関係者の方にお聞きすると、今、環境部が一番一生懸命やっていたらと言っております。そういった意味でぜひお力添えをいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【里脇分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第95号議案のうち関係部分、報告第2号のうち関係部分及び報告第12号は、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【里脇委員長】 次に、委員会による審査を行います。

環境部は、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、所管事項についての質問を行います。

環境部長より所管事項説明をお願いいたします。

【宮崎環境部長】 「環境生活委員会関係議案説明資料」の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしますのは、議案はございませんので、議案以外の主な所管事項について、ご説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

諫早湾干拓調整池の環境保全対策について。

諫早湾干拓調整池の水質保全については、これまで「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、各種施策を実施しており、平成29年度の水質のCOD（化学的酸素要求量）75%値は7.4mg/Lとなるなど、近年、改善傾向にあります。

また、平成24年度が終期であった同計画については、これまで暫定延長をしておりましたが、

関係機関と連携し、本年度中の次期計画策定に向けて作業を進めているところであります。

さらに、諫早湾干拓事業で創出されました調整池や自然干陸地の地域資源の有効活用を図るとともに、水質の改善や再生可能エネルギー発電施設導入の可能性について検討しているところでございます。

このほかご報告いたしますのは、環境月間における取組について、次期長崎県環境教育等行動計画の策定について、省エネ・節電対策の推進について、海水浴場水質調査の結果について、長崎県汚泥処理構想の策定について、災害廃棄物処理計画の策定について、生物多様性保全の推進について、島原半島満喫プロジェクトについて、長崎県行財政改革推進プランに基づく取組についてであり、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【里脇委員長】 次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、説明を求めます。

【山口環境部次長兼環境政策課長】 私から、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」につきまして、説明をいたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました環境部関係の資料につきまして、ご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年2月から5月までに実施したものとなっております。

はじめに、1ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し、内示を行った補助金であります。直接補助金の実績につきましては、資料1ページから2ページに記載のとおり、長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金など計18件となっております。

また、間接補助金の実績につきましては、資料3ページから4ページに記載のとおり、長崎県浄化槽設置整備事業補助金など計20件となっております。

次に、5ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてでございますが、5ページから6ページに記載のとおり、8件となっております。

また、7ページ以降に入札結果一覧表を添付しております。

次に、資料16ページをご覧ください。

知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、佐世保市からの要望の2件であり、それに対する県の取り扱いは、資料16ページから17ページに記載のとおりでございます。

次に、18ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告につきましては、附属機関を上段に記載しており、長崎県環境影響評価審査会など5回、下段に私的諮問機関等を記載しており、長崎県廃棄物処理施設専門委員会など2回開催しております。その内容につきましては、資料19ページ以降に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、「平成31年度政府施策に関する提案・要望の実施」につきまして、ご説明いた

します。

去る6月6日及び7日に実施いたしました平成31年度政府施策に関する提案・要望について、環境部関係の要望結果をご説明いたします。

環境部関係におきましては、国立・国定公園におけるインバウンド対策の推進について、下水道施設の整備促進と安定的な経営について、漂流・漂着ごみの対策についてなど、一般項目の7項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、要望先が環境省、厚生労働省、国土交通省の3省であり、環境省亀沢自然環境局長ほか17名に対し、宮崎環境部長及び関係課長等で要望を行いました。

このうち、国立・国定公園におけるインバウンド対策の推進につきましては、環境省自然環境局長等に対して強く要望を行ったところ、「国立公園満喫プロジェクト」のソフト支援事業等について、今後の支援の継続のためにも具体的な提案をいただきたいなどの発言がありました。

また、そのほかの項目につきましても、担当課長等に対して強く要望を行っております。

以上が環境部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案要望の実現に向け、個別に国に対する要望を行うなど、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わらせていただきます。

【里脇委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくこととします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありますか。

【川崎委員】 資料の19ページ及び20ページですが、長崎県環境影響評価審査会議の内容についてご報告をいただいております。

委員からは、洋上風力発電等に係る鳥類の調査または海洋海棲生物の影響についての意見があったということをございました。具体的にどういったご意見があったのか。また、今後進めていく上で大変重要な事項かと思っております。県の見解を求めたいと思います。

【吉原地域環境課長】 委員ご質問の件についてお答えします。

まず、19ページの五島市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価の準備書の審査内容の結果でございますが、審査委員の方からは、動物、植物ということで、この海域が多く渡り鳥が行き交う海域になっていると。鳥類の渡り、ルート予測が不確実になっていますので、事業区域における鳥類とか哺乳類の状況について情報を収集してくださいというご意見がっております。

また、2つ目の海生生物への影響についてということにつきましては、風車設置に当たって、その風車の振動とか騒音が海中にどう及んでいくのか。海水中に生息している生物にどういう影響を与えるのか、きちんと調査をしてくださいということの意見がっております。

また、20ページには、西海江島洋上風力発電事業ということで、これも風力発電の環境影響評価の計画段階の配慮書ということで審査を行いました。それにつきましても委員の皆様からは、まず、騒音に関して事業想定区域には学校

とか医療機関が近くにあるということで、その度合いをきちんと調査してくださいと。

また2つ目に、動物の関係におきましては、この周辺には哺乳類としてコウモリが行き交う海域になっているというところで、風力発電施設への衝突が懸念されるので、その点についても調査をしていただきたいと。

また、海生生物については、ここがブリとかタイとかイセエビの漁場になっているということもありまして、その影響についてもちゃんと調査を行ってくださいということの意見がっております。

【川崎委員】 わかりました。さまざまなご心配のことがあるのは事実でございますので、真摯に調査をし、ご回答いただきたいと思っております。

西海江島の方について景観への配慮というようなご意見もあっているようですが、洋上風力、確かに景観の部分も多分に配慮しないといけないと思っておりますが、これについてはどのような形でご意見に対応していこうとされているのか、お尋ねをいたします。

【吉原地域環境課長】 県としましては、世界遺産候補の構成資産や島内の居住、島からの眺望といったことに配慮してくださいということで県知事意見を出しております。

具体的には、世界遺産の候補地から見た角度ですけれども、垂直視野角といいますと、0.5度未満の高さになるように風車の高さを抑えてくださいということを出しております。

【川崎委員】 そういった高さの制限ということについては、世界遺産は長崎にもあるので、建物についても、かなりいろんな制限があるということはよく知っておりますので、同じことかなと思います。

そうすると、実際そういったものを設置して、要するに効力、投資をして発電をするに当たっ

で影響というものはないんですか、発電をするということにおいてですね。もしあれば場所を変えたりするんでしょうけれども、かなり大がかりな話になるんだと思いますが、いかがでしょうか。

【吉原地域環境課長】 委員ご指摘のとおり、最近風車の大型化がかなりメジャーになってきておりまして、0.5度という垂直角を超える可能性があるところも出てきております。ですが、事業者に関しましては、世界遺産についても配慮するということで設置場所とかを今後また西海市、県と検討していくという回答を得ているところでございます。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 ほかにご質問がないようでございますので、次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 質問がないようでございますので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【坂本(浩)委員】 部長説明資料の2ページの省エネ節電対策の推進についてですけれども、この段落の下から5行目から、「県みずからの事業者としての取組」ということで、「県庁エコオフィスプランに基づき」ということで、また、「国の地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業を活用し」と、この強化事業というのが、3月定例会でもらった環境部の概要を見ましたが、なかったものですから、どういう事業なのかを教えてくださいたいと思います。

【山口環境部次長兼環境政策課長】 この地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業というのは、環境省の補助事業でございます。これは

昨年度から実施している事業でございます。昨年度は県有施設について7分類に類型化いたしました。その7分類の類型化の中で代表的な改修施設を出しまして、その7施設につきまして改修の効果等の確認調査等を行ったところでございます。

今年度につきましては、その7施設の代表的な施設のうち4施設について実際の改修を行うということで、その実施設計を行うものでございます。

【坂本(浩)委員】 私は3月定例会の委員会でも質問した、いわゆるLED化の部分でしたかね、7施設の中です。それが去年度からカーボン・マネジメント強化事業という国の支援事業を活用して行って、今年はそれを具体的にLED化等、県有施設の省エネを進めていく、そういう理解でいいんですか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】 今、委員おっしゃったとおりでございます。今年の3月定例会でもご説明等を行いましたけれども、その延長ということでございまして、照明のLED化、あと空調等の高効率化を今後図っていくというものでございます。

【坂本(浩)委員】 これは支援事業でしょうから、国から予算が一定ついているんだと思うんですけども、今年度でいくと、国の事業そのものがどれぐらいの予算規模で、そのうちどれぐらいが長崎県に予算化されているのか、あるいは県だけじゃなくて、いわゆる市町に対する支援事業もあるのかどうか、その辺を教えてください。

【山口環境部次長兼環境政策課長】 これにつきましては、事業費といたしましては、全部合わせて660万円ほど計上いたしております。国の予算全体につきましては把握しておりませんが、この事業につきましては、県だけでは

なく、市町も対象になっているというものでございます。

【坂本(浩)委員】 県の予算総体が660万円で、いわゆる補助事業でしょうから、補助額が660万円ということでもいいんですか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】 これについては3分の1の補助でございますので、220万円が国の補助ということになります。

【坂本(浩)委員】 国の全体の予算規模がどれぐらいかわかりませんので何とも言えないんですが、ぜひ、こうした環境省の事業を活用して、さらにLED化、省エネを進めていただきたいと思っておりますし、各市町にも積極的な活用を促していただきたいということを要望させていただきます。

次に、同じページの下の方、諫早湾干拓関係です。一番下の行に「再生可能エネルギー発電施設導入の可能性」と書いてありますが、どういう発電施設を検討されているのか、答えられる分だけでいいですが、それと、干拓地は基本的に農業をやっているんでしょうから、どういったところにそういう土地があるのか、その辺について教えてください。

【吉原地域環境課長】 ご質問の再生可能エネルギー発電施設はどのようなものかということですが、今、私どもが検討しておりますのが太陽光発電。また、3月の委員会でもご説明させていただいたと思いますが、島原半島のバイオマスを活用するということがバイオガス発電施設を周辺にもって来るといことも検討しております。

また、場所でございますが、周辺には自然干陸地がかなりあります。また、調整池もどうか使えないかということで検討しているところでございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。少し具体的に

なってから、またやりとりさせていただきたいと思えます。

それから、3ページ目の「海水浴場の水質調査の結果」についてということで、これについてはそれぞれ担当課から資料を送ってきましたので見せていただいたんですけども、去年に比べて今年は全てが水質が「AA」ということになっています。送られてきた資料を見ますと、去年は、いわゆるふん便性の大腸菌群数が検出されたところが5カ所ほどありまして、そこについては「A」ということです。昨年と今年と同じ時期の調査で、5カ所については、今年は全て最上質の水質という結果が出たという報告資料でした。

この5カ所について、去年と今年の差が、これを見るとわずかな差なんですね。だから、微妙なところなんだろうと思うんですけども、その差の原因といいますか、それをどういうふうに考えておられるのか。長崎市周辺だけではなくて、離島地域とか、ものすごく水がきれいなところも入っていたものですから、どういうふうに理解したらいいのかなと思ったものから、その辺についてお尋ねいたします。

【吉原地域環境課長】 委員ご指摘のように、去年は5カ所が、場所としましては、大崎の海水浴場、前浜、白浜、蛤浜、それと壱岐の筒城浜となっております。

この「A」の5カ所につきましては、昨年、大腸菌が検出されたということで「A」という案件になっておりますけれども、その基準が、ふん便性大腸菌は不検出、基準としては大腸菌が100ミリリットル中に2個未満でないといけないと。それに対して2から5ぐらいの数値でわずかな個数で基準がAランクに下がってしまったという状態になっています。

これにつきましては、調査の時期を、晴天の

日が続いたところでの調査をやるということで調整しているところでございますけれども、昨年は調査の前に雨が降っておりまして、周辺からの雨水の流れ込みというものが考えられ、こういう結果になったと思われま。

【坂本(浩)委員】それで、これ、20カ所の海水浴場を対象ということで、年間の利用者が概ね5,000人以上のところを抽出して調査をした結果ということですが、それ以外にも海水浴場は結構たくさんあるんじゃないかと思うんですが、その辺については調査はされないんですか。

【吉原地域環境課長】県の方でも予算のことがありまして、利用人口が5,000人以上ということで調査の対象海水浴場を絞らせていただいております。

ただし、委員がおっしゃられますように、これ以外の海水浴場、佐世保市であったり、五島の方であったり、海水浴場がございます。それについては市の方で調査をされていると聞いております。

【里脇委員長】ほかにありませんか。

【川崎委員】海洋プラスチックごみについてお尋ねをいたします。

先般行われた先進7カ国首脳会議で「海洋プラスチック憲章」というものが審議をされて、7カ国のうち日米を除く5カ国は署名をしましたが、日本は署名しなかったということがありました。産業界や消費者に影響が大きく、準備が整っていないということが理由であったと報じられているところがございます。

一方で、世界で年間800万トンから1,200万トンものプラスチックごみが海に流出していて、海洋におけるさまざまな影響を及ぼしているということが指摘をされております。加えて、微粒子状の、いわゆるマイクロプラスチック削減

については、国の方でも関係法が改正されるという動きが起きています。

長崎県は海岸線が非常に長く、漁業にしる、このプラスチックごみについては、多大に影響を受ける県だと誰しもが思っているところがございます。こういった国際的な動き、国内の動き、こういったところから県としてどのように認識され、今後、この問題について取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

【重野廃棄物対策課長】委員ご質問の件ですが、マイクロプラスチック自体は、紫外線、熱、波によって砕けて5ミリ以下のプラスチックになってしまうというところがございます。長崎県自体が日本の西海岸の方にあると。韓国とか中国から流れてくる廃プラとかをまず最初に回収できる場所ですので、まずは小さくなる前に回収するというところで国の補助金を使いながら、マイクロプラスチックになる前に回収をしていこうということで取り組んでいきたいと考えております。

あと、マイクロプラスチックの対策につきましては、川から海に流れ込むプラスチックの量をどうにか減らさないといけないというふうなところもございますので、県では、「ゴミゼロながさき」実践計画を立てておりますので、ごみをより減らすというところでの対策をとりながら、川、海にごみがより流れないようにしていくためにどうしたらいいかということで市町を交えながら検討を図っていきたくて考えております。

【川崎委員】市町交えながら検討を図っていくというご答弁でしたが、よければ今まで取り組んだ、マイクロプラスチックになる前に早めに回収していく、そういったことでこれまで取り組んできている具体的な事例があればご紹介いただきたいと思います。

【重野廃棄物対策課長】国の調査によりますと、漂着物というのは平成26年度で全国的に16万トンから31万トンぐらい流れてきています。そのうち長崎県には1.7万トンから3.2万トンぐらい流れてきています。平成27年度においては、全国的に9.6万トンから18万トンの間で流れてきています。長崎県には0.6万トンから1.2万トン流れてきているという中で、長崎県においては平成26年度に2,264トン、平成27年度に2,043トン、離島と本土において回収を行っているというところで、予算の上限があるので、全てとりきるということは難しいことでもあります。あと、海岸で船が行けないところとか、そういうところがあるので全部がとれるというわけではないんですけれども、水産への被害が出る場所とか、海水浴場の景観を重要視しているところについては、回収を市町、県、管理者がやって、その辺についてはある程度とれているのではないかと考えております。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

【八江委員】諫干の水質の関係でちょっとお尋ねしたいんですが、諫早湾の水質は、汚れ水、腐った水、いろいろ表現がたくさんありますよね。私たちも昔、子どもの時からずっと汚れた水の中で泳いでおったことで何にもなかったんですけど、汚れているから水質が悪いと。澄んでいるものよりも見た目は確かに汚れているかもしれない。

そういうことを考えてみれば、調査された中では、リンとか窒素とか、そういったものの水質の問題は、他県の例えば六角川とか、佐賀県の川、筑後川、こういったものとは遜色はないもので、向こうはそのままストレートで海に流れていますけど、こっちはたまった水が満水になってくれば常時1メートルのラインを確保するために排水しているわけですけど、排水する

のも本明川から流れている、境川から流れている水と全く同じ。逆に言えば、いろんなデータを見ると、いろんなものはむしろ県外の河川よりも水質がいいようにデータは出ているんですけど、その辺を私が確認をする意味で、何かと言えば、飛行機から見た時に堤防の内と外は、濁り、腐り水だとか何とか表現されますから、その辺をはっきり払拭したい気持ちでいっぱいなんですけど、どのように水質を皆さん方が把握しておられるか確認してみたいと思うんですが、いかがですか。

【吉原地域環境課長】委員ご指摘の件につきましては、諫早湾の干拓調整池の水質が有明海に流入する主要な河川、また、佐賀県にありますクリーク、そういったところと比べて平均程度で、特に悪いというところはありません。他の河川の方が水質が劣っているものだというふうに認識しております。

また、CODの負荷量というもので見てみますと、有明海全体に占める負荷量の割合というのは、2～3%ぐらいしかないということで認識しておるところでございます。

【八江委員】今お話しのように、有明海に各河川から流入するのは、3%ないし5%以内が本明川、あるいは長崎県の河川から流れている水量だと言われて、大きな30%とか50%とかいう数量のものではないのに、いつも悪者にされるのは本明川の水質だと言われている。

では、そういうことがわかっておりながら、なんで言われるのかというのがありますが、よく議会でも質問がある、水質改善をすべきではないかと。今、長崎県の環境部として取り組んでいるものは、何を水質改善しようとしているんですか。それをお尋ねしたいと思いますが、いかがですか。

【吉原地域環境課長】調整池の水質の改善ということにつきましては、水質の環境基準としてCOD（化学的酸素要求量）を5mg/Lと設定しておりますが、平成29年度の値では7.4mg/Lと、まだ環境基準を超過している状況でございますので、県としましては、生活排水対策、それから工場・事業場排水対策、農業関係の排水対策、それと調整池流入河川の対策というものを4つの柱の部分で水質の改善をしていこうというふうに考えております。

【八江委員】水質がよいにこしたことはないわけですから、向こうより悪いのを奨励するつもりはないし、いいものであればなおさら、アピールするものをしっかりしておいてもらわないと、全てが諫干の締め切り堤防内の水質が悪影響で魚介類が減少している、宝の海を返せということになっていきますけど、全くそうじゃないというのは、我々はわかっているし、信じているわけですが、そういったことを平気で言う人が、中には学者の方もオーバーに言われる方も多いので、その辺ははっきりさせてほしいなと思います。

そこで、一時は下水道の処理が湾内と湾外と相当違うと。だから、諫早周辺の住宅地域においても、あるいは家庭雑排水を処理するために公共下水道の推進と、それから農業・漁業集落排水事業等の推進、そしてまた、小型合併処理槽によって改善を図ってきていると思えますけど、そのあたりのところは今のところどの程度いっているのかわかりますか。公共下水道は目的の何%、集落排水事業はこのくらい、小型合併はこうと、目標にどのくらい達していないのか。おおよそでいいですけど、いかがでしょうか。

【田口水環境対策課長】県全体の汚水処理人口

普及率というのが、先ほど79.5%というふうに申し上げました。それに対しまして、諫干の流域におきます汚水処理人口普及率といたすのが89.1%ということで、県平均よりも高い数字で普及を進めているところでございます。

さらに、調整池につきましては、下水道も通常の標準処理ではなく、高度処理化という高度な処理を進めております。また、浄化槽につきましても、通常型ではなく、高度処理型という浄化槽を設置するという取組をもって重点的に当流域における汚水処理を進めているところでございます。

【八江委員】それで、今、淡水湖の中には、フナとかコイとかナマズとか淡水魚が、養殖じゃないけど、増えてきておまして、コイなんかもある。それで、コイじゃなくてもフナでも、ヘラブナでもそうなんですけど、釣り大会を開こうという機運も高まってきております。

そして、淡水魚がどのような影響を与えるかわかりませんが、そういう状況の中にあるということであれば、もう少し淡水魚等の活用も考えていかなければならないのではないかと考えております。

これは水産の関係とか何とかじゃないからお尋ねはしませんけれども、そういう計画があります。それで、全国、場合によっては九州のヘラブナ釣り大会を開こうかということももう数年前から進めておりますけど、日時はまだ出ておりませんが、そういうことをしながら、淡水魚の育成を図っていこうということもあります。

そこで、もう一つは、野鳥が、この間から干拓地のレタスとかキャベツとか、そういったものに対する食害があっているということで、農

林部の対策も非常に困っている。訴訟問題等もかかっておりますけれども、あそこは猟銃区域外ですか。

そうであれば、あそこは正直言って、びっくりするほどカモがおるんですね、その他にも野鳥が。こんなにおるのかと思うぐらいに、石ころのようにおるんですけど、それは、野鳥が来るというのは非常にいいことではないかなと思いますけど、反面、食害等があつて、そっちでは困っている。これに対する環境部の考え方が、駆除をできるのかできないのかという問題もありますし、また、それをどこまですればいいのかというのがあります。その辺の考え方はいかがですか。

【里脇委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時30分 休憩 —

— 午後 2時31分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

【田中自然環境課長】 諫早湾干拓地の農作物の被害につきましては農林部の所管ではございますが、環境部では鳥獣保護区の設定をしております。鳥獣保護区を設定していても、有害鳥獣駆除ということであれば捕獲等はできるということになっております。

有害鳥獣駆除につきましては、地元市の方で許可を出すという形で、そういった被害対策については優先して実施するという事で対応すると私の方では聞いております。

【八江委員】 両方の立場があつて、保護をしていく、野鳥が来ることも大いに結構だということと同時に、食害があつて農林業としては非常に困るから、どっちをどうすればいいのか苦しいんですけど、環境部としては適切な処理を農林部等を含めて話を詰めながらやっていただき

たいと思います。

もう1点、干陸地の利用あるいは淡水湖の利用で、諫早湾干拓が非常に有名になっています。特に淡水湖の利用、ボートの話が今盛んに出ています。直線として本明川水系で長くは4,000メートル、4キロある。3キロあれば日本一だと言われております。それが4キロもある区域で、世界でも有数なボートに適するコースだと言われている。そうなれば、そこを利用するに当たって、今からスポーツ関係が盛んになってきます。

それで、干陸地は、パークゴルフとか、そのほかの用途としてはあまりないんですけど、いろんな大会等が開かれることをしていく干陸地の管理を、環境部としてはどちらを向いてしていきたいのか。

もう一つが、中央干拓地の地先のところに雑草が何百ヘクタールかあるんです。それはなんで刈りもしないでいるのかというのは、自然保護団体等が、そこは勝手にできないと、自然に置いておいた方がいいということだから、その埋もれたものが腐って水質に影響しているとも言われております。

そういったものの除草等ができるかできないかという問題もありますけど、そういったことを含めて、干陸地、あるいは淡水湖の管理についてはどのように一致した考え方を持っておられるのかお尋ねしたいと思いますが、いかがですか。

【吉原地域環境課長】 干陸地、調整池の利用につきましては、県央振興局の方も考えておられて、委員がおっしゃられますように、カヌー、スポーツ大会とか、あとレジャー関係、釣り大会、そういったものに使えないか。また、干陸地の一部につきましては、今現在も、そばとか

麦、そういったものの農地の活用とか、あと飼料作物の栽培の方でも活用をされています。

環境部としましては、やはり自然が見られるところというところで、環境の学習の場にした。また、自然干陸地を活用した水質の浄化、ビオトープをつくって中央干拓地の遊水池の水を流して、少しでも浄化させていければと考えているところでございます。

【八江委員】中央干拓地の地先のところは、いろんな野鳥等も来ておることもありますし、また、野鳥以外に小動物も生息しているという話もあります。

しかし、あそこは何らかの形で処理をしていかなければならない一つの大きな問題点だと、諫干の中でも一番の問題。陸地につながっているというのは、どこでもつながっているんですけど、高来地区の干陸地については、コスモス園とか菜の花とか牧草とかのようなことができる、あるいはパークゴルフもグラウンドゴルフもできるような状況があります。今は、自転車の競技、でこぼこした、何といいますか、そういったものも導入したり。

だから、そういうものについて環境部としては、よく話し合いをしながらですけども、新たに格上げするのは、前向きに県民が、国民が利用できるようなことにかじを切ってやっていただきたい。

農林水産省も国土交通省も、そういったものに前向きにどんどん使ってくださいというような方向に変わってきている。ここ数年前までは、あれしたらいかん、これをしたらいかんということだったけど、今は有効に活用してくださいと、そういうことに変わってきているから、環境部もそれに乗り遅れないように。乗り遅れないようにというのは失礼だと思いますけど、逆

に誘導して、その干拓地をうまく利用して、今までの汚名を返上したいという気持ちが地元としてはあるから申し上げるんですけど、そこは、部長、最終的にそういう考えをはっきり聞かせてほしいと思いますが、いかがですか。

【宮崎環境部長】諫干事業でつくられました調整池等につきましては、まず、一義的には防災機能を持たせるというふうなことがあります。それで、今、小江の干拓地あたりでもいろんな活性化策をとられておりますけれども、前提といたしましては、防災機能を阻害しない範囲で有効活用するというところで、先ほど委員がおっしゃられましたクロスカントリーであるとか、そばとか、コスモスとか、そういうものが展開されているところでございます。

一方で、中央干陸地でございますけれども、あそこにつきましては、今現在はヨシが繁茂しているような状況でございます、一方では、あそこにチュウヒ等の希少な動植物がございます。ですから、今後、利活用に当たっては、それらの保護も念頭に置きながら、一方では有効活用を図るというふうな形で対応してまいりたいと考えております。

【八江委員】前向きに利用することによって、県民が期待できる公園化、あるいはまたスポーツ化、そういったものに大きく期待のできる場所だと思いますので、積極的に各部と協力しながらお願いをしておきたいと思えます。

もう1点だけ、環境基準、アセスメントの問題が1つあるんですけど、この間、我々、市町との話をする中で、長崎県は環境基準が厳しくて、推進するには後ろ向きじゃないのかと。

それは何なのかというと、例えば、30ヘクタールの工業団地をつくらうとして、私も20年近く、やいやいやってきましたけど、県でつくっ

てくださいと言っても、いや、それは無理だと、市でつくってくださいというようなこと。

長崎県の場合の環境基準のアセスをするのは、何町歩から何町歩以下とかいう基準がある。それが長崎県は特に厳しいんだと言われておるんですけど、そのことはどのように他県に比べて厳しいのか。基準はどこなのか、20ヘクタールなのか、30ヘクタールなのか、40ヘクタールなのか、その辺がわかればちょっと教えていただきたい。

【吉原地域環境課長】環境影響評価の規模についてでございますけれども、他県の例でお答えしますと、工業団地のアセスに係る規模要件というものが、50ヘクタール以上に関しましては38自治体、35ヘクタール以上としているのが2自治体。長崎県の場合は30ヘクタール以上としておりますけれども、それよりも下の0.3ヘクタール以上というものをしているところの数としましては24自治体あります。

30ヘクタールに長崎県が設定しました経緯を説明しますと、昭和55年に長崎県の環境影響評価事務指導要綱というものをつくっております。その時に工業団地等の造成規模、他県も含めまして見回した時に、25～30ヘクタールであったということで、その時に30ヘクタールというふうに設定しております。

また、平成11年に長崎県の環境影響評価条例というものを制定しました時も、30ヘクタールについて検討したところなんですけれども、本県の河川とか湿地、それから山地、海岸線の深さがほかの県よりも小規模で複雑で、また、そういったところに希少な生物がすんでいると。工業団地のような平面的な広がり大きい造成をした場合に、どうしてもそういったところにかかってしまう。また、人が住んでいる住宅地

にもかかってしまうので、規模拡大するのはどうかということによって現在の状況になっているところでございます。

【八江委員】一つは、大規模だけがいいとか悪いとかではないんですけど、たまたま用地があって、例えば、50ヘクタールにしてやっていけば、そこに工業の立地条件等もいいものができるようになってくる。企業の進出、誘致は結構時間のかかる部分もありますけど、それによって人口の確保というものもできるし、産業の活性化にもつながってくる。ところが、経済は動いているから、でき上がるまでの時間がかかり長いと、また時期を逸してしまうということももちろんあります。

だから、そういうところを勘案しながらいけば、他県並みと言えればおかしいんですけど、他県並みにいっているという数字はいろいろ条件があるかもしれませんが、この間の諫早の何かは30ヘクタールか40ヘクタールにしようということで一生懸命進めてきていたところが、なかなかうまくいかなくて、20ヘクタールしかできないと。20メートル以上は環境評価調査をしていかなければいかん。そうすれば、評価する調査だけで2年、3年かかってしまうんじゃないか。こういうことになってくると時期を逸してしまうということもありますので、そのあたりは臨機応変に、なし崩しにしろとは言わないけど、もう少し特例措置等も含めて、今、長崎県はどういうものが必要なのか、いつ必要なのか、そういったものを勘案すると、特例措置もしくはそれに準用できるような措置も考えておくべきではないかとつくづく感じました。

今、長崎県は人口減少対策等も含めて考えて、産業活性化も考えれば、今、必要だという時に、いざ、できた時には間に合わないということに

なりますから、そのあたりは十分対応できるように今後検討していただきたいということだけ。

先ほどの数字については、後ほど資料があったらいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

総括して、そういった基準によって長崎県が進まない。進まないというか、足かせになっているということでもありますので、ただ基準を守ればよいというだけではなくて、そういったことも臨機応変に対応できるような施策の展開をしていただきたいと思いますが、部長、その点はいかがですか。それで終わりたいと思います。

【宮崎環境部長】八江委員のおっしゃるとおり、現在、県の重要課題であります雇用の創出等、所得の向上というものもございます。そういうふうな観点でいけば、やはり委員がおっしゃるとおり、臨機な対応というのが必要になろうかと思ひます。

今後、その点につきましては、何ができるのかということ改めて判断させていただきたいというふうに思ひます。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

【外間委員】漂流・漂着ごみについて確認の意味で1点質問させていただきます。

川崎委員からも廃プラのお話がちょっとありましたので関連しているかと思ひますが、毎回、私はこの漂流・漂着ごみについては、国全体として、日本でも海岸線の長い長崎県に流れ込む漂流・漂着ごみの量の多さ、それに対する処理方法について国への要望も今回しっかりと項目を上げて要望なされているようであります。政策決定過程においても、海岸を持つほとんどの自治体が内示を受け、相当高額な漂流・漂着ごみ処理についての内示額、特に、対馬では2億5,000万円、上五島、五島ではそれぞれ1億円に

近い処理費用というか、内示額をいただいております。相当大きな金額だと思ひしております。

まず、全体として国の、長崎県が流れ込む地域なのか。確認の意味で、全国で予算をどのように立てて、昔はたしか基金をプールして数十億円のうち全体の4割を長崎県がもらって、それを各自治体で処理をしておったということですが、今の予算の獲得に向けた中身について、長崎県の位置づけも含めて再度ご説明をいただければと思ひます。

【重野廃棄物対策課長】委員ご質問の件ですけれども、平成21年度から平成24年度まで「地域グリーンニューディール基金」ということで基金を設けてやりまして、国の事業費として60億円、それで長崎県に11億円という形で配分されております。平成25年度から平成26年度に「海ごみ基金」という形でやりまして、国の事業費として100億円、うち長崎県に16億円きております。平成27年度から単年度補助金という形になりまして、国の事業費が28億~~五~~円のところを長崎県に4億8,000万円という形です。平成28年度が、国全体が30億円のところを長崎県に4億8,500万円。平成29年度が31億円のところで長崎県に4億8,000万円という形できております。

【外間委員】よくわかりました。これらの予算を獲得して、それを内示でお渡しする。それはオール国庫でやっているということですか。

【重野廃棄物対策課長】先ほど説明しました「地域グリーンニューディール基金」、「海ごみ基金」の時には10分の10でオール国庫だったんですけれども、平成27年度から補助率という形で、最初の方が10分の8から10分の9.5、平成28年度の補助率から10分の7から10分の9と変わっております。

【外間委員】わかりました。それで、内示額をいただいた対馬は2億5,000万円、上五島、五島

市は9,000万円近い大きな予算なんですけど、これらの内示をもって漂流・漂着したごみを収集して、最終的に焼却なり、要は海岸をきれいにするという工法があるかと思うんですが、これはある意味、長崎県全体統一した方法で処理を行っていかれるものなのか、あるいは地域、地域によってそれぞれのやり方で地域の自己責任完結型で処理をやっていかれるのか。その辺を県としてどういうふうに掌握されておられますか。

【重野廃棄物対策課長】この海ごみにつきましては、離島の方が流れてくる量が非常に多いというところで、離島に処理施設があるかどうかというところでの判断になってくると思います。

対馬におきましては、最終処分場までありますので、基本、島内で処理できるものは島内で処理するというふうな形に基づいて、一部、島内で処理できないものがありますが、ほとんど島内で処理するような形で、最終的には最終処分場で埋め立て処分をするというふうな形で対策をとっております。

残りの3離島につきましては、最終処分場がないということがございますので、島の処理施設でできる範囲でやって、できないものについては島外にもっていく。島外にもっていった時には、なるべく県内の施設で処理をしてもらって、それが無理な時には県外の施設で処理をしていただくという方針のもとでやっていただいているということでお聞きしております。

【外間委員】ありがとうございました。一定理解ができました。

最後に、こういう漂流・漂着ごみは、お互いさまということで、全世界それぞれが出されたものが流れ流れて、たまたまその国に流れてきたということで、ハングル文字があろうが、中国文字があろうが、それはそれとして、自己責

任において、それぞれの国が処理をするという法則とか、世界的に日本が流した漂流・漂着ごみはどこに行くのかわからないんですが、世界各国、それぞれの漂流・漂着ごみの対策について、何か連携というか、海外との対策会議みたいな、情報会議みたいなものはあるのですか。

【重野廃棄物対策課長】日本におきましては、海岸管理者が責任を持って処理をするという形になっておりますけれども、海外においては、どちらのところが処理責任を負うかというのは調べておりませんので回答はできません。

あと、海外との交流の形ですけれども、この前もG7の中でマイクロプラスチックの問題も出てきております。先ほど、川崎委員も話されたように、現在、マイクロプラスチック問題というのは非常に大きな問題として取り上げられておりますので、今後も、来年の大阪で開催されるG20の中でもマイクロプラスチックについては話がされて、今後、プラスチックの取り扱いについてどのようにしていくかということで検討されると聞いております。

【里脇委員長】ほかにございますか。

【渡辺委員】環境美化における取組についてのことでちょっとお尋ねしますが、ここに不法投棄の関係で、「陸域、海域、空域からの合同パトロールを実施しております」となっております。具体的にどれくらいしているんですか、こういうパトロールを。

【重野廃棄物対策課長】陸域につきましては、環境月間の期間中、関係機関、警察、あと市町と一緒に何日か、環境月間の中で地域を決めて保健所と一緒に回っていくという形で、期間としては、この1カ月の間に各地域で対応していただくと。あと、長崎市、佐世保市においてもパトロールを実施していただいているところでございます。

海域につきましては、4カ所、長崎、佐世保、上五島、壱岐につきまして、今年度は海上保安庁のご協力をいただきまして海上保安庁の船と警察の船で監視を行ったところでございます。

空域につきましては、今回は2回、防災ヘリを使って監視をさせていただいております。県央地区から県北地区に向けてのルート、あと県央から県南に向けてのルートを約1時間から1時間半ぐらい回りまして、主要な施設を含めた中で空域から監視を行ったところでございます。

今回の空域パトロールにおいても何カ所か不自然なところがありましたので、その辺は陸域からもう一度確認をして不法投棄かどうかということを現在確認しているところでございます。

また、パトロールにつきましては、各保健所に、先ほど説明しましたように適正処理指導員を置いていますので、年間を通じてパトロールを行っているところでございます。

【渡辺委員】 合同パトロールというのは、どういう意味なんですか。要するに、空と陸から一緒にパトロールしているんですか。

【重野廃棄物対策課長】 関係機関と一緒に合同でパトロールをするということで、先ほど言いました海上保安庁とか警察とか市町と一緒にパトロールを行っているところでございます。

【渡辺委員】 わかりました。

では、不法投棄を防止するためには、そういうパトロールをしながらやっているんですよ、チェックしているんですよということを大きくPRすべきと思うんですよ。そうしないと不法投棄の未然防止につながらないと思うんですよ。そういうPR費用というのは、どのくらい力を入れていますか。県民に対して、不法投棄の防止のために。

【重野廃棄物対策課長】 PR費用というのは、なかなか難しいところがありますので、今回も

出発式とかにおきましてはマスコミに情報を流させていただいて、海上パトロールの時にもマスコミで流されましたし、市町が行った五島市のパトロールにおいてもテレビで放映されているところでございます。

あと、市町の広報誌等を通じて不法投棄のパトロールを実施するというので広報させていただいているところでございます。

【渡辺委員】 6月の環境月間以外でパトロールしているのは陸域だけですか。それとも海域も空域も含めて常時監視しているんですか。どういうパトロールをしていますか。

【重野廃棄物対策課長】 先ほど申しましたように、陸域では各保健所に廃棄物適正処理指導員を置いていますので、そこで長崎市、佐世保市も含めてパトロールを実施しているところでございます。

海域については、海上保安庁の方で回っている段階で適宜監視をさせていただいておりますし、漁業者からの通報があった時でも、その回収に当たって対応させていただいているという話を聞いております。

空域については、タイミングを見はからって、防災ヘリの空き時間を見はからって、できる時にはするような形で環境月間に限らず対応しているところでございます。

【渡辺委員】 不法投棄は年間どれくらい発生しているんですか、長崎県で。

【重野廃棄物対策課長】 平成29年度のデータでございますけれども、県の管轄区域で92件、それと長崎市、佐世保市を合わせたところで399件、発生しているところでございます。

【渡辺委員】 不法投棄がこれだけの数あるということは、県と市町とあわせて常にパトロールしているという、そういうPRをぜひ強化してください。よろしくお願いします。

それと、2ページの省エネ・節電対策の推進の関係であります。省エネ・節電の関係では2年前に一般質問で取り上げてみたんですが、ESCO事業というのがあるでしょう、NEDOの補助金をいただいて。これは環境部として検討されたことがありますか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】ESCO事業については、渡辺委員が一般質問で質問されたことは承知しております。昨年度から検討しておりますカーボン・マネジメントの強化事業の中でもESCO事業、あとレンタル等の検討をさせていただいております。その結果として、今回の補助事業がありましたので、この国の補助事業を活用するというのでさせていただきました。

ただ、ESCO事業、レンタル事業、補助事業はそれぞれ特徴があってメリット、デメリットがありますので、今後も県の施設の改修等につきましても、どれが適切なのかということを引き続き検討していきたいと考えております。

【渡辺委員】ESCO事業のデメリットというのは何ですか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】ESCO事業につきましてもデメリットということで、導入までの状況分析とか入札契約事務に時間を要するとか、そういう手間がかかるということがあろうかと思っております。

あと、ESCO事業のメリットを出すためには、一定、節電効果が高いものだと、大体10年ぐらいでESCO事業者がお金を回収するという話なんですけど、効果が大きいほど回収期間が短くなるという形です。ですから、逆に言えば、効果が小さいものは、ESCO事業の対象になかなかないだろうというところがあるかと思っております。

メリットというのは、以前、渡辺委員もおつ

しゃっているように、初期投資が不要ということで我々は認識しておりますけれども、一方でそういうデメリットもあるということで、どの事業を活用するのかということを検討しているところでございます。

【渡辺委員】県としてESCO事業を導入したことはないんですか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】県として導入した実績というのはございません。ただ、このカーボン・マネジメント強化事業のほかに、各機関や県の施設等から改修事業等の相談もあっております。その中にはESCO事業制度を活用する方法とかレンタルを活用する方法があるということをお知らせしております。ESCO事業をするためには、先ほど言いましたように導入までに省エネ効果の分析をしなければいけないよという話をさせていただいております。

【渡辺委員】やっぱり初期投資が要らんわけですので、有効なところ、出先の関係機関を含めて導入に向けて省エネについて積極的に、前向きに取り組んでいただきますようお願いいたします。

それと、「長崎県汚泥処理構想の策定について」ということで載っておりますけれども、これは具体的にはどういう、下水処理場から汚泥が出てくるわけですね。これをどのような形で処理しようとする構想なのか、具体的な中身を、どういう考え方が、教えてください。

【田口水環境対策課長】下水道から排出されます下水汚泥のほとんどは産業廃棄物として料金を払って処分いたしております。下水汚泥を資源として再利用できないかと考えております。例えば、佐世保市、そして大村市につきましては、下水汚泥から発生しますガスを燃料として発電を行っております。あと、西海市におかれましては、炭化しまして発電所の燃料としてい

る。そういったことで産業廃棄物を資源として再利用できないかということが汚泥処理構想の目的であります。

先ほど申し上げました佐世保市とか大村市は一定規模が大きいですから、その中で発電施設をつくっても経済性が成り立つということで導入されているんですが、本県の下水处理場の大半は非常に小規模でございます。それぞれでつくりますと経済的にも成り立たないということがありますので、幾つかのブロックに分けて、その中で汚泥を集約化して一定のボリュームを確保し、そこで一括して再利用できないかというのが構想の趣旨、方針でございます。

【渡辺委員】汚泥ができるだけ産廃として出ないような装置を三菱長崎機工が持っていることはご存じですか。メタサウルスというやつ。要するに、下水汚泥が極力出ないような装置を長崎市の企業が持っているわけです。そういうものの活用というのは考えてないんですか。これはあくまでも出てきた産廃の汚泥を集めて再資源化しようとしているわけでしょう。しかし、それはあくまでも使った後は、またかすとして出てくるわけでしょう、産廃として埋め立てかなんかせんばいかんとやろ。その下水汚泥が出ないような装置を持っている企業、せっかく長崎市の企業が持っているものの活用策といいますか、そういうのは考えてないんですか。

【田口水環境対策課長】今、委員おっしゃいましたのは、多分、長崎市の東部処理場でございます肥料化施設のことだと思います。あれは場内に汚泥の堆肥化施設を設けまして、そこで処理して堆肥に変えるという仕組みになっております。やはり一定ボリュームがありませんと、堆肥化施設の整備費用というものがございませぬものですから、コストを、経済的に成り立たせるためには、それぞれの処理場で例えば堆肥化

施設を設けるのは困難でございますことから集約化という発想のもとに、集約したものを一定のスケールメリットを生かしながら、先ほどの堆肥化施設であるとか、ほかの方法を検討していきたいと考えております。

【渡辺委員】確かに、一定の量が確保できないとプラントは回っていかないと思います。県としては、そういう小規模のものを集めて処理計画をしようということにしているわけですか、そういうことですか。大規模のところは、せっかく長崎市の企業がノウハウを持っているんですから、そこは環境部としても十分頭に入れておって活用策を検討してください。

【里脇委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ほかに質問がないようですので、環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時 7分 休憩 —

— 午後 3時 7分 再開 —

【里脇委員長】委員会を再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

明日は、午前10時に再開し、県民生活部の審査を行います。早く終わった場合には交通局まで審査したいと思います。よろしくお願ひします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時 8分 閉会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年6月28日

自 午前10時 3分
至 午後 2時44分
於 委員会室 3

交通局長 大田 彰幸 君
管理部長 小畑 英二 君
営業部長 小川 雅純 君
貸切部長 瀨口 清 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	里脇 清隆 君
副委員長(副会長)	山本 由夫 君
委員	八江 利春 君
〃	田中 愛国 君
〃	渡辺 敏勝 君
〃	瀬川 光之 君
〃	徳永 達也 君
〃	外間 雅広 君
〃	川崎 祥司 君
〃	坂本 浩 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

県生活部長	木村伸次郎 君
次長兼県民協働課長	松尾 和子 君
男女参画・女性活躍推進室長	有吉佳代子 君
人権・同和対策課長	宮崎 誠 君
交通・地域安全課長	宮崎 秀樹 君
統計課長	笠山 浩昭 君
生活衛生課長	加藤 佳寛 君
食品安全・消費生活課長	松尾 康弘 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 3分 開議 —

【里脇委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、県民生活部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動に伴う新任幹部職員について、5月の委員会の際に出席していなかった職員の紹介がありますので、これを受けることにいたします。

【木村県民生活部長】 人事異動に伴います県民生活部の新任幹部職員をご紹介申し上げます。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

【里脇委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【里脇分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

県民生活部長より、説明をお願いいたします。

【木村県民生活部長】 「予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料」の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

これは、さきの3月定例県議会の予算決算委

員会におきまして、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただきました平成29年度予算の補正を3月30日付で専決処分させていただきましたので、関係部分について、その概要をご報告いたします。

報告第2号のうち、県民生活部関係部分につきましては、歳入予算について、569万4,000円の減、歳出予算について4,079万8,000円の減となっております。

補正予算の主な内容につきましては、記載とおりでございます。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【里脇分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【渡辺委員】カネミ油症の被害者の事業の関係で減額されているんですけど、今、カネミ油症の県内の被害者というんですか、対象者は何人ぐらいおられるんですか。全体で何人ぐらいおって、そのうち長崎県が何人ぐらいおるのか、それを示していただけますか。

【加藤生活衛生課長】カネミの患者数ということでございますけれども、本県在住の患者数につきましては、生存されている方で、平成30年3月末現在468名でございます。

主な内訳としまして、長崎市で131名、五島市で282名、長与町で12名となっております。

全国の患者数は、平成29年3月末現在1,558名となっております。

【渡辺委員】そしたら、この一斉検診の関係は長崎県下の468名分の予算を組んでいたけれど

も、これが減額されているのは受診者が減ったということですか。

【加藤生活衛生課長】今回の減額分につきましては、カネミの一斉検診における血液検査、この中でダイオキシン類の検査をしておりますけれども、この検査の医薬材料費が減額となったものでございまして、委員がおっしゃるとおり、飛び込みとかありますので、患者数を余分に予定しておりました分を減額したものでございます。

【里脇分科会長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第2号のうち関係部分は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算に係る報告議案は、原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【里脇委員長】次に、委員会による審査を行います。

県民生活部は、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、所管事項についての質問を行います。

県民生活部長より、所管事項説明をお願いいたします。

【木村県民生活部長】今回、県民生活部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項について、ご説明をいたします。

「環境生活委員会関係議案説明資料」の1ページ目でございますが、県民協働の推進について、企業における女性活躍推進事業について、2ページ目の人権尊重の社会づくりの推進について、3ページ目の第三期長崎県教育振興基本計画の策定について、交通安全の推進について、4ページ目の犯罪被害者等支援につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、5ページ目でございますが、性暴力被害者支援「サポートながさき」につきましては、専門の女性相談員による電話相談をはじめ、県内各地域の協力医療機関、弁護士会、臨床心理士会などと連携し、医療支援、法律相談、カウンセリングなど、被害者のニーズに応じた支援を実施しております。

「サポートながさき」における平成29年度の相談支援件数は397件で、前年度と比べ92件増加しており、全体の34%に当たる135件が10代の被害者からの相談となっております。

本年4月には、犯罪被害者支援の全国組織である「全国被害者支援ネットワーク」が開設した「電話サポートセンター」の全国共通ナビダイヤルによる相談受付を活用することにより、早朝、夜間、休日における相談にも対応できるよう支援体制を強化したところです。

また、特に10代をはじめとする若年層にとって、より相談しやすい方法を整備するため、新たにメールによる相談受付を開始することといたしております。

今後も、性暴力被害の潜在化防止及び被害者の心身の負担軽減等が図られるよう、引き続き支援の充実に努めてまいります。

平成27年度県民経済計算について、6ページでございますが、住宅宿泊事業の届出状況について、食育の推進について、7ページであります。また、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組については、それぞれ記載のとおりでございます。

なお、6ページに記載しております住宅宿泊事業の届け出につきましては、6月27日、昨日現在で18件となっております。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【里脇委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【松尾次長兼県民協働課長】はじめに、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活部関係の資料について、ご説明いたします。

1ページ目をご覧願います。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金についての本年2月から5月の実績は、資料記載のとおり、直接補助金は平成30年度地域女性活躍推進交付金事業補助金の4件となっております。

次に、2ページ目をご覧願います。

1,000万円以上の契約案件について、本年2月から5月までの実績は、資料記載のとおり、計2件となっております。

次に、3ページ目をご覧願います。

長崎県犯罪被害者等支援条例制定を求める意

見書に対する処理状況については、記載のとおりでございます。

次に、4ページをご覧ください。

「長崎県犯罪被害者等支援条例」の制定を求める要望書に対する対応状況については、記載のとおりでございます。

次に、5ページ目をご覧ください。

附属機関等会議結果についての本年2月から5月までの実績は、長崎県男女共同参画審議会など計3件となっており、その内容については資料6ページから8ページに記載のとおりでございます。

続きまして、去る6月6日及び7日に実施いたしました平成31年度政府施策に関する提案・要望について、県民生活部関係の要望結果をご説明いたします。

県民生活部関係におきましては、離島地域における揮発油税の減免等について、カネミ油被害者の救済について、2項目の一般項目について要望を実施し、経済産業省、厚生労働省など、2省5名に対し、県民生活部長、次長兼県民協働課長、生活衛生課長ほか1名が要望を行っております。

このうち、「カネミ油被害者の救済について」につきましては、診断基準に新たな考え方を追加できないか強く要望を行いまして、「診断基準については、今後も新しい科学的知見に基づいて情報収集等を行いながら、見直しの検討について努力していきたい」などのご意見をいただいております。

以上が県民生活部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き努力してまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

【里脇委員長】 ありがとうございます。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

【渡辺委員】 1点質問をさせていただきます。

2ページ目の1,000万円以上の契約状況一覧表の中に、随契で約4,000万円、犬捕獲抑留等業務委託と、こうなっておりますよね。これは具体的にどういう業務を委託しているんですか。

【加藤生活衛生課長】 犬捕獲抑留等業務の内訳ですけれども、1点目が野犬の捕獲抑留事業です。それをまた収容しまして、各保健所なり、動物管理所の方に移送する事業がございます。

そのほかに飼えなくなった犬や猫、それから環境悪化防止のために引き取られる猫や犬を収容する業務がございます。

また、大村市にございます動物管理所の方で、そういった犬や猫を収容し飼養管理する業務がございます。

その次に、そういった犬や動物たちの譲渡を進めますけれども、譲渡につながらなかった場合に殺処分し、骨灰を処分する等の業務がございます。

その中で、また動物愛護事業もございまして、動物愛護事業の中で、先ほどお話ししましたように引き取り手のない犬や猫の新しい飼い主を探す事業を行っております。

この長崎県畜犬愛護指導協力会につきましては、県内の本土地区と上五島地区の抑留業務を行っております。

【渡辺委員】 野犬というのが、長崎県にまだいるんですか。例えば何匹ぐらい捕まえているのか、去年の実績があれば教えてください。

【加藤生活衛生課長】 野犬の中には純粹に山をさまよっている、徒党を組んでいる野犬もござ

いますし、それとは別に、いわゆる鑑札や首輪をつけていない犬、こういったのも狂犬病予防法違反となりますので、同じように捕獲犬として、長崎県では昨年度446頭を捕獲しております。

【渡辺委員】 わかりました。1年間で446頭も県下にいるわけですか。知らなかったな。

それと、預ける犬、猫ですね、要するに飼い主がもう年を取ったから飼えないとか、病気になったから飼えないとか、そういういろんな事情があると思うんですけど、こういう人たちから預かる時にお金というんですか、預かり代というのは取っていないんですか。

【加藤生活衛生課長】 高齢になったり、例えば引っ越しなどで飼えなくなった犬や猫につきましては、極力自分の方で新しい飼い主を捜してもらうような努力をさせていただいておりますけれども、それでも新しい飼い主が見つからない場合につきましては、1頭当たり2,000円というお金を徴収しております。

【渡辺委員】 参考までに、そういう引き取られるペットの数が大体何匹ぐらいいるのか、教えてください。

【加藤生活衛生課長】 引き取りの数ということでございますけれども、長崎県では、犬に関しましては443頭、猫に関しては1,286頭でございます。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

【山本(由)副委員長】 「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の3ページの犯罪被害者支援の関係なんですけれども、3月に意見書が議決をされまして、ここに書いてあるとおり、課題としては、迅速な経済的支援、2次被害防止、それから市町の支援の充実ということが課題ということで進められているんです

けれども、他県の例を見ても、県の条例の中で県の責務、市町の責務、それから事業者の責務、県民の責務という形でうたっていくためには、当然、市町自体も同じような歩調で条例制定に向けて進んでいく必要があると思うんですけども、今、県内では佐世保市が既に条例を制定をされていると。

それから、島原市におきましても、今度の議会で一般質問の中でやりとりがあつて、市長の方から他市への呼びかけであつたり、あるいは県の動向も踏まえた上で、被害に遭われた方に寄り添うことができる条例制定も含めて、犯罪被害者の支援に取り組んでいきたいというご答弁があつております。

そこで、これらを含む現在の県内の市町の動きをどのように把握をされているのか、まずお聞きします。

【宮崎交通・地域安全課長】 県内の市町の動向でございますが、今把握しているところでは、佐世保市が条例を今年の4月1日に制定しておりますが、現在動いているところは、島原市の方で条例制定の質問等を受けているということも聞いております。

あと、まだ詳細な確認までには至っておりませんが、対馬市の方でも質問があつていると聞いております。

【山本(由)副委員長】 私もその被害者の方というか、被害者のご家族の方にお会いしてお話を聞いたんですけども、やっぱり寄り添うという姿勢が一番大事だろうと思つているんです。そのためにも今まで以上に当事者の方、被害者の方、被害者のご家族の方の意見を聞かれて、そしてまた、その希望と今後進められる施策のずれというものがないようにするということと、それから、特に経済的な支援の話になるんです

けれども、どうしても国の賠償金の話と、もちろんその時期もできるだけ早く支給していただきたいと思うんですけれども、それ以外のいろんな経済的支援が、必ずしもうまく伝わっていないという感じがしております。

ですから、そういった施策が十分に伝わっていないことによる誤解というものを解消するためにも、こうした被害者の方、被害者の家族の方とともに協議をする、意見を聞く場というのが必要だと思うんですけれども、こうした当事者の方の意見を取り入れる方法について、今後、どういうふうに進めていかれるのか、ご説明をお願いいたします。

【宮崎交通・地域安全課長】被害者の方のご意見を取り入れるということでございますが、現在考えておりますのが、政策等決定過程透明性等の確保などに関する資料の意見書に対する処理状況にも書いておりますけれども、犯罪被害者支援につきましては、住民にとって一番身近な行政機関である市町と県が一体となって支援の充実に向けた取組を図っていくということが、やはり県民にとって、地域格差のない被害者支援の充実を図るためにも重要だと考えております。

そのためにも、今後、来月の10日になりますけれども、市町の担当課長等による協議会を開催いたしまして、市町における犯罪被害者支援の現状と課題等を抽出いたしまして、条例制定を含めた検討を行いたいと考えております。

その中で、県警のほかに犯罪被害者側の立場であります専門家として、犯罪被害者支援センターの方、それと被害者支援を専門に行っている精通弁護士の方に出席いただきまして、これらの方のご意見を踏まえながら、協議を進めていきたいと考えております。

【山本(由)副委員長】 ありがとうございます。

次にスケジュールを聞こうと思ったんですけれども、今言われましたので、7月、再来週ぐらいに担当者会議というのを行って、いろんな意見交換をしたり、課題を抽出したりして、それに犯罪被害者支援センターの方であるとか、弁護士会の方であるとか、そういった方も一緒に入っていった協議を進められていくと。

そうなった場合に、今後、会合をして取りまとめて次の動きにいくスケジュールといたしますか、大体のいつ頃までにこういったことをして、いつ頃までにある程度の結論を得るといふところまでのスケジュールはありますか。

【宮崎交通・地域安全課長】 まずは7月10日に会議を行いまして、次に、8月に予定をしております。はっきりした日にちはまだわかりませんが、数回、こういう会議を続けていきたいと思っております。

【山本(由)副委員長】 わかりました。先ほど言いましたとおり、私もシンポジウムに出たり、また、ご家族の方にお話を聞いてみたんですけれども、非常に何と申しますか、不条理というか、やっぱり感情的なものが一番大きいですね。経済的なものについても、それは言い出せば高いのから低いのからいっぱいあるんですけれども、とにかくそういう内容を聞いていただきたいということと、今回、県の方がそういう決議をしたということに対して非常に評価をされて、期待をされています。少し前に進んでいるんですねという形でお話もされておられますので、被害者の方、家族の方、事業者、市町、それから県民の方が納得できるような形で、それが周知されるような形で、できる限り早く県と、全ての市町の足並みがそろわないと意味がないと、一緒にやらないと意味がないと思っておりますので、

足並みをそろえて条例が制定されることを要望しまして終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【里脇委員長】 ほかにありませんか。

次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【坂本(浩)委員】 部長説明資料のページ順に3点ほど質問をさせていただきます。

1つは1ページの下から2ページにかけて書いています企業における女性活躍推進事業、それから、7ページの方には、いわゆる行財政改革推進プランの中で、各種審議会等の見直しで女性委員の登用率40%目標とか、取組が書かれています。

先般、報道に接しました。長崎県の課長級以上の幹部職員に占める女性の割合が8.5%ということで、2020年度の目標値が14%、記事には2013年度からずっと書いてあるんですけど、1年に大体1%ずつぐらい増えているという計算になって、このペースだとなかなか届かないなという感じがしております。47都道府県中40位と低いということも書いてありました。

人事課のコメントといたしますか、「出産・育児により、男性と比べ経験を積む時間が短いことは否めない」ということが書いてありましたけれども、民間も含めて県政の課題として、男女共同参画社会をつくる、男女参画・女性活躍推進室としての本県における、県庁における現状というのをどう認識されているか、それをお伺ひいたします。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 長崎県庁における女性管理職は、ただいまのお話にあり

ましたように8.5%でありまして、2020年の目標14%に向けて、現在、人事課において登用が進められているところです。係長クラス以上の登用も、現在、積極的に人事課において進められているところでございます。

女性の管理職の育成を支援する事業としまして、当室の方で事業を一つ展開しております。ミドルマネジメント講座と申しまして、中間管理職、その候補者を対象とする講座でありまして、県庁職員も含め、長崎県内の企業にも広く開講をしている講座でございます。この講座を受講していただくことによりまして、管理職として必要なスキルを体系的に身につけていただきまして、県全体として計画的な女性人材の育成を支援しているところでございます。

【坂本(浩)委員】 認識があんまりなかったと思うんですけども、低いという認識でよろしいんですかね。

今ありました女性のためのミドルマネジメント講座、これは2ページの上段の方に書いてあります。昨年度は、参加者の約9割が管理職になることに前向きとなるなど、気持ちの変化が見られたということで、一定の成果があっているのではないかと思いますけれども、この企業に対する働きかけが1ページから2ページにかけて書かれていると思います。それと、先ほど言いました行財政改革推進プランの中で、女性の委員を40%までもっていこうということなんですけれども、そのためには、それを働きかける側、だから、今言った県庁の女性職員の幹部職員への登用率というんですか、そこもきちんとしていけないと、なかなか県の方から呼びかけても、いやいやいやと、あなたのところはまだこれぐらいじゃないですか、うちだけ求めるんですかみたいな、そういう反応は多分ない

とは思いますが、やっぱりそこは県庁内の取組が、もちろん連携されていると思うんですが、人事課がやることじゃなくて、やっぱりそこは男女参画・女性活躍推進室としても、あるいは県民生活部全体としても、そういう認識を持って、県庁はもちろんですが、民間その他含めてやっていくということをしなければならぬんじゃないかと思っておりますけれども、そういう認識はないのか、もう一回お尋ねいたします。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 県の人事課において、女性の管理職の登用が進められているところでございます。引き続き女性人材の育成が必要になっており、人事課の女性職員育成は、課長補佐クラス以上を対象とした育成を昨年からはじめたところでございます。

併せて、先ほど申し上げましたミドルマネジメント講座、こちらも県庁職員に一定受講できるように枠を設けております。そういった講座を通しまして、管理職としてのモチベーションアップとか、スキルを身につけていただくことによって女性人材の育成を、まずボトムの方を育てていくというところを人事課とともに進めてまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】 ぜひお願いしたいと思っております。

さらに、女性の皆さんの会社とか企業とか社会における積極的な登用といいますか、進出です、共同でやっていくということのためには、やっぱり女性向けのミドルマネジメント講座も必要なんだろうと思っておりますけれども、それと同時に、男性職員といいますか、男側の意識も高めないとイケないと思うんですね。男女で共同するということから、当然家事や子育て、そういうことも含めて共同でやっていくということですから、ぜひ女性向けのそういう講座は

もちろんですが、特に県庁の中では男性向けの、例えば育休だとかを含めて積極的に取るような、そんなのも人事課にはぜひ働きかけをしていただくよう要望をいたします。

次に、5ページの性暴力被害者支援「サポートながさき」について部長の方から説明がありました。

平成29年度の相談支援件数が397件ということで、92件増加をしているということでありまして、この相談支援件数が397件ということで、相談があったのが総数397件、そのうち、こういう支援をしましたよというのがそのうち何件と、そこら辺の内訳というんですか、支援内容についてもちょっとお尋ねをいたします。

【里脇委員長】 しばらく休憩します。

— 午前10時38分 休憩 —

— 午前10時38分 再開 —

【里脇委員長】 再開します。

【宮崎交通・地域安全課長】 先ほどの相談対応の件数につきましては、延べ397件でございます。その内訳につきましては電話相談が324件、手紙が2件、それと面接相談が47件、直接支援が24件となっております。

このうち、直接支援につきましては、弁護士への付き添い支援が15件、病院、産婦人科等への付き添いなど医療支援が3件、警察等への付き添い支援6件となっております。

【坂本(浩)委員】 今の数字を全部足して397件という理解でいいんですね。わかりました。

今、名刺判のものが配られましたけれども、前年度と比べて92件増加ということになっております。後段の方にはメールの相談受付も、これは今後開始するという事なんです、4

月からは全国共通ナビダイヤルも活用したということで、この92件増えたという要因についてはどういうふう考えられていますか。

【宮崎交通・地域安全課長】 92件の増加につきましては、「サポートながさき」を開設したのが平成28年でございまして、開設2年目でございます。それについての周知が図られているということと、今、お手元にお配りいたしました名刺サイズのカードでございますが、これにつきまして、昨年、県下の中学、高校の全生徒に対して約8万枚配布させていただいております。その周知等によりまして件数が増加しているものと思われま。

【坂本(浩)委員】 その結果が全体の30%を超える10代ということにつながっているんじゃないかと思ひます。

それで、今年4月から全国被害者支援ネットワークの電話サポートセンターを活用して、今、県のホットライン「サポートながさき」は平日だけですよね、土日はやっていない、夜間もやっていないということですから。この全国ナビダイヤルを活用して早朝、夜間、休日に対応しているということなんですけれども、私は県のホームページとか、「サポートながさき」のホームページも見させていただいたんですが、この全国ナビダイヤルにはどういう方法でつながるのか、そこがちょっとわからなくて、このホットラインに夜間かければ自動的につながるのか、その辺はどうなっているんでしょうか。

【宮崎交通・地域安全課長】 全国共通ナビダイヤルにつきましては、カードの方にも時間が書いてありますとおり、朝の7時半から夜の10時までとなっております。その時間帯に、まず「サポートながさき」が相談を受け付けている時間が9時30分から夕方の5時までになっておりま

すので、朝の7時30分から9時30分までは、そのナビダイヤルにかけると、東京の方の全国のネットワークの方につながるということになっております。日中の9時半から夕方の5時までは、このナビダイヤルにかけると「サポートながさき」の方につながるということになっております。夕方の5時以降、夜10時までにつきましては、ナビダイヤルにかけると東京の方につながるということになっております。

【坂本(浩)委員】 このカードは、先ほど中学、高校に対して約8万枚配付したということですが、これはいつ頃だったのですか。

【宮崎交通・地域安全課長】 このカードにつきましては、今回、6月15日からメール相談については始まっておりますので、これは新しくつくったものでございますが、昨年は夏休み前の6月に配布をさせていただいております。

【坂本(浩)委員】 中学、高校生向けということでは8万枚つくって、これに全国共通ナビダイヤルが書かれてあるんですけども、昼間かけたら、また長崎に戻ってくるということで了解しました。

あと、ホームページをちょっとコピーしてきましたけれども、これを見る限り全国共通ナビダイヤルの番号がないんですよね。例えば、夜間に「サポートながさき」のホットラインにかけたら、そこにつながるんですか。要するに、平日の昼間ナビダイヤルにかけたら長崎のホットラインに回ってくるということなんです、要するに逆もできるのか。そういうふうになっていけばいいんですけど、もしなつてなかったら、少なくともこのカードを持たないと、全国共通ナビダイヤルにかけられる手段がないんじゃないかと思つての質問なんです。

【宮崎交通・地域安全課長】 犯罪被害者支援セ

ンターのホームページですけれども、今、お手持ちの分については載ってないと思われるんですが、それについては、私が以前見た時にはナビダイヤルが載っていたものがございました。

【坂本(浩)委員】 わかりました。私もさつき会派事務所のパソコンでホームページを見て、あるのかなと思ってですね。これは「サポートながさき」ですよ。そうですね。私が見そびれたのかもしれませんが。

わかりました。また6月15日からは新たにメールでの相談も受け付けるということで、メールのホームページもありましたけれども、ぜひお願いしたいと思います。

ちなみに、このカードは、中学生、高校生ということですが、それ以外にはどういうところで活用されているんですか。例えば、中学、高校生向けに8万枚ということみたいですが、それ以外には、例えば総数で20万枚つくって、あと残りはこういうふうにご利用していますよというのがあったら教えてください。

【宮崎交通・地域安全課長】 昨年、全部で10万枚つくってございまして、警察とか、そのほか病院等に配布させていただいております。

【坂本(浩)委員】 わかりました。ぜひ積極的な活用をお願いいたします。

次に、部長説明資料の6ページに書いてあります食育の推進についてであります。

食育はもちろん、どんどん、いろんなところで進めていただきたいと思っているんですけれども、ちょっと気になるのが学校給食との関係です。この「第三次長崎県食育推進計画」を見ると、もちろん学校での給食の重要性というのをきちんと書かれているんですけれども、例えば長崎市では、いわゆる給食センターという自校方式から大規模な共同調理場方式に変わるわ

けですね。そうすると、いわゆる学校現場での給食を活用した子どもたちへの食育というんですか、そこら辺がちょっと気になるんですけれども、そういうことについては、県の担当課として、各市町のいろんな経費の問題かれこれあって、そういうふうに進められているんだろうと思うんですけれども、そこら辺についての認識はいかが考えられていますか。

【松尾食品安全・消費生活課長】 今、委員からご指摘がありました件でございますけれども、学校給食が食育に占める重要性というのは非常に大きなものがあると思っております。まず、栄養のバランス等を子どもに教えたり、地産地消を推進したり、そのような形で大きく寄与していると考えております。

先ほど話がありました自校方式から共同調理場方式に変わった時の食育の関連ということでございますが、確かに自校でやっておりますと、身近なところで調理がなされていると。例えば給食当番で行った時に調理の現場の方を垣間見たり、調理員の方と接触があったりということで食育に寄与している部分は確かにあると思っております。また、各学校ごとの行事に合わせたような調理をされているところもあるのかなとは思っております。

それが、いろんな効率化とか衛生管理の面とかで、多くのところで共同調理場方式になってきているかと思っておりますけれども、そうなった時に、直接自校で調理の現場に触れるということとはなくなってくるのかもしれませんが、例えば総合学習とかの時間を使って、給食センターの方に子どもたちが行って、そこでいろんな形で食育の勉強をすとか、形を変えたやり方で食育の推進はやっていただいただけののかなと思っておりますので、それぞれの学校、教育

委員会の方で現場に応じた食育を推進していただきたいと思いますと考えております。

【坂本(浩)委員】 学校教育の中における給食の重要性というのは、多分に認識されているんだろうと思います。それと同時に、推進計画の中には、特に地場の産物とか、郷土料理とか、あるいは伝統的な食文化、そういうものに関心を高めていくという要素もあると思いますので、なかなか学校現場での給食の問題で、財政的な各市町の問題とか絡むんだと思うんですけども、そこは財政的な支援も含めて、ぜひ教育委員会ときちんと連携をとって、個々の学校現場、子どもたちへの食育の推進について周知徹底をしていただきたいと思いますということを要望させていただきますと終わります。

【里脇委員長】 ほかにありませんか。

【川崎委員】 前回に引き続き性的マイノリティの方の対策についてお尋ねいたします。

一般質問で、同友会派の宮本議員が取り上げていただきましたので、少し確認を踏まえてお尋ねしたいと思います。

まず、実態調査についてです。実態調査への見解として、部長からは「当事者の考えやニーズを知る上で大変有効」との答弁がありました。

一方、「調査に答えていただける方をどのようにリストアップするかなど、難しい点もあるので、先行事例も参考にしながら、どのような方法でできるのか研究したい」という姿勢も示されたところでした。実態調査は有効としながらも、方法は検討したい。その後、やるんですか、やらないんですかという再質問もありましたが、同じ答弁の繰り返しでありました。いま一つかみ合わなかったようにも感じたところがございます。

要は、有効性は認識するが、そのやり方につ

いて、県は手法を持ち合わせていない。よって、研究をしたいんだと、そのように私は捉えました。つまり、実施する意思はあるということで認識をいたしました。いかがでしょうか。

【宮崎人権・同和対策課長】 性的マイノリティの方、少数者の方を対象とした実態調査につきましては、これまで答弁させていただきまして、必要性というのは、県でいろんな事業を進めていく上でも前提となりますもので、そういう認識はあります。

ただし、性的少数者につきましては、数多くいると推定されるものの、まだまだそれを公表してないなどございまして、なかなかそういう方を直接対象としました調査というのは難しい面もあろうかと考えております。

したがいまして、そういった点について、十分調査をまずさせていただきたいということで考えております。

そういう点で、例えば、リストアップの面であるとか、どういう方にアプローチしてやっていけばいいのか等々ございますので、そういう面を十分研究をしていきたいということでございます。

【川崎委員】 つまり、事業を進めていく上では必要であると。どの事業もそうだと思いますが、課題を認識しないと施策は構築できない。ごくごく当たり前の話でありますので、それは速やかに研究していただいて、まずは実態をつかんでいって、そして的確な施策を講じていただくようお願いしたいと思います。

もう一点、団体の皆様との意見交換等々のことについて答弁で触れておられました。今年度事業としてフォーラム、ロゴの作成、「相談デー」等の事業がありますが、当事者の団体との意見交換を踏まえ、企画立案をしたというご答

弁でした。その団体は、県内には1団体ということも紹介をされました。私は、団体の数が多いとか少ないとかということとはあまり問題ないと思っていて、要は、その中にどれだけの方が参画をされておられるのかということがもっと重要かなと思っています。

よくLGBTと表現をされますが、便宜上呼ばせていただいているだけで、それぞれのカテゴリーの頭文字にすぎないわけですね。最近、さらに多様性を意識したSOGI（ソジ）というふうに称することもあると伺っております。

団体の方と協議をされているということでございましたが、大変失礼ながら、あらゆる課題を把握した上で、県との協議、相談に臨まれたのか、その点を確認したいと思います。

【宮崎人権・同和対策課長】 県内にございます当事者の団体の方でございませけれども、駅前に人権教育啓発センターがございました頃から、ずっといろんな機会を通じて意見交換、あるいはいろんなご質問もさせていただきながら、また、いろんな声もお聞きしながら、この問題について私どもも考えてきたところでございます。

そういう中にありまして、やはり県といたしましては、教育啓発というのをまずしっかり行いまして、県民の方の理解を深めていただくということが大事じゃないかという感触も得たところでございます。

全ての課題を把握しているのかと申しますと、非常に深い問題でございませるので、私どもはまだとっかかりと申しますか、まだまだ知ったり、研究したり、そういうことが必要な課題であると認識をしておりますので、そういった認識のもと、こういった団体とも今まで以上にいろんなお声を聞くような機会、そういった努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

【川崎委員】 本当に今、素直なお気持ちでおっしゃられたと思います。多くの方の把握ができてないということは、すみません、数のことは私もよくはわかりませんけれども、大変深い問題であり、多くの方と意見交換をするという上でいけば、まだまだ緒についたばかりであると思っておりますので、しっかりと先ほどの実態調査のところも、このような団体の皆様と協議をしながら、また学識者の協力も得ながら進めていって施策の構築に取り組んでいただきたいと思っております。

今年度の事業について確認ですが、フォーラム、ロゴ、相談デー、先ほどの部長説明資料には「第三期長崎県教育振興基本計画」についても「性的少数者の人権など社会の要請等を踏まえたテーマを設定し、学習プログラムの充実を図ります」ということもくだりにありましたので、教育の現場においても取り組んでいかれるんだらうと認識をいたしました。

そこで、フォーラムですけれども、「長崎県民大学講座のご案内」という冊子をいただいたんです。ずっと見ていたら、既にフォーラムが11月22日、13時、長崎大学で開催をされるという紹介があります。

今議会の部長説明はそこまで詳しく述べられてないので、議会が後回しになったのは残念ではあるんですが、まず、具体的に日にちまで明確にされているわけですから、どのような内容で開催をしていかれるのか、お尋ねをいたします。

【宮崎人権・同和対策課長】 今年度の取組、フォーラムについてのご質問でございませけれども、このフォーラムの企画、あるいは具体的な組み立てに当たりましては、長崎大学の方と協議をさせていただきながら進めており、「ダイ

バーシティ推進センター」というのがございますので、こちらの方でもいろんなLGBT等にかかるテーマについても取りかかりたいということでございます。また、若者、大学生に対しても十分周知していくことが必要という観点から、こちらの方と連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

日程等々につきましても、大学の方とも協議をいたしながら設定をしているところでございます。まだ、確定ではございませんけれども、22日、あるいは21日になるかもしれませんけれども、そのあたりで設定をしたいと思っております。

そういう中であって、多くの人にフォーラムの実施についての広報を図りたいということで、教育委員会の県民大学を所管しております生涯学習課の方にもこういった話をいたしまして、県民大学の中にも位置づけをさせていただいているところでございます。

企画に当たりまして、具体化していくに従いまして、いろんな関係者の方、民間も含めまして、県議会をはじめ、いろんな方にもご相談をしながら、当日に向けた準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

【川崎委員】この資料では、講座とパネルディスカッションというところも記載をされております。パネルディスカッションですから、数名の方が登壇をされての意見交換だと思います。当然、的確にお答えになられるさまざまな知識を持たれた学識者に参画をしていただくということも想定をされているんでしょう。速やかに準備を進めていって、効果をしっかりと出していきたいと思っております。

次に、そのフォーラムですけれども、開催することについても、ぜひ理解を広めるように取

り組んでいただきたいと思います。フォーラムをやって、そこに参加をされた方、もしくは報道機関の皆様にご協力いただいて、こういったことに取り組んでいるんですよということで広めていくことについては、最大限効果を発揮できるようになさると思うんですが、やはりそれっきりということにもなりかねないなど。理解を広めていくということについては、時間もかかるんじゃないかと思うんですね。そう考えますと、やはり物理的なものをしっかりとつくって、時間をかけてしっかりと醸成していくということも大事かと思えます。

そこで、他県とか、他の地域のいろんな事例をインターネットで調べていたんですね。そして、愛知県の岡崎市がこのようなパンフレットをつくっておられます。非常にカラフルで見やすくなっているんですが、まず何のためにこれをつくったのかから始まって、いわゆる性の多様性とは何ぞやと、まず、初歩的な内容。さらに、10代から高齢期まで、どのようなことが課題としてあるのかという、ライフステージによってそれをわかりやすいように説明をされていました。また、教育現場において、こういった課題も介在していますよということも紹介されています。職場についてもしかり。Q&Aも載っています。全部、これだけ見ると、かなり知識も深まるなと感心して見ておりました。

そして、九州では、福岡県が最近パンフレットを作成されまして、福岡県は世界の情勢ということも紹介をされているんですが、加えて2020年の東京オリ・パラ、これを非常に意識されています。多くの外国の方がインバウンドを含めてお越しになるというところから、やはりもう世界的な流れからこの2020年に向けて、日本も国際社会の一面を担う一員ということで、

福岡も理解を広めていかなければいけないという思いで冊子を作成され、5,000部つくって配布をされているということでした。加えて、観光面も、おもてなしという部分からも触れられているところもあります。

このように、他の地域では、もう既にこういった取組がなされているわけですので、こういうパンフレット等もつくって理解を深める努力もしていく必要があろうかと思いますが、ご所見を賜りたいと思います。

【宮崎人権・同和対策課長】 数点ご質問いただきました。

まず、フォーラムについてはパネルディスカッション、それから基調講演、これを中心に行いますけれども、学識をお持ちの方に加えまして、当事者の方にも登壇いただきまして、いろんな率直なお気持ちとか、現状等についてもお話をいただきたいと考えております。

開催に当たりましては、マスコミをはじめ、いろんな方に周知をいたしまして、多く取り上げてもらうような努力もしてまいりたいと考えております。

また、一過性に終わるのではなく、こういった事業を通じて、どこに問題点があるのか、さらにどういう方向で進めていけばいいのかというのもしっかり把握、認識しながら、次の段階に向けて考えてまいりたいと思います。

他県の情報でございますけれども、私どももいろいろインターネット等を活用しまして、あるいは直接九州の会議の中でも、こういった性的少数者をテーマとさせていただいて、いろんな状況把握に努めているところでございます。

委員ご案内のとおり、九州で申し上げますと福岡県、あるいは福岡市が早くからこの問題に取り組んでおりまして、ご案内のありましたパ

ンフにつきましては、観光面、県外からお受けする時にどういうふうなおもてなしをしたらいいかという観点で、折しも東京オリンピック・パラリンピックがありますので、そういうものも十分視野に入れた内容のパンフレットになっておりますので、私ども、こういったものも今後参考にしていくべきものかなと考えております。

本県におきましても、こういったLGBT等につきましては、どういうものであるかは「ステンドグラス」というリーフレットを毎年2回発行しておりますけれども、そういった媒体を使いまして、そこに紹介しながら、県民の方への周知啓発を図っているところでございます。

【川崎委員】 幅広に多くの方が理解できる、そういった冊子の作成を、今年度は難しいでしょうけれども、来年度いろいろ検討していただきたいと思います。

長崎は、人口減少で大変苦勞しているところですが、本当に大きな施策を講じていこうということでIRを、今、県も一生懸命推進をしているところでして、認定されれば、早ければ6年、7年ぐらいで佐世保にと。そうすると、多くのインバウンドの方がお越しいただくと。そういった長崎に生まれ変わろうとしている時に、その受け入れる環境、人権に関する考え方、これが時代遅れではいけないと思います。まさにこれを推進することも大事かなと思いますので、よろしく願いいたします。

また、別のテーマで先にやらせていただきたいと思うんですが、特殊詐欺の対策についてお尋ねをいたします。これは総務委員会でも、県警に対してさまざまな取組を質疑させていただいたところでもあります。

被害は少なくなっているものの、ゼロにはな

らないと。どうすればいいのかということをも
う少し知恵を出してやらないといけませんよと
いう提案というか、要望もしながら、取り組ま
れている事業として録音機の試験的な配付を県
警がなされたんです。やはり特殊詐欺の最初の
ステップは電話であると。だから、水際で止め
ていく、そういったところからやろうというこ
とで試験的に導入をされ、しばらく実績をとら
れた結果、ゼロだったんですね。被害がゼロ。
効果てきめん。最近も確認しましたが、今でも
被害はゼロと、極めて効果的なものであります。

その後、県も予算を取って昨年度920台購入
したということも伺っておりますが、最近の報
道では、それが倉庫に眠っていて、いわゆる現
場、必要な方にいきわたってないと。極めて残
念な内容を知らされて極めてショックでありま
したけれども、これは本当に被害をゼロにして
いこうという思いが皆さんにあるのかどうかと
非常に疑わざるを得ないと、厳しい指摘をせざる
を得ないと思っているんですね。現在の状況
をお尋ねいたします。

【松尾食品安全・消費生活課長】 自動通話録音
装置についてでございます。

先ほど委員の方からもお話がありましたけれ
ど、昨年度、県の方で920台購入をいたしまし
て、市町の希望を取った上で配付をしたところ
でございます。

1回目を9月20日に650台、2回目を12月4日に
270台配付をいたしております。

県といたしましては、今年度そのアンケート
を予定していたところですが、まだ、貸出
状況の把握を行っておりませんでした。そして、
先ほどありましたように5月18日に長崎新聞の
報道がございまして、委員ご指摘のような形で
利用状況が芳しくないということでございませ

た。

それを受けまして、5月21日に貸出実施状況
を確認いたしまして、その時点で920台中185
台、率にして20.1%ということになっておりま
した。

これを受けまして、我々としましても、何の
ための通話録音装置かということになりますの
で、貸出の促進を市町に図っていただくという
ことで、まず5月22日に消費生活担当課長会議
を開催いたしましたので、その際に設置の促進
を依頼いたしました。さらに、設置率が低い市
町の担当課長に、私の方から電話、あるいは面
談をした上で、直接依頼もしております。

それから、なぜ進んでないのかということで、
理由として広報周知が十分でないとか、福祉関
係の民生委員や地域包括支援センター等との連
携が十分でないとか、警察との連携が十分でな
いとか、それから、個人に至っては録音装置に
対する抵抗感があるというお話が市町からもご
ざいましたので、それに対しては録音への抵抗
感を緩和させるための説明例、こういうものを
事務連絡で出したり、100%貸出が進んでい
るところもございましたので、そういう優良事例、
民生委員協議会とかに話をし、まだ希望者が
いるということもございましたので、という
紹介をして、この間対応してまいりました。

一昨日、6月20日現在で920台中299台、率に
して32.5%ということで、急激な増加というこ
とには至っておりませんが、これまで取り
かかりがちょっと遅れていた市町もございま
したが、数字的には確実に増えてきておりますの
で、今後も引き続き定期的に数の確認とか、何
か困ったことがないかということも併せてお伺
いしながら、我々の予定としまして、9月末に
は8割程度の貸付ができるような形で働きかけ

を進めていきたいと考えております。

【里脇委員長】 ほかにありませんか。

【外間委員】 本年の3月定例会で長崎県の弁護士会から提出がありました「犯罪被害者支援等の条例制定を求める請願」が採択できて、これに対して条例制定を求める意見書が提出をされ、先ほどは松尾次長から政策等決定過程の中で、これらの支援のあり方について、各市町担当課長会議を開いて相談体制の整備等についてしっかりとお願いをし、県警や関係市町と連携を図ってやっていくんだという大変ありがたいご報告をいただいたところであります。

実はその弁護士会、司法書士会、あるいは民間のNPO団体の方からも、消費者行政の支援という意味でも別途ご要望等をいただいている中で、不当な勧誘や不当な契約、不当な表示、こういった消費者の被害が発生した場合に、消費者を守る団体として、適格消費者団体の存在があると理解をしているんですけども、実はこの中身についてよくわからないものですから、こういった消費者を守る団体とはどのような団体なのか、よろしかったらご説明をいただければと思います。

【松尾食品安全・消費生活課長】 ただいまご質問の適格消費者団体でございます。

消費者に関する被害が多数発生をしているわけですけど、その対応としまして、不当な販売方法等で被害が発生して、それが広がるおそれが非常に高いというような時に、誰かがそれを差し止めないと被害が拡大していくという形になってまいります。

そういう不特定多数の消費者の利益を守るために差し止め請求ができる団体として内閣総理大臣から認定を受けた団体が適格消費者団体ということになります。

この適格消費者団体が、通常の流れからいきますと、まず、裁判外の交渉ということで事業者に対して申し入れをいたしまして、それでも改善がない場合に、法に基づいて訴えを提起するというので、その判決によって差し止めが可能となるということで、それ以上の被害の拡大を防止できるというような形で、そのような団体となっております。

【外間委員】 ありがとうございます。その団体は内閣総理大臣が認定するというので、その差し止め請求等が可能であるということで一定理解ができましたが、今、長崎県はそういう団体がどのような状態になっているのか。例えば、そういった認定については、何か申請をして、全国でそういうネットを組んで消費者を守る体制をどのようにつくっておられるのか、その辺、もう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

【松尾食品安全・消費生活課長】 この適格消費者団体の全国の認定の状況でございますが、全国では現在18団体が認定を受けております。

長崎県におきましては、残念ながら、まだ認定を受けている団体がありませんが、NPO法人「消費者被害防止ネットながさき」が平成28年1月に設立をされております。こちらは弁護士会、あるいは司法書士の方、消費生活相談員など、消費者被害に造詣の深い方たちが立ち上げられたNPO法人ということで、現在、この法人が総理大臣の認定を受けるべく活動をされており、現時点では平成31年度の認定を目指していると聞いております。

【外間委員】 NPO法人「消費者被害防止ネットながさき」ということで、ただいまの食品安全・消費生活課長のご説明ですと、弁護士会をはじめ司法書士会、その他の団体で立ち上げら

れ、平成31年度の認定を目指して運動を展開中であるということでありました。

あと、これらが活動していくためには、やっぱり財政支援ということが大きな課題になってくるかと思えます。

地方消費者行政に対する財政の支援については、一定地方公共団体に対して、消費者庁もさまざまな角度から交付金等を確保していただいて、消費者行政予算が何とか確保できるように、財政の支援、あるいは消費者行政の充実に向けて、今後、私たちもいろんな角度から働きかけをして、この問題についてはご一緒に消費者を守るという観点で、ぜひとも支援していきたいと思っておりますので、今後も動向について見守っていききたいと思っておりますので、その節はまたよろしくご指導等をお願いしたいと思います。

【里脇委員長】ほかにありませんか。

【渡辺委員】県民協働の推進の関係でお尋ねします。

NPO法人は、長崎県下に今どれくらいあるんですか。

【松尾次長兼県民協働課長】4月まで501団体になっております。

【渡辺委員】つい先日の新聞に、NPO法人が売買されているという新聞報道があったんですが、長崎県下におけるこういうNPO法人の売買というんですか、そういう事例は発生してないんですか。

【松尾次長兼県民協働課長】新聞情報では、その売買の対象に長崎県のNPO法人が1者含まれているということでしたが、具体的にどの法人かということは、本県の方では確認できておりません。

【渡辺委員】500の団体が協働してやろうとい

うことで、今年の10月にもNPO協働フォーラムを予定されているんでしょう。これは何人規模ぐらいを予定しているんですか。大学や企業とかを入れたフォーラムをする予定でしょう。

【松尾次長兼県民協働課長】こちらは、NPOのみならず、大学、企業、そういう方をお招きして、いろんなシンポジウム、あるいはブースを設けてNPOの活動紹介ということを考えており、まだ企画の段階ではございますが、そのブース関係で大体30団体ぐらいを目標としております。なお、1日になりますので、どれくらい集客ができるかというところですけど、1,000人ぐらいをお呼びしたいなというふうには考えております。

【渡辺委員】やはりこういった県民協働の推進については大事な取組だと思いますので、ぜひ力を入れて頑張ってください。

それと、交通安全の関係ですが、65歳以上の高齢者の割合が死亡者の半分を占めているということになっているんですが、これは65歳以上の人が運転していて死亡したのか、歩行者ではねられて死亡したのか、その割合はどうなっていますか。

【宮崎交通・地域安全課長】先ほど部長の説明にございました4月末のお話ですけれども、現在、5月末のデータが出ましたので、5月末のデータを説明させていただきたいと思えます。

発生件数につきましては1,944件、負傷者につきましては2,518人、死者につきましては14人となっております。そのうち高齢者の死者数につきましては6人ございまして、前年同期に比べて7人減少しております。内訳としましては、運転中が2人、歩行中が4人となっております。

【渡辺委員】私もその65歳以上の対象者で車

を運転しているんですけど、高齢者の皆さんから聞くのが、免許切り替えの時に教習か何かで自動車学校に行かないといかんでしょう。そしたら、2カ月も3カ月も待たないと教習所があかないと言うわけですよ。そういう実態はつかんでいますか。ここの担当でいいのかどうかかわからんですけども、別なら別とってください。

【宮崎交通・地域安全課長】 報道等で、その免許更新時の認知機能検査とか、講習の日数がかかっているということにつきましては承知しております。所管につきましては、県警の方で所管しております。

【渡辺委員】 どうしても農家の人なんかは車がないと困っている、高齢者もやむなく運転しなければいかん実態というのはあるので、県警の方にもそういうのは少し緩和されるような方向で申し入れをしておいてくれませんか。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、この名刺をもらったんですけども、この被害者支援センターですか、ちなみに「被害者支援センター」と「サポートながさき」は別なんですか、一緒なんですか。場所がどこにあるのか、教えてもらえませんか。

【宮崎交通・地域安全課長】 まず、犯罪被害者支援センターにつきましては、駅前の交通産業会館のビルの方でございます。

これにつきましては、犯罪被害者のセンターと、県の方から委託しておりますサポートながさきということで両方兼ねております。

【渡辺委員】 わかりました。駅前にこういったものを開設していますよということですね。あと、この10代の被害者は結構多いわけですね。児童相談所との連携は、ここは十分とられているんですか。

【宮崎交通・地域安全課長】 この「サポートながさき」につきましては、当然県警や病院、それと児童相談所等、各関係機関との連携はとられております。

【渡辺委員】 若い人たちの性被害、暴力被害が結構今増えているので、十分連携をとっていただいて、少しでも犯罪被害者を少なくするようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、平成27年度の県民経済の計算の関係でお尋ねしますが、結果的に1人当たりの県民所得は8.7%増の238万8,000円になりましたということだったですね。これは全国何位になるんですか。

【笠山統計課長】 1人当たりの県民所得の全国のランクでございますが、まだ公表していない県がございます。今年推計が全国的に大変遅れておりまして、内閣府の方で取りまとめまして一定時期に公表されると思うんですが、多分来月中にできるのではないかと想定はしておりますけれども、そういうことでランクはまだわかっておりません。

【渡辺委員】 ちなみに、平成26年度は全国何位だったんですか。

【笠山統計課長】 平成26年度につきましては、昨年度の推計でございますけれども、全国45位でございました。

【渡辺委員】 少しは上がるように期待しておきたいと思ひます。

次に、民泊の関係でお尋ねしますが、6月27日現在18件の届け出があったということなんですね、最終のデータとして。この届出制、前回の3月定例会でもちょっと質問したんですが、要するに届出制に対して地域住民の皆さんの理解とか、ごみ出しの関係とか、要するに地域住民の皆さんへの周知というんですか、これはど

う取り組んでいますか。

要するに、知らない人が自分の家の近くにバッグを持って来たり、親戚の人だろうかとか思わないわけです。そういう地域住民の皆さんに対して、この届出のあったところの周知というのはどうされているんですか。

【加藤生活衛生課長】民泊の地域住民への周知ということでございますけれども、これにつきましては、県のホームページや広報などを活用しまして、広く民泊の届出の必要性について広報するとともに、民泊を実施されている方につきましては、県のホームページに住所と番号を載せております。それと民泊をされている事業者の方につきましては、届け出をされた方に標識というものを県の方で発行しておりますので、その標識を適正な場所に、いわゆる玄関とかに表示をしてもらうように指導しております。

そういったことで民泊、周囲の住民の方がこの家は適正に届けられた民泊なのか、もしくは違法なのかというところを広くわかってもらえるようにしておりますので、もし、そういった標識がないようでしたら、県にあります違法民泊の相談窓口等に通報していただくようにしております。

また、5月に2回ほど、長崎市と佐世保市において事前説明会を行っております。

【渡辺委員】その事前説明会というのは、民泊をしたい人たちに対しての説明会でしょう。私が言っているのは、そこの周りの人に対して、例えば自治会長とかに、おたくの自治会の中では、ここが民泊の対象者になっていますよと、ここは県が許可をした民泊の場所ですよとこの周知はどうしているんですかと聞いているんです。

【加藤生活衛生課長】周辺の方々への周知とい

うことでございますけれども、これにつきましては、民泊の届け出をされる時に、県の方で周辺住民への周知をしたチラシとか、そういったものを必ず提出するようにさせております。

それで、周辺の住民の方、また自治会の会長等に説明した内容につきまして、県の方で必ず確認しております。

【渡辺委員】そういう周知は、民泊をする人たち、事業者の方が周知徹底をする、届け出の時の条件に入っているというふうに理解しておいていいですか。

【加藤生活衛生課長】そのとおりでございます。

【里脇委員長】ほかにありますか。

しばらく休憩します。

— 午前11時32分 休憩 —

— 午前11時32分 再開 —

【里脇委員長】再開します。

【川崎委員】2巡目、大変恐縮でございます。先ほどは時間切れでしたので、少しまた加えて、性的少数者のことについてお尋ねします。

これも一般質問の中の確認ですが、長崎市が「パートナーシップ制度について導入を検討したい」という市長答弁があって、長崎県では初、九州でも本当に先行事例だと思っているところでありますが、宮本議員はこのパートナーシップ制度の導入に当たって、県も各自治体に対して促していくべきではないかと、そういった趣旨の質問だったと私は認識をしていますが、画一的なものについて県が求めることは必要ないというご答弁だったと思いますが、それはまさしくそのとおりでありまして、それぞれの自治体におけるサービスということについては、それぞれの自治体の実情がありますから、画一的なことを求めるということは、これは土台無

理な話かと思えます。

議員も確認はしたんですけれども、導入をこの市はあるけれども、ここにはそういった制度がないよということでのぼらつき、これをなるべく是正をして、「せーの、サン、ハイ」でこのパートナーシップ制度が県下に制定されれば望ましいんじゃないかと、そういった趣旨の質問、要望だと思っておりましたが、いま一度県の見解を求めたいと思えます。

【宮崎人権・同和対策課長】 一般質問の中でも出ました県のパートナーシップ条例に対します条例化でございますけれども、画一的な条例ができないということは今ご理解をいただいたところでございまして、また、県内で格差がないように、県が主導して、そういった推進するような内容の制度というものについてもどうなのかということでございますけれども、県と市町の立場から考えてみますに、やはり対等の立場でございまして、県が一定の方向性を示すということは、市町に対しましても働きかけ、強い形になりますので、そのところはちょっと慎重にならざるを得ないのかなと考えておまして、この問題につきましては、いろいろ情報提供をしたり、そういう形でやっていきたいという考えでいるところでございます。

【川崎委員】今の段階ではそういったお考えということで理解いたしますが、もう一点、今年度の事業で「相談デー」というものを開設されるご予定であります、この相談デー、現段階で結構ですけれども、こういった体制で臨んでいこうとされているのか、お尋ねをいたします。

【宮崎人権・同和対策課長】今年度、敷居を低くして相談しやすいような事業ができないかということで、「相談デー」ということで、いろんな人権課題の中でもそれを主題といたしまし

た日にちを設定してまいりたいと考えております。方法につきましては、先行事例といいますか、他県の状況なんかも十分検討した上で、どういうスタイルが本県にふさわしいのかというのを、今、検討をしているところでございます。

一番難しいのは、やはり多岐にわたる相談に対しまして的確にお答えをするということでございます。医療的な相談であるとか、法律的な相談であるとか、あるいは気持ちにかかる相談であるとか、いろんなケースが想定されますので、まだ確定した方法というのは見い出せておりませんが、そういったことに対応できるような相談体制を今から構築してまいりたいと考えております。

【川崎委員】今おっしゃるとおり、受ける方が大変だと思うんです。先ほどの実態調査もそうですが、大変深い問題であるということの認識を示されたわけで、それに対して対応していくということになると相当なスキルがないと、相談したけれども、全然相談にも何もならんんじゃないかということになりかねません。十分な体制をとって取り組んでいただきたいと思います。

そういった体制を整えていただいた上での話ですが、これも他の地域の事例ですけれども、大阪市の淀川区というところでは、「LGBT支援宣言」という宣言をなさっているんですね。宣言したからといって、じゃ、具体何か極端な飛び出したものがあるのかということについては承知しておりませんが、やはり皆様の声は真摯に承ります、相談に乗りますよと、そういったことを宣言されて、それに臨んでいるという状況であります。まさに、相談デーの設置に当たって、長崎県も本当に皆様に寄り添った形でやる意識を持って臨むんですよと、そう

いった意味からもこういった支援宣言なるものも示されて、その姿勢を示して臨んでいかれてはいかがかなと思います。よろしく願いいたします。

あと一点、統計課長にお尋ねいたします。前回、統計課としても、後のさまざまな集計ということで、どちらかという仕事は後方的なことだったと思いますが、むしろそういったことを踏まえていろんなことを提案していく、「攻めの統計」とあの時は申しましたけれども、そのような姿勢で臨むということも今後必要じゃないかと。いろんな事業とか、民間ではそうですが、いわゆるマーケティングをやってものを進めていくというのはごくごく当たり前なんです。そういったことは、皆様、それぞれの部署でやられているということは十分認識しておりますが、それを全体的に見られるのが恐らく統計課のお立場じゃないかと思えます。

そういったことから、ぜひ今後、いわゆる後方での集計処理、それを皆さんにお知らせするというのではなく、さらに引っ張っていきような、そういった姿勢で臨んでいただきたいと思えますが、見解を求めたいと思えます。

【笠山統計課長】委員からエールをいただいたというふうに理解しております。ありがとうございます。

統計法にさかのぼるんですけれども、短く説明します。統計というのは、やはり中立性と信頼性ということが求められております。私、このたび、訂正をさせていただいた案件につきまして非常に重く受け止めております。信頼を損ないかねないような事案でございまして、そこは深く反省しつつも、委員ご指摘のような形で、県の中で役割を果たしていくということは非常に重要だと考えております。

そういう中で前回もお話しましたが、統計を円滑かつ確実に実施すると。2つ目に利活用する。その利活用の中で、委員がお話しになったようなことに貢献をしていきたいと考えておりますが、いかんせん、現在の状況を踏まえますと、やはり足元をしっかりと固めるということにまずは注力をしていきたい。

併せて、実は前回、委員からご指摘をいただいて、和歌山県のデータ利活用センターを視察に行つてまいりまして、それは国が設置している施設なんですけれども、3本柱でやっております。委員がおっしゃるようなデータ分析、オンサイト施設というマイクロデータの解析をその場でできると、いろんな企業さんも使えるというふうなところでございます。あるいは、データの分析の事例を収集して、自治体をはじめ企業にアドバイスをすると、あるいは人材育成をすると、そういったポリシーで進めている施設でございます。

統計の改革ということで追い風になっておりますので、この追い風を受けて、一歩でも二歩でも前に進んでいけるよう、夢を持って、数年後にはそれを形にできるように取り組んでいきたいと考えております。

【里脇委員長】 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ほかに質問がないようですので、県民生活部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時41分 休憩 —

— 午前11時41分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、県民生活部関係の審査を

終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、交通局の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11時42分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【里脇委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動に伴う新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【太田交通局長】4月1日付人事異動によりまして、交通局長を拝命いたしました太田彰幸でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【里脇委員長】それでは、これより審査に入ります。

【里脇分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

交通局長より、予算に係る報告議案説明をお願いいたします。

【太田交通局長】「平成30年6月定例県議会予算決算委員会 環境生活分科会関係議案説明資料」の1ページをお開きください。

交通局関係の議案につきまして、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第15号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県交通事業会計補正予算（第3号）」でございます。

これは先の平成30年3月定例県議会の本委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております。

平成29年度予算の補正を3月30日付けをもって専決処分させていただいたものであり、1ページから2ページにかけまして、収益的収支につきましては、記載のとおりでございます。

2ページから3ページにありますように、資本的収支につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】この報告の分で幾つか質問させていただきます。

横長の説明資料の1ページのところです。ここに補正で減額した分の内訳、収益的収入の内訳が書いてありますけれども、運輸収入の分です。補正前に比べて5,400万円減額補正ということになっておりますけれども、理由としては、いわゆる乗合、高速、貸切を含めた収入減ということでもあります。

補正した後、47億4,462万1,000円という数字ですけれども、3月定例会の時にいただきました交通事業会計決算の推移を眺めてみたんですが、平成29年度の見込みが約44億4,400万円ということになっておりまして、見込みに比べると減額しても若干ですね、47億4,400万円ですから、3億円程度上回っているということになるかと思うんですけれども、特に定期運輸収入の乗合の分が約2,400万円ぐらい減になった。それから、臨時運輸収入、いわゆる貸切が約2,600万円減額になったということです。

まず、輸送人員がどれくらいだったのかということをお尋ねいたします。

【小川営業部長】私の方からは、定期運輸収入の乗合収入についてお答えさせていただきます。

3月専決補正におきまして約2,500万円の減をさせていただいているわけですが、今の実績見込みでございますと、定期運輸収入につきましては、平成28年度決算値と比較いたしまして約2,500万円の増という形で出る予定でございます。これは県外高速を除きまして、リムジン、シャトル、県内の都市間輸送、それと市内線、これを比較いたしますと、対前年度約2,500万円の増という形で予定をしております。

今回、なぜ専決減となったかということでございますが、3月補正の際に、前年度の上半期、10月までの実績をもとに推計で補正をさせていただいていたわけですが、今年の冬というのが非常に寒うございまして、その分で人の動きが止まったという分も一つ大きな要素になろうかと思っております。

これは、他のバス事業者の方と意見交換をさせていただく機会がございましたが、その折にも各事業者とも、今年の1月、2月というのは非常に人の動きが止まっているということで、そういう厳しい状況にありますねというお話がございました。

全体的にリムジンや高速シャトルバス、佐世保線などの需要が増えているということもございまして、今のところ、対前年度2,500万円の増で見えておりますが、専決では見込み過ぎという部分もございまして約2,500万円の専決減をしているというところでございます。

輸送人員でございますが、定期の部分だけで輸送人員のまだ細かな数値というのは実際出て

おりません。集計数の中でいきますと、高速シャトルバス、リムジン、佐世保線、いずれも増えております。また、市内線につきましても、夏休みこども定期、プラチナパス、高齢者パス等々の利用によりまして、利用人員自体が全体的に増えているという状況が出ております。

今後、決算に向けて詳細な輸送人員の割り振り等々をした上でお答えをさせていただきたいと思っております。

【坂本(浩)委員】乗合分についての数字は了解いたしました。貸切の方はいかがでしょうか。

【濱口貸切部長】貸切の収入でございますけれども、今回の専決補正では約2,600万円の減をさせていただいております。

中身でございますけれども、減の主な内容でございますが、概略でお話をさせていただきますが、県内の一般団体、こちらの方が約800万円の減、それから県外の修学旅行、こちらの方が約700万円の減、そして、あとクルーズ等400万円の減、主な内容はそういうことでございます。

ちなみに、県内の一般団体の動きでございますけれども、こちらの方が、我々の営業活動の中で旅行代理店といった複数の旅行代理店とお話をする中で、非常に県内の動きが最近特に悪いというお話を聞いております。

それと、他の県内のバス事業者の話からも、県営バスと同じような動き、非常に悪い状況というのがあっていると聞いております。全体的に需要が少し減少しているのかなというのがございまして、特に年明け以降、それが顕著に出ているということをお聞きしております。そういったことで減になっております。

それと、どうしても修学旅行は平成28年の熊本地震の影響があり、まだ戻りきっていないと

いう現状がございまして、こういう結果になっております。

【坂本(浩)委員】わかりました。県内の場合は、全体的にそういう動きが悪いということが、貸切の場合、これが大きいということですかね。それから、乗合の分は下期の分、特に冬場の寒さが影響したということで理解をいたしました。

ちょっと気になるのが、クルーズの関係が400万円減ということでありましてけれども、ちょろちょろと耳に入ってくるのが、いわゆるクルーズ船が入った時に、かなりの台数、県内でももちろんさばききれなくて県外からも、九州外からもクルーズ客のための貸切ツアーバスみたいなものが来ているということなんですけれども、このクルーズの分について県内の動き、それから、県外からの動きというのが、特に例年と変わったようなことというのはないんでしょうか。

【濱口貸切部長】クルーズの状況でございますけれども、委員、先ほど言われましたとおり、県外からのバスというのが結構入り込んできております。我々の感覚で、もうこれは感覚でしかないんですが、大体3割程度は県外から入ってきているんじゃないかという見込みをしております。

それで、県内のバス事業者といたしましては、まず、長崎県内に長崎県バス協会という団体がございます。そのバス協会の中で会員の方からいろんな、最近、県外のバスが多いんじゃないかという声とかもございまして、それで県のバス協会が実態調査をさせていただきました。5月にその実態調査を行ったんですが、その時に、会員29社中23社から回答がございまして、年明けの2月から4月の実績でございますが、こちらの方が23社の合計、これは受注台数ですが、こ

れが2,152台、同時期の昨年が2,350台ということで、約1割程度減しております。

そういったこともあって、これは県外のバス会社が法的にきちんとして、適正な手続を経てやってきているのかどうかというのはバス事業者ではわかりませんので、県のバス協会から九州運輸局長崎運輸支局に要請を行ったところでございます。きちんと適正に、運賃、あるいは営業区域、適正な手続を経て入ってきているのかどうかを調査していただきたい。もし、必要ならば適正化を図っていただきたいといった要請を県バス協会がしております。

その要請の結果、長崎運輸支局の方からは、調査をやるという話をお伺いしております。

とりあえず、県内バス事業者、県のバス協会としては、長崎運輸支局の状況を見守りたいというところがございます。大体クルーズはそういう状況でございます。

【坂本(浩)委員】ありがとうございました。

特に、バス運行の関係がありますので、特にお客さんの安全面、先ほど言われた長崎運輸支局の方で、違法な部分を含めてないのかどうかというのはきちんと調査をした上で対処していただきたいと思っておりますし、それから、クルーズ船が過去最高に入港してくるということで、当然県内の交流人口の拡大というのが県政の一つの課題でもあるわけなんですけれども、そのために基本的には県内のバス会社というのをきちんと上手に全部使うように、先ほど言われた1割ほど減ということですから、そうならないように、ぜひバス協会の中でもそういう努力をお願いしたいと思います。

【里脇分科会長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】ほかに質疑がないようです。

で、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第15号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、報告議案は原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【里脇委員長】 次に、委員会による審査を行います。

交通局は、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、所管事項についての質問を行います。

交通局長より、所管事項説明をお願いいたします。

【太田交通局長】 「環境生活委員会関係議案説明資料」の交通局の1ページをお開きください。

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項につきましてご説明いたします。

（プラチナパス65について）

高齢化の進展に伴い、高齢者の移動手段の確保とサービスの充実が求められる中、交通局では、「免許返納パス」の運用や「プラチナパス65」の試行運用を行っており、プラチナパスについては、5月31日現在で757名の方にご利用いただいております。

プラチナパス65の利用者アンケートの結果、プラチナパスの利用により、バスの利用頻度が

平均約20%増加していることなど、高齢者の積極的な社会参加につながるるとともに、利便性向上が図られたものと考えております。

利用者から高い評価が得られたことから、9月17日の敬老の日をもって本格運用を開始することといたしました。

高齢者が安心して利用できる移動サービスを提供することは、公共交通事業者としての重要な役割のひとつととらえており、今後とも、さらなる利便性向上が図れるよう取り組んでまいります。

（営業・広報の取組について）

バスの利用促進を目的として、積極的な広報活動を進めております。

「県営バスdeおでかけMAP」の第5弾として、諫早市唐比（からこ）地区にスポットを当てた「唐比編」を作成し、地域のお出かけスポットや、夏に見ごろとなる唐比のハス園を紹介しております。

地域との連携を目的に各地のイベントへ積極的に出展しており、「第5回諫早グルメフェスティバル」に参加いたしました。「赤バス」を会場に展示して、運転士の帽子やバスガイドの制服を着用しての記念撮影などを行い、公式マスコットキャラクターであるポポルも参加し、多くの子ども達や親子連れで賑わいました。

「県営バスフォトコンテスト」につきましては、お手元に資料をお配りしておりますが、100枚を超える写真を投稿いただき、優秀作品を決定したところでございます。

今後も、地域のイベントへの出展等により、地域とふれあうことでバスを身近に感じていただき、バスの利用促進と地域との連携強化に努めてまいります。

（夏休みこども定期券の発売について）

これにつきましても資料をお配りしておりますけれども、昨年度初めて実施いたしました「夏休みこども定期券」については、今年度も実施することとしております。

これは子どもたちに対し、移動機会の多い夏休みにバスの利用を促すとともに、バス利用の促進とルールやマナーの良い学習機会につながるものと考えております。

今年度は、長崎電気軌道と連携し、県営バスと路面電車の両方が乗り放題となる新たなセット券の販売も行うこととしており、更なる利用促進を図ってまいります。

ホームページのリニューアルにつきましては記載のとおりでございます。

V・ファーレン対応については、記載のとおりでございます。

「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組については、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇委員長】 ありがとうございます。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【小畑管理部長】 私の方から、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件につきましては、資料の1ページ目以降に記載のとおり、本年2月から3月までの実績は7件、本年4月から5月までの実績は1件の計8件となっております。

また、附属機関等会議結果報告につきましては、第25回長崎県営バス経営評価委員会の1件となっております、その内容については資料7ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇委員長】 ありがとうございます。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【坂本(浩)委員】 3ページの入札結果一覧表に自動車保険契約の入札が書いてあります。落札が2,289万3,800円ということですが、次が落札者と約1,000万円の差ですね。そして一番下との差が、また1,000万円ぐらいですが、自動車保険でこんなに違うのかなと。落札したところが一番安いですよ。それと一番高いところで2,000万円も違うというのは、率直にそんなに違うのかなと思ったものですから、そこら辺を説明していただければと思います。

【小川営業部長】 今回の任意保険の契約でございますが、任意保険の場合、どうしても前年度までの事故件数とか、それによって支払われた保険料額、そういうもの等々に基づきまして各会社で最終的に決定をして入札をされるということでございますが、全社からお話をお聞きしてないんですが、落札した業者の方から落札後、契約をした後にお話をお聞きしたところ、やはり私どもが平成27年から28年にかけてましてドライブレコーダーを全車に導入をしていると。それによりまして事故の内容だったり、いろん

な対応について迅速な対応が図れると。

それと、私どもの事故件数につきましても、車内事故というよりは、一旦車庫に帰ってきてからの物損事故だとか、いわゆる軽微な事故が多かったということもあって、この保険料で自分たちは1年間対応ができるということで判断をしたというお話をお聞きしております。

【坂本(浩)委員】 その事故の何と申しますか、ドライブレコーダーをつけているということで、いろんな処理が迅速にできるという判断でこの社は少し値引きと申しますか、そんなのができたということなんですか。平均的に言うと、そういうのがもし考慮されなかったらどれぐらいになるんでしょうか。やっぱり2,000万円とか、1,000万円の差はあるということでしょうか。

【小川営業部長】 実際、この任意保険料というのは、3年ほど前までは5,000万円、6,000万円の単位まで数字が伸びておりまして、今後もそれが増えるという予測もございました。

そういう中で、ドライブレコーダー等々をつけてやることによって、事故後の対応ということだけじゃなくて、乗務員に対する指導教育もできるという部分もあって、そういう形で一定の保険料を抑えることができるんですよというお話もお聞きしておりますし、あと、各社ごとの金額の違いにつきましては、私ども、この部分については、何とも意見がしがたいというところがございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。

それから、5ページのタイヤの入札結果一覧です。2者で種類もさまざま、ノーマルやスタッドレス、あるいは種類によって規格とかもいろいろあるんですけれども、ざっと見て5種類ぐらい、1本につき1万3,000円から1万8,000

円ぐらい値段が違うんですね。もちろん、タイヤというのは安全面が考慮されなければいけないと思っているんです。もちろん、それは考慮した上での入札結果だと思うんですけれども、こんなに1本につき違うものかなと率直に疑問を感じたものですから、そこら辺について何か考えと申しますか、説明できますか。

【小畑管理部長】 ご指摘のございました新品タイヤの購入でございますが、確かにこの2者の中で金額差が生じておりますけれども、実際上の予定価格等につきましても、事前に参考見積り等も徴取いたしまして、過去の実績と消費者物価指数等々を勘案した上で予定価格を設定した上でやっております。

実際に今回、応札された業者も、国内の大手メーカーの代理店を務めていらっしやっています、納入するタイヤについてもそのタイヤを納めていただいておりますので、品質等も確保されているという中で、やっぱり交通局自体が年間に相当数のタイヤを交換いたしますので、それについて企業内の努力でどこまで落とせるかということで実際入札をされたと。

予算もそういった形で、多分メーカーの方との協議だと思うんですけれども、そういった努力の中で一定こういった、結果的には格差が生じる状況になっております。

【坂本(浩)委員】 安全面では問題ないという理解でよろしいですね。ありがとうございました。

【里脇委員長】 ほかにありませんか。

【渡辺委員】 インタンの軽油購入の関係で、この6ページの枠外に「今年の4月～6月の期間で一般競争入札に付したところ落札者がなく」ということは、これはどういうふうに捉えればいいんですか。応募した会社がなかったのか、中身を説明してください。

【小畑管理部長】この欄外の表記についてありますが、交通局につきましても、契約方法につきましても、軽油につきましても透明性の確保という公正な競争を促進するために、原則として3カ月ごとに一般競争入札という形で納入業者を決定しております。

今回、この分につきましても、当初4月から6月の3カ月間という形で入札を実施いたしました。実際、2者からの応札がございましたけれども、結果的に不落、落札できなかつた。結果的に予定額を上回るような価格での応札しなかつたものですから、結果的に落札ができなかつた。となりますと、実際その後の契約、入札を実施するまでの期間につきましても、応札があった業者に対して見積もり合わせをして、随意契約をしたという形でこの表になっております。欄外はそういった前提で入札を行ったけれども、落札がなくて不落になった結果、随意契約で契約を結んだという形でございます。

【渡辺委員】予定価格より入札した会社は全部上だったんですか。それで、なんでこの1者の方との随意契約になったわけですか。その理由は何ですか。

【小畑管理部長】結果的に我々が予定価格をつくりまして、それを上回る応札価格であったがために落札できませんでしたので、もう一回、要するに予定価格を見直しまして、改めまして予定価格をつくった上で見積もり合わせをお願いした上で、結果的にこの価格で落札といいますか、契約ができたということでございます。

【渡辺委員】なぜこの会社に、悪いと言っているわけではないんですが、なんで1者に絞つての随意契約になったんですかと聞いているんです。

【小畑管理部長】説明不足ですみません。

実際、この1者ではなくて、入札参加があった2者に対して見積もりを再度取りまして、結果としてこの南国殖産が随契の相手方となったということでございます。2者からしていただいて、価格が予定価格を下回つた南国殖産と契約したということでございます。

【渡辺委員】わかりました。

【里脇委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【田中委員】参考までにちょっと聞いておきたいんですけども、今は昔と違って、路線バスとか何とかの営業エリアはフリーになってきた。自由化路線になってきたのかな。例えば、佐世保の方にどんどん乗り入れとかはできるのか。昔は相互乗り入れみたいな協定じゃないけれども、話し合いがいろいろあったようなことも聞いているんですけども、今はもう完全に自由で、フリーで路線バスもやれるのか、聞かせてください。

【小川営業部長】規制緩和がなされて以降、そういう路線の乗り入れ等々については、原則できるようになっておりますが、当然のことながら、運輸局等々の手続を経て、路線の運行認可をいただかないと運行はできないということでございます。

なお、私どもが、今、佐世保の方に運行させていただいておりますのは、長崎～佐世保線につきましても、西肥自動車の方と共同運行という形で、私どもが1日22便、西肥自動車の方で30便という格好で、1日52便を長崎～佐世保線で運行させていただいております。

また、土日、祝日におきましても、長崎～ハウステンボス線ということでの1日2往復4便を

運行させていただいているという状況でございます。

【田中委員】大筋はわかりましたけれども、県北や佐世保では、県営バスというのはなじみが薄いんだよね、昔はハウステンボス線は結構あったんだけど、途中でなくなってしまったから。

もう一つは、長崎～佐世保といっても高速経由だろうからね。そうすると佐世保営業所的なところから大野の方の利用は乗り継ぎでないで行かんだろうし、手前の方は路線が決まって、例えば私どもの早岐、広田、針尾島などというのは、もう関係なくなってきたもんね。

実績としては、県北の人がどのくらい県営バスを使っているパーセンテージになるんだろうか。調べたことはないだろうけれども、1割もないし、大雑把に1%ぐらいの感じなのかな、県北の県営バスの利用度というのは。貸切はまたいろいろな流れがあるだろうけれども、路線バスの発想で言うと、5%もないんじゃないかという気もするけれども、どうでしょうか、皆さん方、県営バスの感覚として。

【小川営業部長】まず、長崎～佐世保線の長崎、佐々方面への運行でございますが、共同運行しております西肥自動車におきましては、始発を佐々でとって、佐世保の駅前のターミナルを経由して長崎に来るような運行経路も、実際長崎～佐世保線ではやっているところでございます。一部は波佐見のインターあたりにおきまして、波佐見のインターでも人が乗降できるという形を、今、私どもも西肥自動車の方もとらせていただいております。

私どもの、先ほど言いました1日22便の長崎～佐世保線でございますが、年間約13万人の方のご利用をいただいていると。平日は、夕方6

時、7時台のバスになりますと、1台で40人を超えるようなお客様にご乗車いただいているという状況でございます。また、ハウステンボス線につきましても、年間7,000～8,000人のご利用をいただいていると考えておりますので、田中委員おっしゃるように、その率が非常に大きい率を占めるかといったら、そうではないと思いますが、一定、長崎市と佐世保市の拠点都市間の輸送については、私どもについても一定の役割を果たしているんじゃないかと考えております。

【八江委員】私どもは、今の佐世保と違って、県営バスオンリーで、市民の足として県営バスがご苦労いただいていることには敬意を表したいと思います。ただ、人口があんまり多くないから、路線バスとしては明るい路線の多い区域でもないかなと思って、そういう面では県営バスに非常に迷惑をかけている部分、あるいは県民に迷惑をかけている部分もあるのではないかと思いますけれど、ただ、県民の足としては大きくかかわっていただいておりますので、佐世保と違った形での貢献度には感謝はいたしております。

ただ、その中心になる足であります県営バスの実態については、これからが本領を発揮していただかなきゃならないんですけど、その長崎の、昨日、新幹線とか高架事業ですか、県営バスの車庫、本社の真ん中を通ってきているということは前から聞いておりましたけれど、あそこで相当の駐輪をする者に影響があつておるのではないかなというのと同時に、場合によっては補償があつて、逆に運営にプラスになるのかなと思ったりもいたします。そういったものがどのように影響があつているのかということと、長崎駅前のターミナルビルが、今は駅の反対側

の方であって、これから高架事業等を含めて移動してくると、長崎の交通体系が相当変わってくるんじゃないか。それに対する取組といいますか、どの程度進めておられるのか。

新幹線の開通が2024年ということですから、あともう4年余りすれば、その時に駅前もでき上がるし、そういったことについて、今、皆さんが報告できる部分があれば、ちょっと報告いただきたいと思います。

【小畑管理部長】最初にご質問がございました新幹線上にかかる長崎営業所、本局の方の車庫の関係でございますが、三脚工事ということで駐車に支障する部分が出てまいりますので、これについては建設の主体である鉄道運輸機構さんの方から補償という形でいただいております。さきの委員会でもご説明しましたけれども、三脚できることによって地上権の設定に係る分の補償と、土地が分断されますので、それに伴う価格の下落に伴う補償ということで、合わせて8億円の補償をいただいております。

実際、橋脚で支障する分の駐車場のスペースにつきましましては、別途代替地を確保していただくということで、工事完了後までにその分を確保していただくという形になってございます。

【小川営業部長】長崎駅周辺の区画整理事業に伴います新バスターミナルの建設のスケジュール関係でございますが、現在、長崎市、県の土木部、鉄道運輸機構、JR九州の協議の中に私も入りまして、毎月、長崎駅周辺整理の工程調整会議というのを行っております。一つは作業部会というのが長崎の方で担当者レベルでございまして、毎月1回、福岡で課長レベルの幹事会というのも行っておりまして、そこで平成34年の開業までの3カ月単位で刻んだスケジュールの調整をしております。

当然、その新ターミナルを建設するに当たって、資材の搬入経路はどうするか、もしくはヤードをどこに置くのか、そういうものまで含めて、他の工事との取り合いも含めて調整をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今のところ、予定では平成32年度の中旬にはターミナルの新設工事に着手したいと考えておりました。平成34年の新幹線開業に合わせて新たなバスターミナルも開業できるように準備を進めているところでございます。

【八江委員】今の本社のところですかね、あそこはたしか70億円で購入したところだったと思いますけれども、今、一部分JRとの関係で8億円で売却をせにゃいかんとか、補償があったとかということです。狭くなってくると駐車場が少なくなってくるから代替地ということになります。

そして、バスターミナルについては、いいのをつくっていただくのではないかと思いますけれども、ひとつ我々がよく、交通事業者の方々が活動している、そういう中で鉄道運輸関係のJR九州とかJR東日本とかいろいろありますけれども、バス事業の収入というよりも、不動産を活用した収入というのが結構大きくなってきているんじゃないかと。西日本鉄道なんかもそのとおりじゃないかと思います。海外へのホテル展開をやっている、そういったことで収益のアップを図って、経営の安定を図っているということになりますと、長崎駅前のターミナル建て替えと、もう一つは諫早のターミナル、あるいは大村のバスターミナル、新駅との関係とかあります。こういったものと不動産活用部分といいますか、そういったものを一元化して経営を立て直すというよりも、新たな挑戦ということも含めてやるべきじゃないかというのを、

前から何回か申し上げたこともあったんですけども、その考え方についてはどうなのでしょう。検討なさっているんですか。

【小川営業部長】 八江委員ご指摘のとおり、私どもとしてバス事業の運送収入だけではなくて、いろんな用途の部分からの収益によってバス事業の不足分を補っていくということは非常に大事なことだと思っております。

そこで、今回の分でございますが、長崎のニューターミナルにおきましても、ターミナルの機能だけでなく、そのほかのスペースを活用した、例えば床の貸付といったものできないのかという検討も行ってありますし、また、長崎、諫早の既存のターミナルの跡地の活用でございますが、これにつきましても可能な限り、私どもとして安定的な収入が得られて、補てん財源として活用できるようにするためにはどのような手法を取り入れた方がいいのかということで、いろんな調査事業も実はやっております。

そういう中で、今、一番のネックになっておりますのが、長崎の場合、長崎駅前につきましてはJR九州のいろんな商業施設だとか、もしくは長崎市が持っております保留地の利用用途というのがまだ確定をしないと、表に出てこないという部分、それと諫早におきましてはターミナルの前面にあります元西友の跡のビルでございますが、その活用用途がなかなか見えてこないということがございますので、そういうものを見据えた上で、用途ができるだけかぶらないような形で有効利用を図りたいと思っております。最終的な利用用途、もしくはその手法につきましては、西友の跡地だとか、もしくは長崎市の保留地の活用状況を見据えながら方向性を決定していきたいと思っております。

その状況、状況に応じまして、委員会の方に

もご報告をさせていただきたいと思っております。

【八江委員】 結構な話ではありますけれども、状況を判断していくのは当然必要なことだと思いますけれども、もう少し、逆に前に仕掛けていってやっついていかないと取り残されてしまう。残った時は一番いいものが残らなくて、悪いものが残って、とうとうそれを県営バスが受け取れないんじゃないかという、公共的な立場もあると思いますから。長崎市、あるいは周辺の民間と一緒に、むしろ積極的に取り組みながらどのようなことに活用し、また展開していくかというのを、逆に先にやっついていかないといけないんじゃないかなど、このように思います。

今、県営バスが、交通局本体と県営バス観光という子会社がありますよね。そして県央の方には県央バスという子会社があります。ほかの事業所、何の事業の場合もそうなんですけれども、部門があるところで独立して子会社になっていって、その多くのもが今バス事業者、あるいは交通事業者はたくさんのもを持っている。不動産部門とか何とかありますけれども、10社ぐらい持てれば本体もっさりしてくるということになってくる。そのように仕掛けていく時ではないかなど。大きなものを、本社を触る、それに近いターミナルを触るとなってくると、いけば命をかけてやっついていかなきゃいかんことになると思いますから、路線は路線で大事ですけども、不動産の活用によって新たな収入源を求めていくということになるということですので、しっかりとそういったものも見据えてやっていただきたいと、これは要望しておきたいと思っております。

それで、諫早の方につきましては、今おっしゃったように、県営バスのターミナルが丸々

600坪か700坪か知らないけれども、あの土地がそのまま残る、地元もまちづくりをするために県営バスのターミナルをどのようにしていくかというのが一つの大きな課題になっております。

そして、まちづくりという会社もまた新たに立ち上げました。そことの連携がうまくいくかいかないかと。あるいは市との連絡がうまくいけるのかという問題もあります。そういうことを考えていくと、もう少し大胆などいいますか、ほかの事業者がやっていることを多少は真似しながらも、思い切ってやるべき時がきているんじゃないかと思えますけど、その方向性というのは、何か新たな見出しはできないんでしょうか。その検討結果をもう一度確認しておきたいと思えますが、いかがですか。

【小川営業部長】八江委員からご指摘がございました諫早ターミナルの跡地活用でございますが、これは私どもだけじゃなくて、市の建設部の方ともいろんな協議調整をしながら進めさせていただいております。

そういう中で、私どものターミナル跡地をいかに有効活用するのかという部分につきましては、今後、諫早市にもトップの方を含めて意見をお聞かせいただきながらやっていきたいと思っておりますが、いろんな形で今、コンサルタント等々ともお話をする中で、やはり目の前にあります西友の跡地の活用の動きというのがどうなるかで、多分この土地の価値というものも変わってきますよという部分、あと、諫早駅の再開発ビルに入るいろんな業種等々あるかと思えますが、そういうものも少し見定めた上でやられた方がいいんじゃないかというアドバイスを、実は熊本市の方からも少し受けております。私、直接熊本市の方に、駅前の再開発を熊本市でやられておりますので、そこにも出向き

まして意見交換をさせていただいたんですが、そういうものをきちっと見定めないと厳しい状況になりますよというご意見もいただいておりますので、今、委員からご指摘がございました、前に進むべきだというご意見も踏まえまして、少し私の方も積極的にいろんなところの情報収集だとか、意見交換もやっていった上で進めていきたいと思っております。

【八江委員】どうぞひとつ、まちづくりの中では、交通等の中で一番大事なところですので、うまくセットできればと思っております。

もう一つ、これは将来のことを含めてですけども、諫早地区に大型のショッピングセンターを計画しているというか、私がしているわけじゃないんですけども、話が進みつつあります。それは県下最大のショッピングセンターをという目標なので、そうなればそこが足を集める大きな役割を果たすと。周辺の50万人を対象にしたショッピングセンターをつくろうという意味になれば、そこにバスターミナルじゃないけど、それにふさわしいようなものができてくる。そういったものと企業との連携も図りながらしていかないと、ただ、その時要望があったから、そこに行くとか行かないとかというものよりも、むしろ積極的にそういったものに参画しながら、ターミナル機能等をつくっていく必要があるのではないかと思います。それはまだ仮定の中ですから、そういったことを精査しながらやっていただきたいということです。それは地元のものの流れを幾らか汲み取ってとっておりますので、情報のつもりで申し上げておきたいと思っております。

最後に、クルーズ船について先ほどお話がありました。もう100台、何百台というバスが来ております。16万トンぐらいのものが入ってく

ると、5,000～6,000人ぐらいの人間がおりてきますので、それを輸送するには100台以上のバスが要りますけれども、3割ぐらいは県外の業者が入っていると。これは新聞にも出ておりましたけれども、我々も県内業者でできないかなという思いもありますけれども、商売も自由ですから、それは問題ありますけど、この1年間でトータルして、県営バスが今のクルーズ船の中で、車両の保有台数の問題もあるかもしれませんが、県営バスが大体何割ぐらいの稼働したのか、あるいは何千台したのかとか、そういったものを概略でいいんですけれども、我々も聞いておきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【濱口貸切部長】 委員のご質問の件でございますが、これは貸切全体のことでご説明させていただきます。（「全体とクルーズと分けて」と呼ぶ者あり）

貸切事業としましては、まず、車両数が65両現在でございます。そのうちの10台がスクールバスを運行させていただいております。これは私学の高校、それから県立の学校等もございます。残りの55台でクルーズも含めた一般貸切を運行させていただいております。

稼働の方でございますが、こちらの方が平成29年度の実績で申し上げますと、まず、稼働台数でございます。延べ稼働台数で約1万6,000台稼働をさせていただいております。

それから、1日1台当たりの貸切の収入でございますが、こちらの方が約7万3,000円と、平成29年度はこういう実態でございます。

それから、そのうちのクルーズの稼働台数ですが、こちらの方が平成29年度で1,950台でございます。大体このような状況になっております。

【八江委員】 私も諫早に住んでおりまして、諫早にも免税店というお店があります。そこに来るのは、全然バスの色が違ってしまって、長崎県営バスや長崎バス、西肥バスじゃなくて、もう全く新しいバス会社の車ばかりで、どうなっているのかなと思う気持ちがいっぱいあるものですからお尋ねしました。

ナンバーを見ますと、これは長崎なのかなと思いますけれども、県外ナンバーが非常に多くなってきていることは事実です。そういったことがありましたので、そのあたりの取組というか、そういったことは県内のバス協会の中でしっかり受け止めて稼働率が高まるようお願いをしておきたいと思います。

いずれにしても、バスは、赤字路線とかもあり、行政が少しお手伝いをしなきゃならない政治路線等もあります。ここを全て、ここにおられる議員の皆さん方はそうじゃないかもしれないけれども、あるところではこのバスをどこまでもっていってくれと言われて、やむを得ずにもっていく部分も今まではあったんです。しかし、そうはできないとなってくると、地元で補助を出さないと稼働していかないということになりますので、それは持ちつ持たれつの流れじゃないかなと思いますけれども。

いずれにしても、別の活動でもって収入を得なければならない独立した営業活動が必要じゃないかと思いますので、先ほど申し上げましたことを含めて頑張っていたきたいと、このようにエールを送って終わりたいと思います。

【徳永委員】 1点だけ質問ですけれども、長崎空港から雲仙に定期バスを今、運行されているんですか。県営バスにおいては、今後、運行の計画等はないのか、まず、その辺をお聞きしたいと思います。

【小川営業部長】今、徳永委員からご質問がございました長崎空港から雲仙の運行でございますが、現在、島鉄バスの方で運行されているのですから、そこで需要が足りているのであれば、私どもがあえてそこを運行するというのは非常に厳しいのかなと。

逆に、私どもは、今、長崎から雲仙までの運行をさせていただいておりますので、そこどうまくつなげられたらいいのかなということで考えております。

【徳永委員】その中で、いわゆる空港から雲仙までの直行便が、今、島鉄さんも諫早経由でちょっと時間がかかるんだということで、地元からもそういう話があって、そのことによってなかなか乗車率が向上しないということ。過去にもいろいろモデルでやられたんですけども、そういう中でもあまり、なかなか乗車率が上がらないということですけども、他県の大分、別府、湯布院などは、福岡空港を経由したバスなんかは超満員なんですね。インバウンド、海外の方も、長崎空港は今インバウンド、韓国、ソウル便がありますから、そういう中で何らかの対策をとらないと、ただただ、その乗車率がなかなか上がらないから難しいとか、どうしても直行じゃなくて、諫早を経由しないと、要するに時間の短縮ですよ、そういったものを今後島鉄とも連携しながら、そういうことをできるかどうか、私はやってもらいたいんです。

もう一つ、今度世界遺産が決定すれば、そういった利用客が当然多くなると思いますので、そのことについて今後の県営バスとしてどう考えていくのか、お尋ねしたいと思っております。

【小川営業部長】私どもは、従来の島鉄バスと非常にいろんな連携をしながら事業展開もやっておりますし、実際、今、諫早のターミナル

の方で島鉄の乗車券等々の販売とか、いろんな対応もさせていただいております。

そういう中で、委員ご指摘がございましたように、長崎空港から雲仙線への取組につきましては、島鉄も今回、会社の体制が変わったということもございますので、親会社の方とも今いろんな意見交換をさせていただいております。

そういう中で、どういう取組をしていかれるのかお聞きした上で、私どもとして何ができるのか、十分に考えてまいりたいと思っております。

【里脇委員長】ほかにありませんか。

【川崎委員】2点お尋ねいたします。

ホームページを更新されたということで、今拝見をいたしておりました。じっくり見させていただきたいと思っております。多言語化の対応もということで、本当に国際観光都市長崎としての取組としては評価をしたいと思いますが、そのホームページの中のことじゃなくて、要員のことです。人手不足がずっと言われている中に、この大型2種を持っている方の確保というのは非常に難しいということはよく報道されていますが、現在、いかがでしょうか。確保できているということでの認識でよろしいのか、お尋ねいたします。

【小畑管理部長】現在、人材確保については、交通局に限らず、他の事業者におかれても人材不足ということで、実際交通局自体も課題と考えております。以前と比べまして、免許をもっとお持ちの方の試験採用はなかなか難しくなったと。新たに、議会等の了解を得まして、貸付の制度を設けたり、国の制度を活用しまして補助金をいただいて人材育成の制度を設けたりということで、本来免許をお持ちでない方、未取得の方を対象に試験採用して免許を取って

ただいて乗務についていただくということを現在取り組んでいます。

おかげさまで、ある程度の数については確保できておまして、これまでは特に免許の未取得者については、試験を平成27年以降7回ほど実施しておまして、そのうち合格が53名ほど、そのうち40名については採用いたしまして、免許を取っていただいて、実際、配属して乗務を行っていただいているということで、現在、そういった形で何とか確保を少しずつでも、それでも充足できてない部分がございますけれども、確保を図っているという状況でございます。

【川崎委員】収益を上げるに当たって稼働率を高めていく、一方ではそれを運転していく乗務員がいなくなると、計画がうまくいかないと思いますので、この採用については長期的な展望も必要かと思っておりますので、しっかりとお取組んでいただきたいと思っております。

もう一点お尋ねしたいのは、バスのロケーションシステムです。前回の議会の時にお尋ねをさせていただきました。

これは1社で考えていくことじゃなく、行政も含めたところで、他社も一緒になってこのロケーションシステムということを考えていくべきだということは局長の方からご答弁があったわけですが、私も一方では議員を通じてロケーションシステムを、交通を所管する委員会の担当課の方にも呼びかけをさせていただいているところです。

特に、よく仕事で東京や大阪に行った時に、必ず地下鉄等々は検索システムが充実をしていて、会社を越えて乗り換えもスムーズですね。ロケーションシステムとはちょっと違いますけれども、時刻検索ですが、電車は大体時刻どおり来るのでいいんですけれども、極めて便利と

うか、何も持たずして、そこでいろんなことが利用できるということになっているわけです。国際観光都市長崎としても、そういったところも踏まえて、やはり地域全体で充実させてほしいなということについては要望したいと思っております。

ただ、一方では、なかなかそういったシステムを開発、構築していくということでは、実際、バスロケーションですから、バスがどこにいるのかというところからインフラを整備しないといけないという課題もあろうかと思えます。

一つ強調して申し上げさせていただきたいのは、これは県営バスがどうなのかということについて改めて教えてほしいんですが、全てのバスが車いす対応になっているのかどうか。実は車いすが乗れるバスというのが限定をされているのであれば、どれに乗っていいのかということについて一回一回お尋ねをしないと、この日はこの時間にどう来るかというのがわからないというお声も賜ったんですね。そうすると、自分の乗りたいバスが例えばスマートフォンでも検索できて、それが今、自分がいるバス停に何時頃来るかというのがわかると非常にありがたいと。障害者の皆様、とりわけ足が不自由な方がそう思っておられると。いわゆる車いすのまま乗りたいと、そういうご意見も賜った部分もあります。

そういった高齢者、障害者、車いすをお持ちの方ということに対するサービスの提供と、あとはもう国際観光都市として、本当にそういった快適なサービスを提供するという観点から、このロケーションシステムをどのようにお考えになるか、いま一度お尋ねしたいと思います。

【小川営業部長】まず、障害者対応の件でござ

いますが、私ども、全ての車両が車いすで乗車できるという車両には当然なってごさいません。トップドア等々については、下にトランク等々があるものもごさいますので、当然そういうものについては車いすが乗車できないということで、車いすが乗車できる車両については、車両自体には車いすで乗車できますよという表示をさせていただきますし、また、私どもの路線地図の中に、このバス停であれば車いすの乗降ができますという表示もさせていただきます。

また、年に一度、障害者団体の方々との意見交換の場も私ども設けておまして、そこでいろいろなお意見があった部分もごさいますので、その対応といたしまして、そういう時刻表だとか、そういうものもご提供をさせていただきますながらやらせていただいているという状況でございします。

それと、バスロケーションシステムについてでございますが、これは委員ご指摘のとおり、私ども単独一社でという話では当然ないと思ひますので、どういうところでどういう形で必要なのか。今、他のバス事業者とも、例えばバス停の標柱をやり替える時に、今年度、4月に一つやったんですが、従来2本立てていたものを1本にして表裏使いましょうという形もやっていますし、先日、私の方からお話をさせていただいたのは、従来から2本のバス停の標柱の費用を、2本分を合わせて1本にして、少しでもいいグレードのものをつくっていきましょうというお話をさせていただきます。

そういう中で行政の支援等も交えながら、拠点バス停においてはどういう形で、そういうバスロケーション等々含めて、上屋とか、環境が整ったバスの待合スペースを確保していくのかというのは非常に大きな課題であろうかと思っ

ております。

また、時刻表の検索につきましては、私ども関東の方の大手の会社の方にそういう時刻表の提供もさせていただきますので、その検索の中で私どもの部分も出てくるという形には現在なっておりますので、できるだけそういうネットワークも広げていって、利用できる方が広がればと考えております。

【川崎委員】 ありがとうございます。いろいろ工夫をしていただいて、これから、例えば高齢化が進展をしていって、免許の返納等のいろいろ支援策も取り組んでおられるように、公共交通機関というのは、人口減少が厳しい中において、今からむしろ皆さんにご利用いただく機会というのが多分に増えていこうかと思ひます。そういった中において利用しやすいような環境を整えていく、そういったことについては少し工夫をしていく必要があるんだろうと思ひます。

時刻どおり来ないというのが、道路事情もありますけれども、そういった中において、いくばくなりとも快適さを提供するという意味でいくと、誰しもがスマホを持つような時代でありますし、こういった工夫をしていただいて、投資もあろうかとは思ひますけれども、皆さんで協議していきながら、取り組んでいただきたいというふうに要望いたしておきます。

【里脇委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時38分 休憩 —

— 午後 2時38分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時39分 休憩 —

— 午後 2時40分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容、結果について、7月4日（水曜日）の予算決算委員会における環境生活分科会長報告及び7月6日（金曜日）の本会議における環境生活委員長報告の内容について、協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

— 午後 2時41分 休憩 —

— 午後 2時41分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

環境生活分科会長報告及び環境生活委員長報告については、協議会における委員の皆様のご意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時42分 休憩 —

— 午後 2時43分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 2時44分 閉会 —

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年6月28日

環境生活委員会委員長 里脇 清隆

議長 溝口 芙美雄 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 100 号 議 案	長崎県都市計画審議会条例の一部を改正する条例	原案可決
第 101 号 議 案	長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	原案可決

計 2 件 (原案可決 2 件)

委員長（分科会長） 里 脇 清 隆

副委員長（副会長） 山 本 由 夫

署 名 委 員 八 江 利 春

署 名 委 員 外 間 雅 広

書 記 佐 原 昌 子

書 記 藤 澤 英 忠

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

平成30年6月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第95号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分

報告第2号 知事専決事項報告（平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号））

のうち関係部分

報告第11号 知事専決事項報告（平成29年度長崎県港湾施設整備特別会計補正

予算（第3号））

報告第14号 知事専決事項報告（平成29年度長崎県港湾整備事業会計補正予算

（第3号））のうち関係部分

であります。

はじめに、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、公共事業に対する国の内示に伴う調整について補正しようとするものであります。

歳入予算では、

分担金及び負担金	1億2,718万3千円の増
国庫支出金	6億7,478万2千円の増
合計	8億196万5千円の増

となっております。

歳出予算では、

河川海岸費	6億5,149万3千円の増
港湾空港費	9億4,972万8千円の増
合計	16億122万1千円の増

となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

992億2,754万5千円

となります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

(海岸高潮対策費)

国の内示に伴い、

公共事業 4,221万 円の増

(港湾改修費)

国の内示に伴い、

公共事業 9億4,972万8千円の増

(火山砂防費)

国の内示に伴い、

公共事業 1億6,222万5千円の増

(緊急情報基盤整備費)

国の内示に伴い、

公共事業 4,189万2千円の増

(地すべり対策費)

国の内示に伴い、

公共事業 9,761万1千円の増

(砂防基礎調査費)

国の内示に伴い、

公共事業 3億 755万5千円の増

を計上いたしております。

次に、知事専決事項報告について、ご説明いたします。

本件は、先の3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております、平成29年度予算の補正を3月30日付けで知事専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

まず、報告第2号知事専決事項報告（平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号））のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算の総額は、

歳入	6億9,822万4千円の増
歳出	7億2,711万円の減

であります。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

971億9,643万7千円

となります。

補正予算の主な内容を歳入、歳出別にご説明いたしますと、

歳入予算では、

分担金及び負担金	2億3,201万8千円の増
使用料及び手数料	1億4,710万4千円の増
国庫支出金	1,705万8千円の増
財産収入	1,116万6千円の増
諸収入	2億9,087万8千円の増

合	計	6億9,822万4千円の増									
歳出予算では、											
企	画	費	7,425万2千円の減								
土	木	管	理	費	1,458万8千円の減						
道	路	橋	り	よ	う	費	1億6,470万8千円の減				
河	川	海	岸	費	1億4,247万7千円の減						
港	湾	空	港	費	1億4,009万9千円の減						
都	市	計	画	費	5,565万9千円の減						
住	宅	費	5,609万9千円の減								
公	共	土	木	施	設	災	害	復	旧	費	7,922万8千円の減
合	計	7億2,711万	円	の	減						

となっております。

次に、歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(広域河川改修費)

事業費の変更に伴い、

公共事業 6,689万6千円の減

(29年災害復旧費)

事業費の変更に伴い、

公共事業 6,200万 円の減

(道路維持費)

事業費の変更に伴い、

単独事業 5,145万3千円の減

などをそれぞれ補正いたしております。

次に、報告第11号知事専決事項報告（平成29年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第3号））についてご説明いたします。

今回の補正は、事業費の変更に伴い、

歳入、歳出それぞれ、1億3,501万1千円
を減額いたしております。

次に、報告第14号知事専決事項報告（平成29年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号））のうち関係部分についてご説明いたします。

収益的収入では、土地売却収益の増等により、

2億4,192万4千円の増

収益的支出では、土地売却原価の増等により、

1億3,116万8千円の増

資本的支出では、大波止ビル変圧器取替工事に係る建設改良事業費の減等により、

60万 円の減

を計上いたしております。

次に、平成29年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告のうち関係部分についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

企 画 費	83億3,698万7千円
土 木 管 理 費	9,995万1千円
道 路 橋 り ょ う 費	104億9,897万8千円
河 川 海 岸 費	72億6,011万1千円
港 湾 空 港 費	14億5,510万9千円

都 市 計 画 費	5 1 億 5, 3 9 9 万 5 千 円
住 宅 費	3 億 9, 4 8 1 万 7 千 円
公共土木施設災害復旧費	1 億 5, 7 5 4 万 7 千 円
合 計	3 3 3 億 5, 7 4 9 万 5 千 円

であります。

繰越の主な理由は、地元関係者との調整難航や用地補償交渉の難航、設計・工法等の変更などによる工期不足により、年度内執行が困難になったことによるものであります。

次に、平成29年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越し繰越計算書報告のうち関係部分についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

河 川 海 岸 費	1 億 9, 7 5 4 万 円
-----------	------------------

であります。

これは、石木ダム建設事業に伴う用地補償費及び鮎川災害関連緊急砂防事業に伴う砂防堰堤工事に要する工事請負費等であります。

石木ダム建設事業については、残る用地は県収用委員会による審理が開催されましたが、平成28年度は地権者の妨害・欠席により審理が遅れ明許繰越したものであります。平成29年度は裁決になることを見込んでいましたが裁決に至らなかったため、年度内に用地補償費の支払いができず事故繰越しに至ったものであります。

また、鮎川災害関連緊急砂防事業については、平成28年6月20日に島原市で発生した土石流に対して、今後の再度災害防止のため既設砂防堰堤の嵩上げ等を行うものであり、この施設配置計画及び関係者との調整に不測の日数を要したことから、年度内に完成せず、事故繰越しに至ったものであります。

次に、平成29年度長崎県港湾施設整備特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

港	湾	費	1億	560万	円
---	---	---	----	------	---

であります。

繰越の理由は、他工事（直轄工事等）との調整及びふ頭利用者との調整に不測の日数を要し、年度内執行が困難になったことによるものであります。

繰越計算書報告については、以上のとおりでございます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

平成30年6月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料

環 境 部

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 9 5 号 議 案 「平成 3 0 年度長崎県一般会計補正予算（第 1 号）」のうち関係部分

報告第 2 号 知事専決事項報告 「平成 2 9 年度長崎県一般会計補正予算（第 9 号）」
のうち関係部分

報告第 1 2 号 知事専決事項報告 「平成 2 9 年度長崎県流域下水道特別会計補正予算
（第 3 号）」

の 3 件であります。

はじめに、第 9 5 号議案「平成 3 0 年度長崎県一般会計補正予算（第 1 号）」のうち
関係部分についてご説明いたします。

歳入予算については、

国庫支出金	3 2 9 万 2 千円の増
計	3 2 9 万 2 千円の増

歳出予算については、

環境保全費	3 2 9 万 2 千円の増
計	3 2 9 万 2 千円の増

を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

（生活基盤施設耐震化等交付金事業費について）

市町が実施する水道施設の耐震化・老朽化対策への支援について、国庫補助の内示
に伴い、市町への交付金の増額を行うための経費として、

329万2千円

を計上いたしております。

次に、先の3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております平成29年度予算の補正を3月30日付けで専決処分させていただきましたので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

まず、報告第2号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算については、

分担金及び負担金	544万9千円の増
使用料及び手数料	1万7千円の増
国庫支出金	471万2千円の減
財産収入	3千円の減
繰入金	2,569万3千円の減
諸収入	459万7千円の減
計	2,953万9千円の減

歳出予算については、

防災費	390万7千円の減
環境保全費	8,489万5千円の減
農地費	16万7千円の減
都市計画費	225万4千円の減
計	9,122万3千円の減

を計上いたしております。

歳入予算の主なものは、

海岸環境保全対策推進事業の確定に伴う市町負担金

529万2千円の増

産業廃棄物税基金を活用した事業費の確定に伴う基金繰入金

2,198万 円の減

環境美化基金を活用した事業費の確定に伴う基金繰入金

371万4千円の減

などであります。

次に、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

(浄化槽対策費について)

市町が行う浄化槽設置整備事業に対する補助金の確定等により、

3,547万3千円の減

(大村湾環境保全・活性化事業費について)

大村湾環境総合対策事業における浅場造成工事費の減等により、

1,716万 円の減

(自然公園管理費について)

島原半島満喫プロジェクト推進事業における各種調査委託費の確定等により、

393万8千円の減

などをそれぞれ補正いたしております。

続きまして、報告第12号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

歳入予算については、

分担金及び負担金	3,337万3千円の減
国庫支出金	1,047万 円の減
繰入金	177万5千円の減
県債	170万 円の減
計	4,731万8千円の減

歳出予算については、

流域下水道費	4,514万6千円の減
公債費	217万2千円の減
計	4,731万8千円の減

を計上いたしております。

これは、大村湾南部流域下水道事業費の年間執行額が確定したことに伴うものであります。

次に、平成29年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告のうち、環境部関係部分についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

生活基盤施設耐震化等交付金事業費	1億6,844万7千円
下水道費	490万 円
自然公園施設整備費	3,934万7千円

であります。

繰越の理由は、交付対象の市が実施する水道施設整備事業、漁業集落排水事業の繰

越によるもの、及び西海国立公園の施設整備にあたり地元関係者との調整に不測の日数を要したことによるものであります。

次に、平成29年度長崎県流域下水道特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

大村湾南部流域下水道建設費	1億7,467万5千円
---------------	-------------

であります。

繰越の理由は、流域下水道施設にかかる舗装設計の見直しに不測の日数を要したことによるものであります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年6月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料

県民生活部

県民生活部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第2号 知事専決事項報告 「平成29年度長崎県一般会計補正予算(第9号)」

のうち関係部分

であります。

これは、先の3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております平成29年度予算の補正を、3月30日付けで専決処分させていただきましたので、関係部分について、その概要をご報告いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	239万7千円の減
財産収入	1万6千円の減
繰入金	4千円の増
諸収入	328万5千円の減
計	569万4千円の減

歳出予算は、

統計調査費	1,436万5千円の減
生活対策費	1,784万2千円の減
環境保全費	859万1千円の減
計	4,079万8千円の減

となっております。

歳入予算の主なものは、消費者行政活性化事業費の減等による国庫補助金

309万 円の減

カネミ油被害者の一斉検診に要する経費の減による受託事業収入

283万8千円の減

などであります。

次に、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

(労働統計調査費について)

平成29年就業構造基本調査費における市町交付金の減等により、

716万6千円の減

(安全・安心まちづくり総合支援事業費について)

性暴力被害者支援事業における委託料の減等により、

323万2千円の減

(カネミ油被害者対策費について)

カネミ油被害者検診費における一斉検診に要する経費の減等により、

322万5千円の減

などを補正いたしております。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年6月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会

関係議案説明資料

交 通 局

交通局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第15号 知事専決事項報告「平成29年度長崎県交通事業会計補正予算
(第3号)」

であります。

これは先の平成30年3月定例県議会の本委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております平成29年度予算の補正を、3月30日付けをもって専決処分させていただきましたので、その概要をご報告いたします。

(収益的収入及び支出の補正)

事業収益については、

営業収益	6,477万	円の減
営業外収益	2,414万	円の減
特別利益	542万	2千円の増
計	8,348万	8千円の減

を計上いたしております。

事業収益の主なものは、

乗合及び貸切収入の実績が当初見込んだ目標額を下回ったことに伴う運輸収入

5,490万 3千円の減

生活路線確保対策市単独補助金等の実績確定に伴う補助金及び繰入金

2,355万 3千円の減

であります。

事業費用については、

営業費用	2,940万	3千円の減
営業外費用	588万	3千円の減
特別損失	59万	1千円の増
計	3,469万	5千円の減

を計上いたしております。

事業費用の主なものは、

バス部品の増等に伴う車両管理費	2,344万	9千円の増
運転士人件費の減等に伴う運輸費	3,671万	7千円の減
本局人件費、委託料の減等に伴う一般管理費	1,327万	5千円の減

であります。

(資本的収入及び支出の補正)

資本的収入については、

企業債	450万	円の減
建設補助金	36万	円の増
移転補償金	868万	8千円の増
計	454万	8千円の増

を計上いたしております。

資本的収入の主なものは、

車両購入費など建設改良費の減に伴う、当該費用に充当する建設企業債

450万 円の減

売却土地の工作物に伴う移転補償金

868万 8千円の増

であります。

資本的支出については、

建設改良費	926万 9千円の減
投 資	8万 8千円の減
計	935万 7千円の減

を計上いたしております。

資本的支出の主なものは、

車両購入費及び機械器具購入費などの実績確定に伴う建設費	369万 5千円の減
バス改造費の実績確定に伴う改良費	557万 4千円の減

であります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年6月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第100号議案 長崎県都市計画審議会条例の一部を改正する条例

第101号議案 長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第100号議案「長崎県都市計画審議会条例の一部を改正する条例」は、人口減少や少子高齢化社会の進展など、様々な課題に対応し、にぎわいのある都市づくりを推進するため、学識経験のある者の委員定数の上限を変更する等、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第101号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」は、長崎港の県営常盤南駐車場において、クルーズ船のツアーバスの駐車料金を設定し、また、同駐車場及びドラゴンプロムナード等の管理を指定管理者に行わせるため、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

平成29年及び平成30年に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定5件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、街路樹等からの枝の落下によるものが2件、道路上の転石によるものが1件、道路法面からの落石によるものが1件、転落防止のため設置した簡易柵が強風で吹き飛び、民家の窓ガラスが破損したものが1件となっております。

各事故の相手方へ支払った賠償金は合計で739,491円であります。

(公共用地の取得状況について)

平成30年2月1日から平成30年4月30日までの土木部所管の公共用地の取得状況については、諫早市における道路改良事業1件であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

(幹線道路の整備について)

県では、人、産業、地域が輝く、たくましい長崎県づくりの実現のため、産業振興や地域活性化を支える西九州自動車道や島原道路などの規格の高い道路の重点的な整備とともに、安全・安心や快適な暮らしの実現の観点から、生活に密着した道路整備を計画的に進めているところであります。

このような中、3月30日に発表された平成30年度の国土交通省関係予算において、国道34号大村諫早拡幅が、新たに事業化されるとともに、西九州自動車道においては、佐々インターから佐世保大塔インター間の4車線化について、有料道路事業による整備が行われることとなりました。

また、西九州自動車道においては、昨年の伊万里松浦道路の今福インターから調川^{つきのかわ}インター間の供用に続き、松浦インターまでが今年度完成する予定であり、松浦佐々道路についても、4月24日に、国から、大型構造物である松浦2号トンネル工事に、今年度着手することが発表されるなど、整備が進められています。

さらに、九州横断自動車道についても、今年度、長崎多良見インターから長崎芒塚インター間の4車線化の完成が予定されています。

県としましても、これら道路の早期完成に向け、今後も、関係機関と協力し、全力で取り組んでまいります。

このほか、島原道路の長野・栗面工区や西彼杵道路の時津工区では、トンネルの掘削工事や橋梁工事を進めているところであり、引き続き整備促進に取り組んでまいります。

今後とも、地域の活性化及び安全・安心の確保を図るべく、効率的で効果的な道路ネットワークの整備に努めてまいります。

(石木ダムの推進について)

石木ダムの建設は、川棚川の抜本的な治水対策及び佐世保市の慢性的な水源不足解消のために必要不可欠な事業であり、県政の重要課題として、事業の着実な推進に向け、土地収用手続きを進めるとともに、工事の進捗に努めております。

付替県道工事については、昨年度末時点で、工事延長約220メートル、最大盛土高さ約12メートルの盛土工事が完了しました。事業に反対する方々が現場内に侵入して工事を妨害する行為は依然として続いておりますが、現在、現場では約30台の建設機械を用いて作業を進めており、引き続き、職員による応援体制を整え、現場の安全を十分確保しながら、工事の進捗に努めてまいります。

地権者の方々から求められている知事との面会については、現在、地権者側と面会の環境などについて調整を行っておりますが、未だ最終的な合意が得られず、実現には至っておりません。県としましては、第三者が入らない静穏な環境で、膝を交えて様々なお話をお聞かせいただきたいと考えており、合意が得られ次第、早期に実現し、事業への協力をお願いしてまいります。

近年、全国的に、気候変動等に伴う水害が頻発しております。ダムは、大雨による洪水に対して防災上有効な施設であり、石木ダムは、地域にお住まいの皆様の災害に対する安全度を高めるとの考えで、一日も早い完成に向けて事業の進捗に努めているものであります。さらには、地元川棚町の地域振興や、佐世保市の水資源確保による県北地域の将来的な発展のためにも、引き続き、着実に工事を進めるとともに、残りの地権者の皆様の協力が得られるよう、市町と一体となって、事業の推進に全力を注いでまいります。

(九州新幹線西九州ルート of 建設推進について)

九州新幹線西九州ルートについては、大村市内の第3岩松トンネルと諫早市内の第1本明トンネルにおいて、4月に掘削作業が相次いで完了し、県内の22のトンネルのうち17のトンネルが貫通となるなど、県内各地で工事が進められております。

今後とも、さらなる事業進捗が図られるよう、関係機関、地元市町と連携を密にして取り組んでまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる土木部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

まず、「地方公社の経営健全化」につきましては、長崎県土地開発公社、住宅供給公社及び道路公社の三公社の業務を統合し、効率的な組織体制の強化を図っております。

また、住宅供給公社において、借入金の償還計画に基づき平成29年度は、県への2億20百万円の償還を実施いたしております。平成30年度も3億25百万円の償還を予定しており、再建計画の着実な履行を進めております。今後とも、公社の経営の健全化を図るため、適切な指導監督に努めてまいります。

このほか「公営企業の経営健全化」に取り組み、その内容及び効果はお配りしております資料のとおりでございます。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、土木部関係の議案及び所管事項の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

平成30年6月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

環 境 部

今回、環境部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(環境月間における取組について)

6月は国が定めた「環境月間」であり、去る6月9日に浜の町ベルナード観光通りにおいて、県民の皆様にご環境問題を身近なものとして考え、関心を高めていただくことを目的に、長崎市との共催で環境月間街頭キャンペーンを実施しました。

当日は、地球温暖化やツシマヤマネコ、漂流・漂着物に関するパネル展示や新聞紙エコバッグ製作、エコドライブ体験など様々なコーナーを設置し、多数の県民の皆様にご環境保全活動の重要性について理解を深めていただきました。

また、6月1日からは、市町・警察・海上保安部等の関係機関と連携して、不法投棄の未然防止、早期発見に努めるとともに、広く県民に不法投棄防止の啓発を行うことを目的として、陸域、海域、空域からの合同パトロールを実施しております。

今後も県民の皆様に対し、環境保全活動の重要性等について積極的に啓発活動を行ってまいります。

(次期長崎県環境教育等行動計画の策定について)

環境教育等の推進につきましては、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の施行に伴い、平成26年3月に「長崎県環境教育等行動計画」を策定し、これまで、学校、地域社会及び事業者と連携しながら、環境教育等の各種施策を総合的・体系的に取り組んでまいりました。

今年度で本行動計画が終期を迎えることから、社会経済情勢の変化や各種施策の実施状況などを踏まえて、現計画を見直し、次期「長崎県環境教育等行動計画」を策定することとしております。

計画の策定にあたっては、県議会をはじめ、県民の皆様から幅広くご意見を伺いな

がら、年度内の策定に取り組んでまいります。

(省エネ、節電対策の推進について)

去る5月15日に「ながさき環境県民会議」を開催し、県民や事業者等が一体となって取り組む「県下一斉ノーマイカーデー運動」の更なる拡大に向けた検討を行うこととしております。また、7月から9月の夏期期間中、家庭での節電活動を推進するため、本県を始めとする九州7県及び経済団体等が行う九州エコライフポイントへの参加の呼びかけを行っているところです。

一方、県自らも事業者として、二酸化炭素の排出削減を図るため、県庁エコオフィスのプランに基づき、5月1日からクールビズを開始したところです。また、国の「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」を活用し、県有施設のLED化等の省エネ設備への更新を進めることとしております。

今後も、県民、事業者、関係機関等と連携し、引き続き地球温暖化対策に取り組んでまいります。

(諫早湾干拓調整池の環境保全対策について)

諫早湾干拓調整池の水質保全については、これまで「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき各種施策を実施しており、平成29年度の水質のCOD（化学的酸素要求量）75%値は7.4mg/Lとなるなど近年改善傾向にあります。

また、平成24年度が終期であった同計画については、これまで暫定延長しておりましたが、関係機関と連携し、本年度中の次期計画策定に向けて、作業を進めているところであります。

さらに、諫早湾干拓事業で創出された調整池や自然干陸地の地域資源の有効活用を図るとともに、水質の改善や再生可能エネルギー発電施設導入の可能性について検討

しているところであります。

(海水浴場水質調査の結果について)

県、長崎市並びに佐世保市では、本年4月下旬から5月にかけて、県内の主要な20箇所の海水浴場を対象として、開設前の水質調査を実施した結果、すべての海水浴場が水質判定基準で最高のAAとなり、良好な状況でありました。

今後とも、県民の皆様が安心して海水浴場を利用できるよう、広く情報を提供するとともに、関係自治体と連携して周辺環境の保全に努めてまいります。

(長崎県汚泥処理構想の策定について)

本県では、本年3月に、下水処理場等の汚水処理施設から発生する下水汚泥等について、市町の枠を超えて広域的に集約しエネルギー資源として再利用等を図るための基本計画として「長崎県汚泥処理構想」を策定しました。

今年度は、県央・県南エリアにおいて、下水汚泥等の広域的処理及び再利用の事業化に向けて検討していくこととしています。

今後とも、各市町と連携しながら下水道事業の広域化・共同化を促進し、下水道経営の効率化が図れるよう取り組んでまいります。

(災害廃棄物処理計画の策定について)

本年3月、県内で発生が想定される大規模災害等に伴う災害廃棄物の処理に関して基本的な事項を定めた「長崎県災害廃棄物処理計画」を策定いたしました。

また、市町での災害廃棄物処理計画につきまして、4月25日に開催した「市町等廃棄物対策及び環境保全担当課長・担当者会議」の中で、本年度内の県内全市町での計画策定を依頼したところです。

今後は、県内全ての市町において早期に計画が策定されるよう、保健所地区単位で市

町担当者を集めた勉強会等を開催するなど、積極的な支援に努めてまいります。

(生物多様性保全の推進について)

昨年、対馬市において生息が確認されたカワウソについて、去る5月28日に、環境省による調査の結果、少なくともユーラシアカワウソのオス2個体、メス1個体の生息が示唆された旨の発表がありました。さらに詳細な状況を確認するため、今後も環境省の調査が継続される予定です。

カワウソが生息できるということは、対馬の自然の豊かさを物語るものであり、引き続きこの貴重な自然環境の保全を図ってまいります。

(島原半島満喫プロジェクトについて)

環境省では、2020年の国立公園における外国人利用者数を、2015年に比べ倍増の1,000万人とすることを目指し、「国立公園満喫プロジェクト」としてインバウンド対策を進めているところです。

昨年度からは先行する8公園の取組を全国の国立公園に展開するためのソフト支援事業を新たに始めており、本県の雲仙天草国立公園もこのソフト支援事業の採択を受け、島原半島観光連盟と連携を図りながら、二次交通改善のための交通社会実験や外国人観光客のニーズ調査等を実施しております。

今年度も引き続き、魅力的なコンテンツ創出などの取組を行い、島原半島が一体となったインバウンド対策を進めるとともに、地域自らが行っている国立公園やジオパークなど地域の魅力を増すための様々な取組に対し積極的に支援を行い、地域の活性化を地元市と連携して推進してまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる環境部関係の具体的項目に関して、その

主な取組内容をご説明いたします。

「内部管理業務の見直し」のうち県庁EMSの運用等の見直しについては、平成28年度において、その運用等を見直し、平成29年度から日常点検や内部監査、外部評価委員による評価を廃止する等の省力化を実施したところであります。

また、「公営企業の経営健全化」のうち大村湾南部流域下水道事業については、平成32年度の公営企業会計適用を見据え、経営戦略を策定するとともに、関係市への移管に向けて、引き続き流域協議会等において協議を実施することとしております。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年6月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

県民生活部

今回、県民生活部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(県民協働の推進について)

多様化する県民ニーズや地域課題の解決にきめ細かに対応するため、県ではこれまでNPO法人等と行政や企業との協働の取組を進めてまいりました。

本年度は、NPO法人や行政、企業等からの協働に係る相談・事業企画提案の受付及び事業化に向けた情報・意見交換会の開催などを行う「協働サポートデスク」や、専門家によるNPO法人への組織力強化に向けた支援に取り組むほか、10月にはNPO・ボランティア団体をはじめ、企業や大学等が一堂に会し、交流する「NPO協働フォーラム」を開催するなど、県民の皆様の積極的な参画と、協働へのご理解をいただくための環境を整備してまいります。

なお、去る4月には、県と公益財団法人 県民ボランティア振興基金において、県内のNPO・ボランティア情報のポータルサイトとなるインターネット情報サービス

「ながさきボランぼネット」を開設いたしました。このサイトには、NPO・ボランティア団体の活動やイベント、ボランティア募集の情報のほか、行政や民間の助成金をはじめとした支援制度など、様々な情報を掲載しており、県内のNPO・ボランティア団体の活動の活性化や、県民のNPO・ボランティアに係る認知度向上、協働の促進に繋がるものと考えております。

今後とも、NPO法人等への各種支援、企業や大学等も含めた交流促進、情報提供などの取組により、多様な主体による協働を推進してまいります。

(企業における女性活躍推進事業について)

県内企業における女性職員の管理職登用を促進するため、ながさき女性活躍推進会議と連携し、6月1日から7月19日にかけて長崎地区、その後、年内に佐世保地区

及び諫早地区において、管理職としての基本的な考え方や部下の育成、チームへの関わり方などを学ぶ「女性のためのミドルマネジメント講座」を実施する予定としております。

昨年度は参加者の約9割が管理職になることに前向きとなるなど気持ちの変化がみられ、管理職としてのスキル向上と意識啓発ができましたので、今年度も引き続き、県内企業の女性人材の育成に努めてまいります。

(人権尊重の社会づくりの推進について)

県では、平成29年3月改訂の「長崎県人権教育・啓発基本計画」に基づき、同和問題をはじめ様々な人権課題の解決に向けた施策を進めております。

今年度においては、新たに、同性愛や両性愛、こころの性とからだの性が一致しないなど多様な性について、大学や当事者団体等との連携のもと、若者をはじめ広く県民の理解を深めてもらうためのフォーラムを開催するとともに、性的少数者の人権を尊重し擁護することを表すロゴマークの募集、当事者やまわりの方などが気軽に相談できる「相談デー」の開設を行うこととしております。

また、青少年や地域社会に大きな影響力のあるサッカーJ1リーグ「V・ファーレン長崎」と連携・協力した人権啓発活動や、企業における労働者の権利侵害やハラスメント等を防止し、人権尊重の気風を高めるための「企業人権啓発セミナー」、さらには、地域に根ざし、地域の要となって人権教育・啓発活動を推進する地域リーダーの養成と、その活動促進に引き続き取り組んでまいります。

今後とも、「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会」の実現を目指し、学校や地域社会等あらゆる場、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進に努めてまいります。

(第三期長崎県教育振興基本計画の策定について)

第三期長崎県教育振興基本計画の策定につきましては、現計画の終期が今年度末となっていることから、昨年11月に設置した県民各界各層の有識者等からなる「第五期長崎県教育振興懇話会」における6回の協議を経て、去る5月14日に意見等を取りまとめた報告が提出され、今回素案を策定いたしました。

この素案は、計画期間を平成31年度からの5年間としており、県民生活部の関係部分は、「主要施策の展開」の中に「基本的方向性3 人生をよりよく生きるための豊かな心と健やかな体を育みます」の「(2) - 2 人権教育の推進(社会における人権教育の推進)」として整理しております。

人権についての理解や人権感覚の涵養を図る取組については、市町や関係団体等と連携し、同和問題をはじめ様々な人権課題についての教育・啓発に取り組むとともに、各種研修会において、性的少数者の人権など社会の要請等を踏まえたテーマを設定し、学習プログラムの充実を図ります。

また、地域や学校等で活動できる指導者の育成については、参加体験型人権学習のスキル等をもった指導者の育成とネットワーク化を図り、事業等への参画を促進します。

さらに、人権教育啓発センターを中核とする研修・啓発については、書籍やDVD等の充実や研修相談、企業等からの研修依頼への対応等に努めてまいります。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメント等による県民の皆様のご意見等を踏まえながら検討を進め、年内の策定を目指して取り組んでまいります。

(交通安全対策の推進について)

本年4月末現在の県内の交通事故は、発生件数1,532件、死者数10人、負傷者数1,968人で、前年同期と比較しますといずれも減少しております。

特に発生件数、負傷者数につきましては昨年同期と比較して10%以上の減少とな

っており、また高齢者の死者数は5人で、昨年同期と比較して6人減少となっております。

これは警察、市町、関係団体と連携した各種交通安全対策を推進したことによる一定の抑止効果が現れているものと考えられます。

しかしながら、全死者数に占める65歳以上の高齢者の割合が半数を占めており、引き続き高齢者の交通事故防止対策を推進する必要があることから、高齢者の交通事故防止対策として、安全運転サポート車の広報啓発や自動車学校を利用した参加体験型講習会など、関係機関・団体と連携した高齢者交通事故防止対策に取り組んでおります。

また、本年7月11日から20日までの10日間実施される「夏の交通安全県民運動」においても、「高齢者と子供の交通事故防止」等を運動の重点として掲げ、地域・職場・家庭等で交通ルール遵守と交通マナーの向上を図るための広報啓発等に取り組むこととしております。

今後とも、警察、市町、関係団体とより一層の連携を図り、交通安全対策を推進してまいります。

(犯罪被害者等支援について)

犯罪被害者等の支援につきましては、平成29年3月に策定した「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」に基づき、犯罪被害者等が早期に平穏な生活を取り戻すことができるよう支援を行っております。

「支援計画」に盛り込まれた幅広い施策を総合的・体系的に実施することにより、引き続き、犯罪被害者等に対するきめ細かな支援を行ってまいります。

また、3月定例会において、長崎県弁護士会から提出があった「長崎県犯罪被害者等支援条例制定を求める請願書」が採択されるとともに、「長崎県犯罪被害者等支援条例制定を求める意見書」が議決されたことから、これを重く受け止め、条例制定を

含めた今後の支援のあり方等について、県、県警、市町、関係機関・団体等が協議する場を設け検討してまいります。

(性暴力被害者支援「サポートながさき」について)

性暴力被害者支援「サポートながさき」では、専門の女性相談員による電話相談をはじめ、県内各地域の協力医療機関、弁護士会、臨床心理士会などと連携し、医療支援、法律相談、カウンセリングなど、被害者のニーズに応じた支援を実施しております。

「サポートながさき」における平成29年度の相談・支援件数は397件で、前年度と比べ92件増加しており、全体の34%に当たる135件が10代の被害者からの相談となっております。

本年4月には、犯罪被害者支援の全国組織である「全国被害者支援ネットワーク」が開設した「電話サポートセンター」の全国共通ナビダイヤルによる相談受付を活用することにより、早朝、夜間、休日における相談にも対応できるよう支援体制を強化したところです。

また、特に10代をはじめとする若年層にとって、より相談しやすい方法を整備するため、新たにメールによる相談受付を開始することとしております。

今後も、性暴力被害の潜在化防止及び被害者の心身の負担軽減等が図られるよう、引き続き支援の充実に努めてまいります。

(平成27年度県民経済計算について)

本県経済の規模や産業構造等を明らかにする県民経済計算につきましては、平成27年度の結果を平成30年3月及び6月に公表をいたしました。

県内総生産は、名目で4兆3,822億円であり、平成26年度に比べ7.6%増

加、物価変動の影響を取り除いた実質においても6.0%増加しました。名目・実質ともにプラスとなるのは4年ぶりであり、中でも電子部品・デバイス等の増加により製造業が52.6%と大幅に増加しております。

また、給与や企業所得などの県民所得を総人口で割った1人当たり県民所得は8.7%増の238万8千円と、比較可能な平成18年度以降において最高額となっております。

(住宅宿泊事業の届出状況について)

健全な民泊サービスの普及を図るため、「住宅宿泊事業法」が本年6月15日からの施行となっております。県におきましては、これまで法施行に向けて、周辺住民への事前周知等、トラブル防止の措置を盛り込んだ実施要綱の策定や苦情相談窓口の設置など県独自の対策を講じるとともに、ホームページや広報誌の活用、事業を検討されている方を対象とした説明会の開催などにより、制度等の周知に努めております。なお、「住宅宿泊事業を営む旨の届出」は、6月7日現在で10件っております。

今後とも、関係部局や消防等の関係機関と連携を密にし、健全な民泊事業の確保と適切な運営指導に努めてまいります。

(食育の推進について)

県では、平成28年3月に策定した「第三次長崎県食育推進計画」に基づき、ライフステージに応じた食育に関する各種施策を総合的に推進しております。

具体的には、食育推進活動に取り組む個人・団体の表彰、共食をテーマとした作品募集、食育講演会の開催、情報誌などの広報媒体を用いた啓発のほか、国の補助制度を活用し、団体等が行う食の大切さを周知する取組等への活動支援を実施しております。

また、今年度からは、食に関して他の世代より多くの課題があると言われている大

学生等若い世代の食育対策に取り組んでおり、県内大学と連携し食育に関する検討会を立ち上げ、大学生との協働による取組、情報発信を実施することで、若い世代の食の課題解決を目指してまいります。

今後とも、市町、関係団体と一層の連携を図り、食育の推進に努めてまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる県民生活部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「県民、企業、NPO等との協働の推進」を図るため、NPO法人や企業等からの協働に関する相談・事業企画提案の受付や、事業化に向けた情報・意見交換会の開催などを行う協働サポートデスクを設置し、平成29年度においては、21件の相談に対応し、情報・意見交換会を5回実施いたしました。

また、「各種審議会等の見直し」のうち、審議会等における女性委員の積極的な登用については、平成29年4月1日現在で女性委員登用率は34.8%、目標の34.5%を0.3%上回っております。引き続き、第3次長崎県男女共同参画基本計画における女性委員登用率40%の目標達成に向け、庁内全体で積極的な登用に努めるとともに、女性委員登用計画の情報共有や委員改選時における事前協議の徹底などにより女性委員の登用を促進してまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

平成30年6月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

交 通 局

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項についてご説明いたします。

(プラチナパス65について)

高齢化の進展に伴い、高齢者の移動手段の確保とサービスの充実が求められる中、交通局では、高齢者の通院やお買い物などの生活支援を念頭に「免許返納者パス」や65歳以上の全ての方を対象としたフリー定期券「プラチナパス65」の試行運用を行っており、プラチナパスについては、5月31日現在で757名の方にご利用いただいております。

プラチナパス65の試行においては、本年2月に利用者へのアンケートを実施いたしました。その結果、プラチナパスの利用により、バスの利用頻度が平均約20%増加していることや、半数以上が「外出する頻度が増えた」「行動範囲が広がった」と回答していることから、高齢者の積極的な社会参加につながるとともに、「両替やカード積み増しの不安がなくなった」「車の運転を控えることができた」との意見から、利便性向上が図られたものと考えております。

利用者からプラチナパス65に対する高い評価が得られたことから、本年9月の試行運用終了後、9月17日の敬老の日をもって本格運用を開始することといたしました。

高齢者が安心して利用できる移動サービスを提供することは、公共交通事業者としての重要な役割のひとつととらえており、今後とも、さらなる利便性向上が図れるよう取り組んでまいります。

(営業・広報の取組について)

バスの利用促進を目的として、積極的な広報活動を進めております。

バスの利用促進と地域の活性化を図る目的で作成している「県営バスdeおでか

けMAP」の第5弾として、諫早市唐比（からこ）地区にスポットを当てた「唐比編」を作成し、地域のお出かけスポットや、夏に見頃となる唐比のハス園を紹介し、県営バス各ターミナル等での地元の方やお客様へ提供するとともに、バスの車内等に掲示を行っております。

地域との連携を目的に各地のイベントへ積極的に出展しており、去る4月22日に諫早市役所前広場で開催された「第5回諫早グルメフェスティバル」に参加いたしました。「赤バス」を会場に展示して、運転士の帽子やバスガイドの制服を着用しての記念撮影などを行い、公式マスコットキャラクターであるポポルも参加し、多くの子ども達や親子連れで賑わいました。

2月から開催しました「県営バスフォトコンテスト」には、バスやバス停などを写した100枚を超える写真を投稿いただきました。5月31日をもって締め切り、優秀作品を決定しております。優秀作品については、来年の県営バスオリジナルカレンダーに掲載することを予定しております。

今後も、地域のイベントへの出展等により、地域とふれあうことでバスを身近に感じていただき、バスの利用促進と地域との連携強化に努めてまいります。

（夏休みこども定期券の発売について）

昨年度初めて実施した「夏休みこども定期券」については、今年度も実施することとしております。

これは子どもたちに対し、移動機会の多い夏休みにバスの利用を促すとともに、バスの乗り方や乗車時のマナーを身に付けてもらおうと企画したものであり、昨年の購入者アンケートによると半数以上が「バスを日常的に利用していない」と回答していることから、こども定期券を継続して実施することで、バス利用の促進とルールやマナーの良い学習機会につながるものと考えております。

今年度は、対象を昨年と同じく小学生とする夏休みこども定期券を7月6日から

発売するとともに、長崎電気軌道と連携し、県営バスと路面電車の両方が乗り放題となる新たなセット券の販売も行うこととしており、更なる利用促進を図ってまいります。

(ホームページのリニューアルについて)

交通局においては、県民の皆様をはじめバスを利用される皆様に広く活用できる情報を積極的に公開するため、ホームページを開設し、運賃・時刻表や経営状況などの情報を提供しておりますが、更なるサービスの向上を図るため、ホームページ利用者からのご意見等も踏まえ、「より使いやすく」「より分かりやすく」を基本方針に全面的なリニューアルを今年20日に行いました。

新たなホームページにおいては、路線バスの時刻・運賃検索について地図から最寄りのバス停を探せる機能を追加するとともに、バスの乗り換え案内を行えることとしました。また、年代を超えて広く普及しているスマートフォン等での利用を可能としたほか、海外旅行客向けに多言語化を図ったところです。

今後も更なる情報の充実に努め、県民の皆様をはじめバス利用の皆様へのサービス向上及び県営バスの魅力発信に取り組んでまいります。

(V・ファーレン対応について)

今季J1リーグに昇格したV・ファーレン長崎のホームゲームにおける観客の輸送につきましては、交通局として、最も効率的と思われるJR諫早駅から競技場間の路線バスでの臨時便輸送に主力を置きつつ、関係機関とも連携を密にしながら輸送体制の確保に努めております。

また、対戦相手によって、多くのサポーターが関東や関西方面から航空機を利用して観戦に来られる場合もあったことから、長崎空港と大村駅前及び諫早ターミナル間の臨時便についても必要に応じて運行を行ったところであります。

これまでの輸送実績としましては、3月3日から5月12日までのホームゲーム10試合において、諫早ターミナルと競技場北口間の臨時便や長崎空港と諫早ターミナル間の臨時便など合計で271便を運行し、また、長崎方面からの定期便と合わせて、延べ12,492名を輸送しました。これら路線バス臨時便等による観戦客輸送に対しては、特段の混乱もなく、対戦相手のサポーターからも評価の声をいただいております。交通局としましては、今後もこれらの実績を踏まえ、12月1日の最終戦まで、可能な限り輸送体制に万全を尽くしてまいりたいと考えております。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる交通局関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「公営企業の経営健全化」につきましては、人口減少や少子高齢化に伴う輸送人員の減少や軽油価格の高止まりなどに対応するため、中期経営計画を策定するとともに、それに基づく経営健全化策を実施し、事業運営を行ってきております。

本年3月には、平成30年度から39年度までを計画期間とする新たな中期経営計画を策定しました。その中で、将来に向けた地域生活交通の確保や本県観光振興への貢献を果たしながら、経営の健全性を維持し、安全性の一層の確保と輸送品質の向上に努めることとしており、県民の皆様により必要とされる県営交通を目指してまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。